

阿見町議会会議録

令和3年第4回定例会

(令和3年12月7日～12月17日)

阿見町議会

令和3年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(12月7日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	8
・ 会議録署名議員の指名	8
・ 会期の決定	8
・ 諸般の報告	9
・ 議案第86号から議案第88号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	10
・ 議案第89号から議案第94号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	11
・ 議案第95号から議案第98号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	17
・ 議案第99号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	21
・ 請願第4号(上程, 委員会付託)	38
○散 会	38
◎第2号(12月8日)	39
○出席, 欠席議員	39
○出席説明員及び会議書記	39
○議事日程第2号	41
○一般質問通告事項一覧	42
○開 議	43
・ 一般質問	43
難波千香子	43
高野 好央	63
海野 隆	75
飯野 良治	89
○散 会	103

◎第3号（12月9日）	105
○出席，欠席議員	105
○出席説明員及び会議書記	105
○議事日程第3号	107
○一般質問通告事項一覧	108
○開 議	109
・一般質問	109
紙井 和美	109
永井 義一	123
落合 剛	139
○散 会	144
◎第4号（12月10日）	145
○出席，欠席議員	145
○出席説明員及び会議書記	145
○議事日程第4号	147
○一般質問通告事項一覧	148
○開 議	149
・一般質問	149
柴原 成一	149
川畑 秀慈	154
栗原 宜行	173
・休会の件	186
○散 会	186
◎第5号（12月17日）	187
○出席，欠席議員	187
○出席説明員及び会議書記	187
○議事日程第5号	189
○開 議	190
・議案第86号から議案第88号（委員長報告，討論，採決）	190
・議案第89号から議案第94号（委員長報告，討論，採決）	192

・議案第95号から議案第98号（委員長報告，討論，採決）	197
・議案第100号（上程，説明，質疑，討論，採決）	199
・議案第101号（上程，説明，質疑，討論，採決）	201
・請願第4号（委員長報告，討論，採決）	204
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	209
○閉 会	209

第 4 回 定例会

阿見町告示第263号

令和3年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月25日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和3年12月7日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和3年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月7日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	12月8日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	12月9日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第4日	12月10日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第5日	12月11日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	12月12日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	12月13日	(月)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	12月14日	(火)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	12月15日	(水)	休	会	・議案調査
第10日	12月16日	(木)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月17日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[12 月 7 日]

令和3年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月7日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副	町	長	坪田	匡弘	君	
町	長	公室	長	建石	智久	君
総	務	部	長	佐藤	哲朗	君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
子ども家庭課長	小澤勝君
児童館長	細沼文恵君
健康づくり課長	監物輝子君
道路課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	恵美和彦君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和3年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和3年12月7日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第86号 阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第87号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第88号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第89号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第90号 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第91号 令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第92号 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第93号 令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第94号 令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第95号 損害賠償の額を定めることについて
議案第96号 損害賠償の額を定めることについて
議案第97号 損害賠償の額を定めることについて
議案第98号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第7 議案第99号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 請願第4号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第4回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

4番 石引大介君

5番 高野好央君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る11月30日の議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、会期の件について御報告申し上げます。

令和3年第4回定例会につきまして、去る11月30日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月17日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月8日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、12月9日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

4 日目、12月10日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

5 日目から6 日目までは休会で議案調査。

7 日目、12月13日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8 日目、12月14日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9 日目から10 日目までは休会で議案調査。

11 日目、12月17日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（久保谷充君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月17日までの11日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの11日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第86号から議案第99号のほか、コロナ禍による米価下落の対策を求める請願、以上15件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、超高齢化社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望、新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望及び各種業務報酬算定基準の採用に関する要望、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いの4件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和3年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月6日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

-
- | | |
|--------|------------------------------|
| 議案第86号 | 阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 議案第87号 | 阿見町国民健康保険条例の一部改正について |
| 議案第88号 | 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について |

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第86号、阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第87号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第88号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

まず初めに、議案第86号から議案第88号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第86号の阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、学校区児童館が、老朽化により利用者の安全の確保が困難であるとの判断に至り、令和3年度をもって閉鎖とするため、本条例で規定している学校区児童館の名称、位置の削除及び、文言の整理等所要の改正を行うものであります。

議案第87号の阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正する政令が公布されたことに伴い、阿見町国民健康保険条例を一部改正するものであります。

その主な内容といたしましては、被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金の金額を引き上げるものであります。

産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日より引き下げられることになりましたが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については、42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、出産育児一時金の金額の引上げを行うものであります。

議案第88号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、総務省において例として示されている市町村国民健康保険税条例の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

その主な内容としましては、条例の見出し及び条文に文言を追加し、条例の規定を明確化するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号から議案第88号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第89号	令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第90号	令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第91号	令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第92号	令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第93号	令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第94号	令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第89号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第90号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第92号、令和3年度阿

見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第93号、令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第94号、令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第89号から議案第94号までの、令和3年度一般会計ほか5件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第89号、一般会計補正予算は、既定の予算額に3億5,087万8,000円を追加し、179億8,790万3,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。

第17款県支出金で、障害者自立支援給付費負担金を増額。

第19款寄附金で、ふるさと応援寄附金を増額。

第21款繰越金で、財源調整のため前年度繰越金を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の企画費で、ふるさと納税事業を増額。

第3款民生費の障害者福祉費で、障害者訓練等給付事業を増額。

第4款衛生費の予防費で、3回目ワクチン接種のため、新型コロナウイルスワクチン接種事業を増額。

第7款土木費の都市計画総務費で、地方創生臨時交付金を活用し、地域公共交通維持確保支援金を新規計上するものであります。

議案第90号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に4,302万2,000円を追加し、49億2,048万5,000円とするものであります。

その主な内容は、保険給付費で、一般被保険者高額療養費を増額するものであります。

議案第91号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に2,377万8,000円を追加し、36億3,693万5,000円とするものであります。

その主な内容は、地域支援事業費で、訪問型サービス事業を増額、諸支出金で、国庫支出金等返還金を増額するものであります。

議案第92号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額から3,718万2,000円を減額し、10億1,542万2,000円とするものであります。

その主な内容は、後期高齢者広域連合納付金で、保険料納付金、療養給付費等負担金を減額するものであります。

次に、議案第93号の阿見町水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、1,646万3,000円を増額するもので、その主な内容としましては、配水管布設後舗装復旧工事費の増額であり、それに伴い、収益的収入で財源の一部として関連する。道路路面補修受託工事収益1,250万円を増額するものであります。

また、水道事業会計予算第7条に定めた職員給与経費については、人件費の減額に合わせて3万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第94号の阿見町下水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ14万9,000円を減額するものであります。

その内容としましては、支出で人件費を減額し、それに伴い、収入で他会計補助金を減額するものであります。

次に、下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、それぞれ263万7,000円を増額するものであります。

その主な内容としましては、支出で、農業集落排水の回分槽攪拌ポンプ更新に伴う工事費の増額及び令和3年2月に借入れした企業債の償還金を増額し、その財源として、収入で、農業集落排水の受益者負担金及び公共下水道の他会計負担金、受益者負担金を増額するものであります。

また、下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費、第9条に定めた他会計からの補助金についても、今回補正に併せて減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） おはようございます。

今ちょっと場所を出していますので、少々お待ちください。

一般会計の11ページの人事給与事務費1113の中で、委託料で、例規整備等支援業務というのが今回あります。これはあんまり聞き慣れない名称なんで、その内容をお願いします。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

この委託料につきましては、定年延長に伴う例規整備の支援業務を委託するものでございます。地方公務員法で、定年につきましては、令和5年度から段階的に引下げ云々というのは、そういう流れでございます。それに先立ちまして、それにかみみます令和3年度は制度の検討と法制度の洗い出しを行うというようなことで準備を進めるものでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ごめんなさい、ちょっと。定年延長に伴う、要は60から65歳までの延長に伴う、いろんな法律的な整備の部分での例規の整備を行うという意味合いでいいんですか。もう一回、もうちょっと詳しく。すいません。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） 申し訳ございませんでした。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準としまして、各地方公共団体において条例で定めるものでございます。

国家公務員法等の改正によりまして、国家公務員の定年が令和5年度から段階的に引き上げられるということになります。そういったことで、65歳とされることを踏まえまして、関連する例規整備を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほか。5番高野好央君。

○5番（高野好央君） よろしくをお願いします。

一般会計補正予算、11ページ、荒磯部屋連携推進事業、アドバイザー業務委託料44万円なんですが、この業務委託する内容をお願いしたいんですが。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

荒磯部屋の建設につきましては、前回の議会とそれから全員協議会の中でも、皆様方から御指摘をいただいて大変興味があるところだと思います。

それを受けまして、これまで町の取組としましては、庁内の連携の推進委員会を設置しまして、どういったものが連携するかということの議論を進めてまいりました。

そういった経過の中で、どうしても相撲協会さんとの関係を強固に結ぶ必要があるというよ

うな課題がございまして、そういうことを受けまして、今回、荒磯部屋のマネジャーを務められております前田一輝様に、アドバイザー契約ということで、包括的に御支援をいただくというような契約を締結させていただいたものでございます。

詳細は、幾つかあるんですけれども、町と荒磯部屋との連携に関することということを中心にして、その他支援業務と、それとあと、広域的に絡むようなこともこれから事案として考えなければいけなくなると思います。そういったことにつきましても、当然連携支援をいただくものと。あと、特に町として特化したもので、こういった御支援をいただきたい、こういった連携はどのように進めたらいいかというようなことの御支援をいただくと。そういったことも含めて、アドバイザー契約ということをしていただきまして、今回の補正のほうは2か月分になります。当初予算で改めて1年分の予算を上程させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。

今、答弁ありました2月、3月分で2か月分で44万円ということ。

次年度も引き続きということで新聞の報道でもありました。そうすると、次年度、年間だどれぐらいの金額を委託料というのは予定しているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回、年度をまたぐということで、今回の補正も債務負担をかけさせていただいています。その総額としまして264万円となります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質問ありますか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 議案89号、一般会計補正予算の歳入、8ページですね。ふるさと応援寄附金ということで3,000万補正がされて7,000万になったわけですがけれども、ふるさと応援寄附金は使い道の指定ができるわけですよ。それで、寄附をされた方々が、阿見町の幾つかメニューがあるようですけれども、選べる使い道ということで、この使い道の指定では、どんな寄附が多かったのか教えてください。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

4月の1日から11月30日までの動きでよろしいでしょうか。その合計でいきますと、寄附件数としましては2,946件となります。

御指摘いただきました寄附用途の内訳としましては、8項目ほどございます。1つが、人がつながるまちづくりを実現するための事業、2つ目としまして、人を育むまちづくりを実現するための事業、3つ目としまして、暮らしを支えるまちづくりを実現するための事業、4つ目としまして、安全安心のまちづくりを実現するための事業、5つ目としまして、あみ人材育成基金、6つ目としまして、予科練平和記念館整備管理基金、7番としまして、町長にお任せ、8番としまして、新型コロナウイルス感染対策に関する事業と、この8目からなっております。

その中で、4月1日から11月30日までの現在で申し上げますと、一番多かったものが、町長にお任せという内容が560件ほど、続いて、人を育むまちづくりを実現するための事業ということで373件ということで続いてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 幾つかあるサイトのうちの、ふるさとチョイスのサイトを見てみると、例えば応援メッセージが、公開してもいいということで書かれていて、大学時代非常にお世話になったと。それで頑張ってくださいと。この人がどの指定寄附をしたのか分かりませんが、とにかく子供の教育を応援しますとか、そういうことでも応援メッセージが幾つか載っています。

それで、今、教えていただいたので分かりましたけれども、ただ、自治体からの使い道情報というところが、最新情報がないということで、これはやっぱり書かれておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

おおむねやっぱり町長にお任せ、町の裁量に任せるということがあって、2番目に、やっぱり人を育むまちづくりということで、教育にやっぱり投資をしてくださいということでやられているということで数字が出ていましたけども、ぜひ、その自治体からの使い道情報というところもきっちり最新情報を反映させるような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号から議案第94号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第95号	損害賠償の額を定めることについて
議案第96号	損害賠償の額を定めることについて
議案第97号	損害賠償の額を定めることについて
議案第98号	損害賠償の額を定めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第95号、損害賠償の額を定めることについて、議案第96号、損害賠償の額を定めることについて、議案第97号、損害賠償の額を定めることについて、議案第98号、損害賠償の額を定めることについて、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第95号から議案第98号までの損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第95号につきましては、令和3年5月24日から5月28日にかけて、阿見町総合保健福祉会館において、管内保管物品の整理及び廃棄を行った際に、会館を使用する福祉団体の所有動産である複数の楽器類を誤って破棄したことにより、当該団体に損害を与えたもので、町に賠償責任が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号及び議案第97号につきましては、関連しますので、一括で説明いたします。

本案は、令和3年9月16日午後5時30分頃から翌17日午前7時15分頃にかけて、阿見町小池地内の町道1568号線を、南から北方向へ車両で走行中、当町町道側溝の蓋の上に固定してあったラバーポールが、蓋の落下に伴い傾いていたことにより、車両と接触、車両の一部を損傷させ損害を与えたものです。

そのため、国家賠償法の規定により、町に賠償責任が生じたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第98号につきましては、令和3年11月1日午後5時59分頃、町道111号線を町職員が公

用車により南から北へ走行して茨大農学部前交差点を右折した際、正面から県道竜ヶ崎阿見線を左折してきた車両と接触し、相手車両の一部を損傷させ損害を与えたものです。

そのため、国家賠償法の規定により、町に賠償責任が生じたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものがあります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案4件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは、議案第95号についてお伺いします。

これまで経緯について説明があって、新型コロナウイルス対策ということで、総合福祉会館の部屋を空けなければいけなかったという、それでもって掃除をした時点で、会館を利用している団体の所有物を廃棄してしまったと、こういう話だったんですけども、まず最初にお聞きしたいんですけど、これは顧問弁護士に御相談はされたんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

町のほうの顧問弁護士への相談は行っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） これは後々のために聞いているんですけども、当然、管理責任が町にあったということで、今回の損害賠償を支払うということに至ったと思いますが、相談をしたということで、どういう相談をなさって、どういうアドバイスがあったんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 健康づくり課長監物輝子君。

○健康づくり課長（監物輝子君） はい、お答えいたします。

顧問弁護士のほうには、示談、和解の方法につきましてアドバイスを受けました。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 和解ですよ。それで、和解したほうがいいのかということなのかな、よ

く分からないけども、和解条件とかいろいろアドバイスを受けたようなんですけども、確かに管理責任は、明確な管理責任が町にあったのかどうか、これもちょっとよく分からないし、それから、団体側に自らの所有物を管理する、そういう責任がなかったのかどうかとか、責任の割合というのかな、通常責任の割合があつて、それでもって和解とか賠償とかという形になると思うんですけども、そういったところの相談とかアドバイスというのはなかったんですか。

つまり、今回、損害賠償で出ている金額、ほぼこれは新しく買い換えるための金額が出ているのではないかと思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

顧問弁護士さんと相談したところで、そこまでの責任割合というところのアドバイスのほうはありませんでした。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 答弁が簡単なんだけども。それじゃ、これで賠償をして、決着をつけるということなんですけども、今後の団体の動産——不動産は管理しないでしょうけども、その動産の管理について、どういうルールができたんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

先般、全員協議会の中でも説明したとおり、今後、動産の管理につきましては、まず最初に、使用団体のほうが、町のほうの総合保健福祉会館に、その動産を預けたいといった場合については、そもそも通年で継続使用している団体で、なおかつ、連れてくる児童や障害児童を連れてくるときには、介助しながら、なおかつ動産、大きなものを運んでくるというものの大変さというのを考慮するために、そうしたものを預かることにいたします。

そのときには、最初について、その動産の目録みたいなものを出していただきまして、町と職員と団体との間で、どういうものがどこに保管されているかというのを確認する形になります。

町としましては、その後につきましては、動産の搬入とかそういうものについては団体のほうの責任において、町のほうについては倉庫については施錠している感じという形で、鍵を相手に渡しまして、その後の動産の搬入については全て団体のほうの責任になるかと思います。

町のほうについては、全てその管理責任というものは、その後ありませんので、あくまでも団体の責任で管理することが原則になります。

ただ、原則としましては、町としては、全ての団体から物を預かるということはないというのが原則となります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 損害賠償額20万を超える金額なんですけれども、職務としてその職員が行ったわけですよ、コロナ対策のために部屋を空けるということですね。

でも、1つ手続を抜いちゃったので、こういう事態に立ち至ったと思うんですよ。そういう意味では、職員の不注意というかな、これが問われると思うんですけど、この損害賠償金額というのは誰が負担するんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

基本的にはあくまでも職員が職務として行っておりますので、町のほうの責任の中で行っておりますので、あくまでも賠償責任は町のほうにある。町のほうで支払う形になります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） いつもやり取りの中で、保険掛かってるのかみたいな話があって、これはどこから支出というか賠償をされるんですか。保険から支出されるんですか、それともそうではなくて、町の一般財源から出されるんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

一応、財源としましては、町のほうの一般会計のほうから支出はしますが、一応、損害賠償金については、この賠償決定後に、保険会社から保険金のほうは入ります。ただ、保険金額につきましては、全額ではなく、減価償却も見込んでおりますので、ほぼ5割相当分が入ってくるものと思われま。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 20万という金額は、多分新品、買い替える、新しいものを買うための金額になっているので、さっきそういうことを聞いたつもりだったんですけども。

そうすると、10万ぐらい、半分ぐらいは、やっぱり町が負担するような形になるということなんですけども、これは間違いはないんですか。職員個人の賠償を求めるといことはしないということでもいいんですか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

あくまでも賠償金については、町のほうの予算から出しまして、個人に対して請求すること

はございません。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号から議案第98号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第99号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議案第99号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第99号の阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現在空席となっている教育委員会教育長に湯原正人氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、平成30年10月11日から令和3年10月10日までの3年間にわたり教育長に就任されました。この間、阿見町の教育行政に熱心に取り組み、人格・識見ともに優れ、また地域住民からの信頼も厚く、教育委員会教育長として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 9月14日に不同意となり、約3か月間、任期が切れてから約1か月たっております。これだけの期間を空けて、再度同じ方を推薦した理由を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 大変に教育行政、今、大事なところでありまして、期間を空けてしまったことは大変お詫びを申し上げたいというふうに思います。しかし、前回全協でもお話ししたとおり、ほかに、湯原正人氏以外に適任者がいないということで、熟慮した結果、こういう形になりました。

今、置かれた教育行政の中では、様々な課題がございます。この課題を乗り越える人材というのはこの方しかいないということで、空いてしまったことはお詫びをいたしますけれども、最適任ではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 教育長には職務代理者がおります。9月議会において不同意となった方を再度推薦するよりは、ほかに適任者が見つかるまで空席でも問題ないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） それは、高野議員はそうかもしれませんが、私は湯原正人氏を教育長としたいというような思いでございますので、それは私の考えであります。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 教育長不在で、具体的にどんな支障がありますか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先日も全協でもお話ししたように、これから先生方の人事という最大の任務があります。この点で、この湯原教育長は長けているということでありますので、このことについて大変な支障が及ぶのではないかというふうに思っています。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今、言われたその課題に、3か月間、この間、再度があったんですけども、どんな対策を町長は取られたんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 指導室のほうにも、室長のほうにも伺って、今どんな状況なのか確認をしながら、今の先生方の配置も含めて、どんなふうにしていったらいいのか、こういうことを私なりに尋ねました。大変な状況になっている、現場はというようなことで、できるだけ早く見つけたいというふうに思っていました。

先ほど、3か月ということでありましたけれども、10月の10日からでありますから、2か月ということでもあります。2か月というのは、やはり私は教育現場では長いなというふうに思っています。

支障ということであるならば、やはり先ほど言ったとおりでありますけれども、これからの人事というのが最大限の教育行政にとっては重大なことでありますので、できるだけそういった裁量の持った方についてもらいたいという思いがありまして、考えておりましたけれども、この方しかいないということでもあります。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 私は、この教育長人事案に対し反対の立場から討論させていただきます。

令和2年4月臨時休校の際、オンライン授業の重要性を保護者からも要望・指摘されながら、特に何ら対策は取られず、休校中の子供たちへの学習に対する対応は、1年半たった令和3年9月の臨時休校のときも、タブレットが児童生徒1人1台配付されているにもかかわらず改善されなかった、ICT・オンラインへの意識の低さ。

令和2年4月の臨時休校において、近隣市町村が早々に休校を決定する中、感染拡大市町村に指定されているにもかかわらず、阿見町だけ学校再開の判断をし、その後、急遽撤回して休校となる判断の遅さ、ずれ。スピード感が求められる現代において、有事の際の判断、対応が

あまりにも遅く、ずれているのは致命的です。町独自の判断を求められているのに、県からの方針、指示を待ってからでは、近隣市町村から遅れをとるのは当然であり、今後さらにICT・オンライン授業の重要性が高まっていくことが分かっている中、ICTへの意識の低さは問題です。

教職員人事に関しても評価する声がありますが、私が聞いている現場の声とは乖離しているかと思います。

以上の理由から、今後3年間、教育行政のトップを任せ得る方ではないと判断しましたので、この人事案に反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 私、初めて賛成討論します。これ、なぜやるかという、この間の勉強会で岩崎さんに言われてしまいました。私は反対の場合は必ず反対討論します。そして、そしたらば、この議案が拮抗している場合は、賛成でも反対でも、皆さんが一人一人全員が声を出すべきだというのが、この間の教えですから、皆さんもそのとき、いましたので、多分今回は全員がやると思いますから、聞いててください。賛成でも反対でも全員がやると思います。

私の場合、教職員の人事に関しては、教育長がもう本当に力がある、教育長がいい人を引っ張る、そういう力がある、そう聞いています。ですから、湯原前教育長は、その力は必ずあると思いますので、私は、学校というのは、人事権を、どれだけいい人を引っ張ってこられるか、これが一番の大事なことだと思いますので、私は湯原前教育長を推薦します。支持し、賛成させていただきます。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私は、1年半の短い期間ではありますが、湯原教育長と議会での一般質問への答弁、第二小学校検討委員会、実毅小学校跡地利活用に関する説明会での挨拶、説明に接し、あまりにも世間話的な表現と政治的な対応に終始し、教育行政に見識があるものとは感じられませんでした。

子供たちの将来を見据え、教育環境をどう変えていくのか。教育、学術、文化について、大所高所から教育行政について判断できる人が望まれております。

よって、今回の人事案には同意しかねます。反対です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

任期中、僕はPTA役員、保護者の立場からも見てきました。学校行事のほかに、PTA行事にも出席し、当時来ている保護者の方との会話や、時折メモをとったり等を拝見し、とても熱意、情熱を持っている人だなと感じました。

また、働き方改革を自身の課題とし、2学期制を導入し、教師の業務負担軽減、授業時間の確保により、ゆとりある授業を展開することを可能としました。

コロナ禍においても、僕個人としては、迅速に行動してもらい、7時間授業を取り入れました。初めは子供たちも戸惑っており、何でこんなことするんだと困惑していましたが、自宅待機をしていたり、分散登校もあって、授業時間を取らないといけないんだよと説明したら、そういうことだったのかと納得してもらって、元気に登校してくれていました。

GIGAスクール構想におかれましても、電子黒板、LAN工事などを見て、こちらを見ても、しっかりと迅速に対応していると思います。

何かをおろそかにしているのなら不満が出るのは分かりますが、何も怠っていないと思います。かつ迅速に行動していると、僕は思います。評価に値します。

よって、以上のことから、賛成討論といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、反対者の発言を許します。

2番落合剛君。

○2番（落合剛君） 野口議員が全員発言しようということなので、私も反対の立場から討論させていただきます。

内容に関しましては、先ほどお話しした高野議員と全く、反対の討論の内容は同じとなります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、賛成者の発言を許します。

4番石引大介君。

○4番（石引大介君） 私は、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

阿見町では、今このときも、多くの児童生徒が一生懸命に勉学に励んでいます。本議案に対して議会に求められていることは何なのでしょう。私は、子供たちがこの先も安心して学べる環境をどう構築していくことではないかと考えております。

湯原教育長は在任当時、子供たちのことを考え、職責を全うし、数々の功績を上げてこられました。その中でも、私は君原小学校の小規模特認校制度導入を高く評価しております。君原小学校では、コロナ禍において数々の行事が行えない中、地元有志の方や保護者、地元消防団の協力のもと、宿泊学習に行けない子供たちへ、学校でキャンプファイヤーなどを実施しております。子供たちからは、楽しい思い出になったとお礼の手紙までいただきました。

学習面においては、オランダの日本人学校の方とのオンライン学習を社会の授業で行ったそうです。小規模だからこそできる教育を目指し、先生方や地域の方が一生懸命に子供たちと接してくれています。このようなすばらしい学習環境を整備したのは湯原教育長であり、このすばらしい小規模特認校をさらによりよい学校にしていだきたいと願い、議案第99号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、賛成いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 私は、教育長人事案について、反対の立場から討論をいたします。

まず1点目は、労務管理の問題です。

労務は人事と一対であり、人事労務として取り組まなければなりません。労務に配慮しない人事は、単なる配置転換に終わってしまうからです。しかし、人事のみに注力し、職員の労務に関し適切に対応していなかったため、職員の負担が増大しました。心の不調により療養休暇を取得した職員数の調査では、町全体として、平成30年度は8名であったのに対し、2年後の令和2年度は18名と急激に増加しています。部署別では、教育委員会が断トツになっています。これは労務管理に対する意識の欠如と言わざるを得ません。決してこの状態を放置するわけにはいかないのです。これ以上、教育委員会から苦しみ悩む職員を増やさないためにも、人事案にまず反対いたします。

2点目。2点目は、教育行政が後手後手に回っており、このままでは子供たちの学ぶ力が醸成されない不安があることです。

国は、子供たちの教育については見直し、平成29年度、新学習指導要領を変え、小学校においては令和2年度の完全実施を打ち出しました。また、教育のICT化を推進し、1人1台端末に代表されるGIGAスクール構想を策定し、教育ICT環境の実現を進めてきました。

この間、議会では、教育のICT化設置水準に基づき機器の設置を要望するとともに、危惧される問題点を様々な視点から指摘してきました。

11月19日、民生教育常任委員会として、GIGAスクール構想に伴うICT機器の整備運用状況を調査するため、あさひ小学校を全員で視察しましたが、これまで議会で指摘してきた問題点が現実に起きていました。授業で使う端末が100台程度しかWi-Fiに接続できず、多くの児童が同時に使用することができていませんでした。学校は二、三百台程度アクセスできるWi-Fi環境を要望していました。また、高額で契約しているICT支援員は、拠点が町内になく、サポートも少なく、十分でないことが分かりました。

これらの問題点について、これまで教育委員会からは問題がないとの答弁でした。

国が教育の中心に据え推進しているGIGAスクール構想へのこれまでの町の対応では、子供たちの学ぶ力は醸成されません。国が進める政策や、子供たちや保護者の皆さんの意見や要望を積極的に把握し、教育行政に反映させることが必須です。後手後手に回っている教育行政をこのままにしていくことは許されません。

3点目、法令違反がいまだに続いており、改善がなされていないことです。

その法律は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、今回の人事案提出の根拠となっている法律です。その第4条任命で、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると定められています。

しかし、この同法には、住民への説明責任の観点から、教育委員会が自ら活動状況について点検評価し、議会に報告し、公表しなければならないことも記載されています。条文では、教育委員会は毎年その権限に属する事務、その他、教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと定められています。

教育委員会は、教育長任命の根拠となる条文は見えても、教育委員会が自ら点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し公表しなければならないという、この条文を見ていないのでしょうか。

私はこの条文、この法律で定められている議会が提出しなければいけない報告書を見たことがありません。また、町民の皆さんに公表しなければならない報告書も見たことがありません。

茨城県や県内44の市町村は、そのほとんどで報告書が作成され、議会へ提出、公表がなされているのに、なぜ阿見町は、今もなお報告書の提出や公表をしていないのでしょうか。いまだに法令違反を続け、なおそれを改善しないのでしょうか。人事のみに注力し、なすべきことをしない方を、これから3年間、教育行政のトップにする人事案にはとても同意できません。

よって、今回の人事案に反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は、この議案第99号の人事案に賛成の立場で討論します。

まず、この間、他市町村の校長先生の経験者がある方から何人か、阿見町どうなっているの。この時期に教育長がいないということは、先ほど町長もおっしゃいましたが、やはり人事の問題で非常に大きな問題があると。

私、過去に町内の中学校でADHD、多動性注意欠陥症という、そういったところで町民の方からいろいろと相談を受けて、当時の教育長と、あとそのときも東先生だったんですけども、

いろいろ相談いたしました。そういった中で、その翌年には、その学校の教頭先生、また校長先生が異動になって、今その学校が非常に平和という言い方ですか、静かな学校になっていると。

ですから、やはりそういった形で、今いる教育長が、その人事のことで、この時期に非常に大きな役割を果たしていくんじゃないかと思います。

ですから、私はこの間2か月間の教育長の不在ということが、非常に大きな、これからの阿見町の大きな問題になってくるのではないかと思います。

ですから、そういった観点で、この教育長の人事に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 反対の立場から討論いたします。

まず、第二小学校の統合問題に関し、正式な手続を経て決定された方針が、状況や環境の大きな変化がないにもかかわらず、撤回、統合延期されたのは、教育行政の一貫性、継続性、信頼性を根底から崩す行為であり、特に、指定校変更制度を利用し阿見小学校に通学している児童の保護者に対する対応は適切だったとは言えません。

このような判断をした方を教育行政のトップにふさわしいとは思えませんので、この人事案には反対いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番樋口達哉君。

○6番（樋口達哉君） 湯原正人氏の阿見町教育長任命の議会の同意について、賛成の立場から討論をいたします。

湯原正人氏は、去る9月、議会で教育長再任の議会同意が得られませんでした。その際には、反対討論はありませんでした。ナッシングです。

皆様も御承知のとおり、平成27年4月施行された地方教育行政法、第4条、括弧任命からは、教育長は、地方公共団体の長——阿見町では町長でございますが、が、議会の同意を得て任命をします。しかし、町長の任命に対し議会の同意が得られませんでした。

町長の執行権にも関わる教育長人事が、不信任される前代未聞の事態であります。当然、その後、今日現在まで教育長不在。先ほど、不在でどうするんだというような質疑がございましたが、そうなった理由はどこにあるのか。現在、教育行政の空白が続いております。まさに阿見町は教育異常事態宣言中であります。

先ほど、反対議員のるる質問がございましたが、私が直接聞いた話の理由が一切出てきてお

りません。

元教育長、湯原正人氏のセクハラ・パワハラ、こういったものが元凶なんだと私は聞きました、この耳で。しかし、今、出てきたのは、オンライン授業ですとか、世間話的な対応が悪いとか、労務管理だとか、第二小の問題でした。

この異常事態時に、教育長は人格が高潔で教育行政に関し見識を有するものでなければならぬということは当然のことです。しかし、反対の理由は私にとっては不十分です。

ちなみに、私の人格は極めて一般的で低俗だと自覚しております。私が一般的低俗ならば、そういった元教育長湯原正人氏を云々する方々の中に、ある面、私同様、一般的で低俗な方々も多数おられます。しょせん、高潔か低俗か論議など詮ないことで、皆五十歩百歩の中で頑張っていると私は考えております。

先日、再任を否決された際、湯原正人氏は、私のどこが悪いのか教えていただきたい。悪いところがあれば、真摯に受け止めて直しますという趣旨の、パンチのある湯原氏としては真摯なコメントをされておりました。町長も、先日の全協では、湯原教育長をぜひ再任させていただきたいと涙ぐましい決意表明もされておりました。

それに対してはノーリアクション。果たして数々の教育関連綱紀に照らし、本件に違法性があるのか。あるならば議会は、そこを追及しなければならないのですが、残念ながら、いまだに納得できるような理由は見つかりません。

反対のための反対で、阿見町の教育行政を停滞させ、阿見町の教育に空白をもたらす議会であってはならない。教育長に疑義があれば、直ちに正す議会でありたいと考えています。

ここに謹んで教育長の再選に賛成をいたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

18番吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） それでは、私は、この99号に対する反対の立場からの討論をいたします。

先ほど、どなたか議員が反対の意見を言っておりましたが、第二小学校の統合問題に関し、平成28年から2年間をかけて、当時の検討委員会で協議し、令和5年4月の統合が、このような経緯のもとに手続を経て決定されたわけですが、84%の存続という意見のアンケート調査の方法の曖昧さ、これはどのような方法で調査したんですかという私の質問に対して、そこに座っている小林部長が、多分、区長さんをお願いして、班長さんに回して、それで上がってきたものですと、そういうふうな意見がございました。

それに対して、やはりきちんともう一回アンケート調査をしたほうがいいんじゃないかという、あれは検討委員会の中で提言をしたというふうに思いますが、それはしなかったというこ

とでございます。

それと、そういう形で、一回統合が、令和5年の4月の統合が決まったわけなんですけど、先ほど議員は知っていましたが、その後、大した変化もなくて、教育行政の一貫性、継続性、信頼性を崩すような行為をしたと。それで、その延長をしたということですね。そういうことに対して1つ。

それから、あと、指定校変更制度を利用して、既に阿見小学校に通っている、令和2年6月現在の1年生から6年生までの児童数34名の子供たちの気持ちをどこへ持ってっちゃったのか、度外視したような、今後の対応策、これがあまりにも親切心がなかったというふうに私は感じました。

そこで、このような判断をした方の、教育行政のトップとしての教育長を、これはふさわしくないと私は判断いたしましたので、この件については、この人事案については反対をいたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 私は、議案第99号、阿見町教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて、賛成討論をいたします。

先ほどから、第二小学校のことが出ております。私はこの議員の中で1人の第二小学校地区に住んでいる者でございます。学校がなくなるということの重み、これは、なくなる、そういうことに直面した人しか分からない。舟島小学校や阿見小や第一小にいる人にはなかなか理解できないことだと、そう思っています。

当時、令和5年の4月に統合になるといった中で、だんだんその期日が近づくに従って、本当になくなっていいんだろうかと。学校が地域づくりの中心ではないのかという声が住民の間に上がりまして、それに住民が切実な声を上げまして、行政区として無視できないということで、小林部長が言ったとおり、区長が中心になって署名を集めたわけです。

その区長さんたちは、いろいろな意見がある中で、大変な思いをして署名を集めたと思います。しかし、その84%ということの重み、これは大変重いもんだと、地域住民として思っています。その重みを、町長もそれから湯原教育長も、深い理解をしてくださって、この統合は延期になったと。この二小地区の人たちは大変喜んだと思っています。

今、二小地区は、その町の判断を無駄にしてはいけないと、阿見町最初のコミュニティ・スクールとして、約40名の方々が、草取り、枝下ろし、花壇の整備など、文字どおり、地域と学校が一体になって、みんなの学校にしようとして頑張っています。このようなすばらしい判断してくれた湯原前教育長に賛成をいたします。

それからもう1点。前回の9月の定例会で教育長の任命が否決になり、新聞記事になりました。2回目の新聞記事が出た後に、私のところに電話が入りまして、その方は、元阿見町の教員の方で、阿見町教育委員会指導室長も長くやっていました。その後、本郷小学校、朝日中学校、最後は竹来中学校の校長先生で退職をなされ、現在は町外の私立の学校の校長先生をなされています。

話の内容というのは、阿見町の議会はどうなっているの。私たちの常識では考えられないことなので電話をしました。同じ教員という立場で見ても、大変優れた教員であり、真っすぐな心を持った人でした。また、教育長になってからの3年間は、よその市町村が羨むほどの優秀な先生を確保し、それぞれの学校で力を発揮している。阿見の子供たちが落ち着いて学校生活を送っていけるのは、あのような先生方がおられるからです。その先生方の配置をしたのは湯原教育長です。これから人事の時期となり、どこの教育委員会でも、優秀な先生方を確保するために大変な努力をしていくと。そのような時期に、湯原前教育長がなくなれば、これは阿見町の教育界にとって大変大きな損失ではないかと。大丈夫ですか、阿見の教育界と。せっかくここまで盛り上がってきた阿見の教育を大切にしてほしい。阿見の教育界の人にもっと頑張ってもらいたい。強く要望しますとのことでした。

今回の人事に関してはいろいろな意見が出されています。これは、町民あるいは議員の声であると思います。私は、この同じ先生仲間からもこのように思われている教育者が阿見に住んでいること、そして教育長になろうとしていること、大いに誇りと自信を持って賛成討論いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 反対討論がなかったようなので、続けて賛成討論をさせていただきます。

さきの9月の定例会で、湯原教育長再任は不同意となって以降、教育長不在ということになってしまいました。

その際、私は賛成討論を行い、反対討論は、先ほど樋口さんがおっしゃいましたけれども、全くなかったんですね。今回、いろいろと賛成討論、反対討論がされたようですが、ただ、その反対討論の中身をいろいろ聞いてみると、例えば議会報告会で、なぜ私が反対したのかという内容と全く違う内容を、この本会議の場で言っていると。町民に説明したことと全く違うことを、この本会議の場で述べるなどというようなことが見受けられるのは非常に遺憾だと思います。

ます。

教育長の職務というのは、教育行政の最高責任者でありますから、その職務は多岐にわたっていると思います。その中でも、先ほどから賛成討論者の方々がおっしゃっていましたが、特に市町村が設置する義務教育学校の教員人事異動、これが特に重要だと言われております。教員は身分的には県の職員ですけれども、教員の人事異動は市町村教育委員会との密接な調整により行われております。

人事の流れは、10月の下旬、ちょうど教育長が前回、任期が来たあたりだったんですけども、この時期に、異動聴取は配布をされて、教員に、それで当該年度の異動ルールについて、その説明があるということです。下旬には、異動聴取に基づいて、まず校長と面接をすると、面談をします。その後、教育委員会が関与して、実質的には指導室長であるとか教育長と面談をして、関与して、2月の下旬には異動が決定されると言われております。

その際に、何を教育長がやるかという、校長や教育委員会は何をやるかという、部活や教科指導で不足しているものを充足し、必要と思われる人材を他の市町村から交換するという人事が行われるということでございます。現在は、本来、その真ただ中の作業が行われていなければならないと思います。ただ、教育長の代理がいるといっても、教育長の代理は、あくまでも代理で、教育長ではありませんので、市町村の教育長と交渉することはしないし、できないと思います。

そうした時期に教育長が不在になっていると。これは阿見町の教育にとって、あるいはその子供たちにとっては、非常なマイナスだと思われま。

湯原教育長は、現職時代に教育行政が長かったとお聞きしておりますし、県内に多くの人脈を有していると聞いております。

今回改めて、先ほどの質疑も含めて、町長から提案を伺いましたけれども、ぜひとも、この教育長人事、これを同意して、もう真ただ中にある非常に重要なこの時期に、湯原教育長を再任するように、私はこの議案に賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 私は、今回、阿見町教育委員会教育長の任命につきまして、賛成討論をさせていただきます。

阿見町は、2023年、令和5年には人口見通し5万人として、若者世代や子育て世代定住実現を進めている最中でございますけれども、その最中2018年、平成30年には、あさひ小学校が開校いたしました。その際でありますけれども、目の前のあさひ小学校に行けない児童、そして

また隣同士の児童が別々の小学校に通学せざるを得ない通学区域割りでありましたが、今回、朝日中学校区児童生徒数、将来推計調査を実施いたしまして、さらに宅地開発が進む荒川本郷地内の本郷二丁目と上本郷の一部地区の制限解除の検討、そしてまた適切な通学区域の見直し、そしてまた義務教育施設、保育施設の検討に努めるなどの点を評価いたします。

また、先ほども述べておりましたが、学校とは地域が一体となつてつくり上げるものでありますけれども、そのモデル校として、まず第二小のコミュニティ・スクールもしっかりと支えて、今、阿見町のモデル校として特色ある学校づくりを進めていることを評価し、今回の教育長の任命につきまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○17番（久保谷実君） 議長、異議があります。

○議長（久保谷充君） はい。

○17番（久保谷実君） 阿見町議会規則第81条の2、議長の宣告に対して、出席議員6人以上から異議があるときは、議長は、投票のそれを、今のやつをやり直す、投票にすると、そういうことが決められております。

また、地方議会ハンドブックには、記名または無記名いずれかの投票を希望する議員が、会議規則に定めた人数で投票要求を行えば、議長はその要求に応じる義務があります。

私は、この案件は無記名投票でやることを提案いたします。

議長、言うこと聞くしかないんだからね、6名以上の同意者がいれば。

○議長（久保谷充君） 今の同意に対する賛成の諸君は、起立でお願いいたします。

ちょっとすいません。

じゃあ、ここで暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時50分といたします。

午前 11時36分休憩

午前 11時52分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、書類の関係で少し時間が間に合わないので、会議の再開は12時10分といたします。

午前 11時53分休憩

午後 0時12分再開

○議長（久保谷充君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

書類上の関係で、会議の再開は12時30分といたします。

午後 0時13分休憩

午後 0時30分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○16番（柴原成一君） 議長、動議。

○議長（久保谷充君） 柴原議員、ちょっと待ってて。

久保谷実議員から、訂正の分ありますよね。あるんでしょ。その訂正をお願いします。

○17番（久保谷実君） 先ほど、異議がある場合として、81条の2項と言いましたけども、81条と言いましたけど、82条の第1項、出席議員の6人以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で採決を採ると、こういうふうにします。

○議長（久保谷充君） 久保谷実君から、無記名投票による採決されたいとの要求があります。

この要求については、阿見町会議規則第82条第1項の規定により、出席議員6名以上の要求が必要です。

無記名投票による採決に賛成の諸君は、もう一度、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立が6名以上でありますので、よって本案は無記名投票による採決とすることにします。

○16番（柴原成一君） 動議。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一議員。

○16番（柴原成一君） この件については、記名式の投票を提案したいと思います。

○議長（久保谷充君） まず、柴原議員の記名投票に対する賛成の諸君は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 9番野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 一番最初に、「します」と言いましたよね、言葉で。その後に、何でもう一回、記名の人のあるかをやるか。取りあえず「します」と言った言葉の重みというのは議長の重みですよ。これを無視して、新しいことにまた始めるというのは、これはちょっとおかしいんじゃないですかね。あり得ないことだと思いますけど。これで投票しますって言ったはずなんですけど。それだけは議長の権限として、「します」と言った以上は、やってもらえないと思います。

○議長（久保谷充君） さっきの、投票で採決することにしますということで、そこで動議にかかったんだから、その動議のやつは、記名投票による動議ということですよ。

だからそれ両方出てますよっていう話なんですよ。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） さっき休憩時間に、さっきの記名式のやつが出てきまして、ここへ上がりましてよね。局長、上がったよね、議事に。ここでやってない議事が、議運もかかってない議事が、何でもここへ出ていくんの。休憩時間に決めたのが、この議事にのってきちゃっていいの。議長、どうなんですそれは。そこをはっきりしてくださいよ。

○議長（久保谷充君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時といたします。

午後 0時39分休憩

午後 2時19分再開

○議長（久保谷充君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

この採決については、久保谷実君ほか7名から無記名投票されたいとの要求がありました。

その後、本案は無記名投票で採決することにしますとの発言をした後に、柴原成一君ほか8名から記名投票されたいとの要求がありました。

これらはいずれも有効です。

したがって、いずれの方法によるかは、会議規則第82条第2項の規定に、同時に記名投票と無記名投票の要求があったときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決めるとあります。

よって、無記名投票で採決いたします。

それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） それでは、異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記，投票用紙配付〕

○議長（久保谷充君） 無記名投票に賛成の方は賛成，反対の方は反対と記載願います。

なお，賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は，会議規則第84条の規定により，否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記，投票箱を改める〕

○議長（久保谷充君） 傍聴者，上からのぞき込むことはやめてください。

そこで書いている人もいるんじゃないの。

○議長（久保谷充君） 異状なしと認めます。

投票を行います。

事務局長の点呼に応じて，順次投票願います。

議場閉鎖願います。

〔書記，議場閉鎖〕

〔事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

○議長（久保谷充君） 本日の出席議員は18名で，議長を除いて17名であります。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

樋口達哉君，栗原宜行君，飯野良治君，立会い願います。

これより開票を行います。お願いします。

〔立会いの上，開票〕

○議長（久保谷充君） それでは，投票の結果を報告いたします。

投票総数17票，有効投票16票，無効投票1票。賛成7，反対9票です。

賛成少数でありますので，よって，無記名としないことに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記，議場開鎖〕

○議長（久保谷充君） 本案については，阿見町議会会議規則第82条第2項の規定により，記

名投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記，議場閉鎖〕

○議長（久保谷充君） ただいまの出席議員は17名です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により，立会人に，野口雅弘君，永井義一君，海野隆君，以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記，投票用紙配付〕

○議長（久保谷充君） 本案に賛成の方は賛成と，反対の方は反対と記載願います。

なお，賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は，会議規則第84条の規定により，否とみなします。

柴原議員。

○16番（柴原成一君） 確認なのですが，この投票用紙には教育長の人事に賛成，反対を書くんですね。

○議長（久保谷充君） はい，そうです。

○16番（柴原成一君） 分かりました。

○議長（久保谷充君） さっき言ったよ。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記，投票箱を改める〕

○議長（久保谷充君） 異状なしと認めます。

投票を行います。

事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

○議長（久保谷充君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

野口雅弘君，永井義一君，海野隆君，立会い願います。

それでは，開票をお願いいたします。

〔立会いの上，開票〕

○議長（久保谷充君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票，有効投票17票。賛成8票，反対9票。

賛成少数であります。よって，本案は同意しないことに決しました。

議長の閉鎖を解きます。

〔書記，議場開鎖〕

請願第4号

コロナ禍における米価下落の対策を求める請願

○議長（久保谷充君） 次に，日程第8，請願第4号，コロナ禍における米価下落の対策を求める請願についてを議題といたします。

本案については，会議規則第92条第1項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る12月17日の本会議において，審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時50分散会

第 2 号

[12 月 8 日]

令和3年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月8日（第2日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

2番	落合	剛	君
----	----	---	---

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君				
副	町	長	坪田	匡弘	君			
町	長	公室	長	建石	智久	君		
総	務	部	長	佐藤	哲朗	君		
町	民	生	活	部	長	中村	政人	君

保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	山崎洋明君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	小澤勝君
健康づくり課長	監物輝子君
生活環境課長	小笠原浩二君
学校教育課長	恵美和彦君
中央公民館長	煙川栄君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和3年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和3年12月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和3年第4回定例会

一般質問1日目（令和3年12月8日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 誰一人取り残さない福祉・教育について 2. 子宮頸がんワクチンについて 3. 高齢者の安全対策について	町長・教育長 町 長 町 長
2. 高野 好央	1. 実穀地区公民館整備の進捗状況を伺う	教 育 長
3. 海野 隆	1. 来年2月に実施される町長選挙について	町 長
4. 飯野 良治	1. いじめの現状把握と対策について	教 育 長

午前10時00分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、まず誰一人取り残さない福祉・教育についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が長引く中、子供や若者、女性の自殺が増え、DV、虐待、鬱、ひきこもり、孤独死、ヤングケアラーの問題など、既存の制度のはざままで新しい生活困難層が増え、地域には帰属先を失った人々の孤立が広がっております。

DVの相談件数は、2020年は19万30件で前年の1.6倍に急増、また、新型コロナウイルスの

影響で外出自粛などのストレスもたまり、2020年の不登校児童生徒数19万6,127人、自殺した児童生徒数415人と、どちらも過去最多となり、そうした子供たちを社会全体で、誰一人取り残さない支援をしていく必要があります。

そこで、1点目、早期の療育体制の拡充はどうか。

子供たちの発達障害は早期発見・診断により適切な医療や、特性に応じた教育トレーニングなどの療育を受けることが望ましいとされており、また、発達が気になるお子さんも併せて支援に結びつくことで、子供の可能性は大きく伸ばしながら成長できるとともに、保護者の不安や負担も軽減されます。当町の療育の拡充はどうか。

2点目、孤立した子育ての防止として、子育て世代包括支援センターが令和元年に開設しましたが、妊娠期から思春期までのライフステージの相談をワンストップで可能になるように、母子保健業務と児童福祉業務を一体的にし、専門職による質の高い支援を提供できるように推進してはどうか。

3点目、社会的養育とは、虐待や経済的理由などの家庭的な理由で、保護者の元で暮らせなくなった子供たちを公的な責任で社会的に養育することを言います。社会的養育の経験者の多くは、18歳前後の年齢での自立を迫られ、多くの困難に直面しますが、アフターケアの充実の必要性があります。

NPOと民間団体からのヒアリング調査のオンラインに参加しましたが、様々な孤立、孤独に直面している方々へ伴走して下さっている方々が昼夜問わず、おられることに感動しました。また、先月には、19歳の社会的養育の経験者の女の子から相談を受け、弁護士につないだ経緯がありますが、当町の対応はどのようになっているのか。

平成28年の児童福祉法の改正により、子供が権利の主体であることが位置づけられ、国は平成28年に子ども家庭総合支援拠点の設置を掲げ、市町村に支援体制の整備を進めておりますが、当町はどうか。

4点目、要保護児童対策事業の課題となっている相談員の増員はできないか。

5点目、インクルーシブ教育と特別支援教育の現状と課題。特別支援学級数については、お手元の資料を御覧ください。知的障害、小学校12、中学校6、自閉症・情緒障害、小学校8、中学校4、言語障害1学級であります。教育相談体制の充実、特別支援教育支援員の増員はできないか。

6点目、適応指導教室やすらぎの園、中学校不登校支援教室の取組と成果はどうか。やすらぎの園への通学バスや給食の支援、専門支援員の増加はできないか。小学校不登校支援教室の設置や不登校対応の先生の加配、家庭の訪問型支援はできないか。

7点目、不登校の児童生徒や感染不安児、病気療養中の児童生徒などの学びを保障するタブ

レット端末から授業ライブを配信し、自宅でオンライン学習をした場合、出席扱いにすることはできないのか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお伺いいたします。

難波議員の、誰一人取り残さない福祉・教育についての質問にお答えいたします。

1点目の、早期の療育体制の拡充についてであります。

障害児の早期療育を支援するため、療育の必要がある小学校就学前のお子さんとその保護者に対し、障害児療育事業つぼみ教室を実施しております。この事業では、日常生活における基本動作の指導、機能訓練、生活等に関する相談及び助言、その他、障害児の発達に必要とする支援を行っております。

また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害の特性に応じて、身近な地域の障害児支援として、児童福祉法による児童発達支援サービスや、小学校から高校までの学校に就学している障害児の自立の促進や放課後等の活動の場として、放課後等デイサービスを障害福祉サービス事業所より提供しております。

2点目の、孤立した子育ての防止、子育て世代包括支援センターにおける母子保健業務と児童福祉業務の一体的推進についてであります。

令和元年度、母子保健型のセンターとして、健康づくり課内に子育て世代包括支援センターを開設し、主に母子保健との連携を強化した取組を展開しております。当センターでは、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じており、継続的に把握していく中で、必要と判断した場合には、児童福祉部門である子ども家庭課と連携を図りながら、支援が途切れることのないよう対応しております。

3点目の、18歳後のアフターケアの充実の必要性と、子ども家庭総合支援拠点の整備についてであります。

子ども家庭総合支援拠点とは、0歳から18歳までの子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務が適切に行われることを明確化し、相談全般から支援や指導までを行う拠点として、全市町村が設置することとされております。

具体的な業務は、現在、子ども家庭課が行っている要保護児童及びその家庭への支援や指導などを行うこととなります。当町では、令和4年度中の拠点設置に向けて、体制の整備を図っているところです。

なお、現在、18歳までの支援が必要な児童については、子ども家庭課と関係各課で対応して

おりますが、今後は、18歳過ぎのアフターケアについても、関係各課で対応を継続しながら、自立に向けての支援や福祉サービスの提供などについて連携してまいりたいと考えております。

4点目の、要保護児童対策事業の課題となっている相談員の増員についてであります。

現在、専門職の相談員1名で、92件の案件に対応している状況です。増員については、子ども家庭総合支援拠点の設置基準で、自治体人口規模によって子ども家庭支援員の配置人数を定めることとなっております。当町では常時2名の専門職の配置が必要になりますので、子ども家庭総合支援拠点の設置に合わせて相談員を増員してまいります。

5点目から7点までにつきましては、教育長からの答弁となりますが、私が代理で答弁いたします。

5点目の、インクルーシブ教育と特別支援教育の現状と課題、教育相談体制の拡充、特別支援教育支援員の増員についてお答えします。

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者の精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことであり、各校では、特別支援教育コーディネーターを中心とし、担任や学年職員、養護教諭を含めて、校内で取り組んでいるところです。具体的には、特別支援学級在籍の児童生徒への支援だけでなく、それらの児童生徒も含めた共同的な学びの保障を目指しております。

また、課題は、障害の多様なニーズへの対応であります。

教育相談体制は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用しております。

特別支援教育支援員の増員は、今後も検討してまいります。

6点目の、適応指導教室やすらぎの園、中学校不登校支援教室の取組と成果、やすらぎの園への通学バスや給食の支援、専門支援員の増員、小学校不登校支援教室の設置や、不登校対応の先生の加配、家庭への訪問型支援についてであります。

令和2年度に、中学校に不登校対策室を設置して、やすらぎの園と連携し、教室で過ごしづらい生徒や、これまで不登校で学校復帰ができそうな生徒への支援をしてきました。その結果、欠席の長期化を防いだり、スムーズな学校復帰につながったりしております。

やすらぎの園については、昨年度まで中学生が中心だった通所生が、少しずつ小学生の割合が増えております。今後は小学生への支援をより充実させたいと考えております。

通学バスについては、やすらぎの園に通所する児童生徒は、それぞれの状況により登所時期が異なり、日によって人数、運行経路、距離も変動するため、通学バスの運行は困難であります。

給食支援については、やすらぎの園への給食の配送は、通所する児童生徒の人数が日によって変動するため、用意する食数が不確定です。また、学校給食センターの配送時間にも余裕がないため、給食の配送は難しい状況であります。

専門支援員は、現在おりません。

知能検査や児童生徒の特性の理解分析については、スクールカウンセラーが当たっておりますが、年々件数が増加傾向にあることから、今後状況を見ながら、学校教育指導員の資質技能の向上を含め、対応を検討したいと考えております。

不登校支援教室の小学校での設置、不登校対応の先生の加配、訪問型支援については、現在、町内だけでなく、全県、全国的に教員の不足の中、これらの実施は難しい状況にあります。

7点目の、タブレット端末からの授業ライブ配信をし、自宅でオンライン学習をしたい場合の出席扱いについてであります。

文部科学省の通知等から、不登校児童生徒が自宅等においてICT等を活用した学習を行った場合には、保護者と学校との間に十分な連携、協力関係が保たれていることや、訪問等による対面指導が適切に行われることなどの一定の要件のもと、指導要録上、出席扱いとすることができます。

一方、この要件は、不登校児童生徒に限るもので、感染不安を理由に学校を欠席する児童生徒について、たとえICT等を活用した学習を行った場合であっても、直ちに出席扱いとすることは適切でないとしております。

これらのことを踏まえ、町内の学校の実態等から、その扱いについて慎重に検討していくことが必要だと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の療育についてでございますけれども、まず、健康づくり課でも業務をやっていただいておりますけれども、発達心配があるお子さんへの早期の相談事業はどのようになっておられるのか、伺いたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

保護者から相談があった場合などの紹介先として、親子で集団プログラムに参加いただくペンギン親子教室、個別相談事業である親子相談ルームくれよんがあります。

ペンギン親子教室は、相談や幼児健診等のフォローの場として、就園前までの幼児、保護者

を対象に月1回、お子さんの成長発達や関わり方の助言などを実施しております。

親子相談ルームくれよんでは、就学前までの幼児及び保護者を対象に、心理士等による個別相談を実施しており、専門機関による支援が必要な場合には紹介状を作成し、関係機関へつないでおります。個別相談はお一人約1時間、1回に2名までを受け入れております。

そのほか、保育所、幼稚園等への相談事業として巡回相談を実施し、保護者や保育者から相談があった場合には、集団生活の中でより効果的に成長発達を促せるような関わり方について助言・指導を行っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、事業状況はどのようになっておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

昨年度、ペンギン教室利用延べ人数は39名、1回当たり参加平均人数は3.9人でした。今年度は、1回当たりの参加平均人数は3.4人となっております。

個別相談くれよんは、昨年度23回実施し、延べ41人の利用がありました。令和3年度から月3回に実施回数を増やして受入体制を拡大し、今年度は11月末までに19回の実施、延べ31人の利用となっております。

巡回相談は、お子さんの変化や対応の効果など、継続的にフォローできるよう、1園につき年2回の巡回相談を実施してはいましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は年1回の実施となっております。今年度は11園の実施予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） くれよんは個別相談ということで、非常に待つ期間もあったので、3回にさせていただいたということは、本当によかったかなと思います。

この事業に対して、スタッフにはどんな職種の人がいらっしゃいますか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

どの事業においても、心理相談員、保育士、保健師が関わり、お子さんや御家庭のよりよい支援につなげていけるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。さらなる充実を願うものでございます。

それでは、早期の療育体制の拡充ということで、社会福祉課のほうでもやっていただいておりますけれども、つぼみ教室の事業の内容は答弁でよく分かりましたけれども、どのような方が利用できるということは答弁のほうにあったかなと思いますので、利用基準を教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

一応、利用につきましては、町内に住所があり、心身に障害を有する就学前の児童の方と、心身に障害を有する児童の保護者の方が、週2回、総合保健福祉会館、さわやかセンターで午前10時から午後12時までの実施で事業を実施しているところでございます。

費用は無料でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） このつぼみ教室に行くのに当たって、いろんな診断書等を添えて行くハードルが、父兄のほうからあるということで、ぜひこのところを検討していただいてというお声を、この間、見学に行ったり、また、そこに行っているお母さん方からいただいているんですけど、その辺の検討、見解いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

現在、このつぼみ教室を利用するためには、医師の意見書の添付が必ず必要要件となっているところでございます。そのまず要件としては、やはり、このつぼみ教室に通えることができるかどうかということを確認するために、その医師の意見書というのは必ず必要となっているところでございます。

ただ、現在、健康づくり課でも、くれよんやペンギン教室なども行っておりますので、そちらからの紹介状があれば、すぐ利用できるような形のほうを、今、担当課のほうにおいては検討しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。利用者の一つ一つ添っていただいているという状況で、ありがたいとは思いますが。

次に、つぼみ教室も多くの方が利用していただいているのかなとは思いますが、今も利用をしやすい基準を改正していただきたいと思います。また、開催時間が、通っている御

父兄の方から、午前中のみだということで、週2回の実施の際には、1日は午後の開催をすること、そしてまた、今おっしゃっていた利用基準のハードルを下げてください。また、多くの方が利用できるよう改正をぜひしていただきたい。そのように思う次第でございますけれども、その辺、お聞かせください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

まず、このつぼみ教室をつくったときについては、やはりできるところから始まったというのが経緯でございます。そのときには、小さくつくって大きく育てていこうというのが担当者の意識でございました。

そういうこともありますので、いろいろ利用条件ややり方については今後いろいろ検討しながら、なるべく利用者が使いやすいように、さらに事業をなるべく大きく拡大していきたいというのが担当課の願いでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしましたら、現在の利用者の登録状況、人数はどうなっていますでしょうか。お教えてください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） 令和2年度については5人、5世帯、それと令和3年度については、10人、10世帯の現在登録を行っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） さらに充実させていただいて、この子たちがまた小学校に上がっていくときにスムーズに行かれるように、ぜひ心を、またしっかりと砕いていただきたいと思っております。

次に、療育ということで、療育体制の拡充を行うに当たりまして、市町村では、児童発達センターを設置している市町村がありますが、阿見町の状況はどのようになっておられますでしょうか。

また、この設置を進める上で、何か課題があるのであれば、どのようなことがあるのか、ぜひお教え願いたいと思います。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

児童発達支援センターとは、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援

助・助言を行う，地域の中核的な療育支援施設としての役割と，障害のある児童を通所させて，日常生活における基本的動作の指導，自活に必要な知識や技能の付与，または集団生活への適応のための訓練を行う機能を持つ施設であります。福祉サービスを行う福祉型と，福祉サービスに併せて治療を行う医療型があります。

国の基本方針では，令和5年度末までに，児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とするとされております。

設置については，市町村単独の設置が困難な場合には，圏域での設置であっても差し支えないとされておりますが，障害福祉の圏域として，取手・龍ヶ崎障害福祉圏域の龍ヶ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，河内町，利根町，阿見町の9市町村となっており，範囲が広いことから，圏域内での他市町村に設置したとしても利用しにくくなってしまう可能性があります。

また，機能として，先ほど申し上げたとおり，児童発達支援事業や地域支援事業として，保育所等訪問支援のほか，医療機能も必要とありますので，全ての機能を備えるとハードルが非常に高く，現時点では当町では設置できておりません。

障害児支援の提供体制の整備を図るため，圏域または市町村単独等の設置方向について，近隣市町村の情報を収集しながら検討し，阿見町の障害児支援の充実を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひとも，この阿見町の中に，そういった児童発達センターを設置していただきたい。子供たちのためにも強く要望させていただきます。また，今後も質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは次に，健康づくり課のほうで，令和元年につくっていただいた，孤立した子育ての防止，子育て世代包括支援センターが設置されましたけれども，この母子保健業務と児童福祉業務の一体的な推進は，今どのように進んでいますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい，お答えします。

母子保健事業と一体的に事業を実施しており，特に妊娠期から産後の時期を強化して，各段階におけるニーズの把握や支援を行っております。

令和2年度，妊娠期における保健師訪問は延べ18件，面談は延べ364件，電話支援は延べ444件になります。産婦・乳児の訪問件数は延べ302件，面談131件，電話支援延べ208件という形で行っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） あと、医療機関との連携ですけれども、どのようになっていますでしょうか。あと、医療機関は増えたのかどうかもお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

医療機関からの情報提供があり、連携支援を実施した妊産婦の実人数は、今のところ20人となっております。

あと、医療機関については、後ほど確認させて、答えさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

当初、設立したときは2つの病院だと思ったんですけれども、その後の状況をお伺いしたいと思います。

それでは、一番重点の、この事業の要であります産後ケア事業の利用状況はどのようになっていますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

産後ケアの利用内訳につきましては、令和2年度においては、宿泊による利用者が延べ13人、通所による利用者が延べ5人の実績となっております。

令和3年度におきましては、11月末時点で、宿泊型、延べ5人、通所型、延べ2人の利用状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。分かりました。

しっかり新たな訪問サービスもできたということで、本当に着実に皆さんの御要望に応えられているのかなとは思いますが、今後ともお願いしたいと思います。

次に、発達障害等に対応する保育所の状況なんですけれども、保育士等の加配人数、また児童数、また、保育士への発達障害等の研修、また意見交流会の実施回数はどのようになっているのか。また、課題となっていることは何なのか。また、この保育所・幼稚園から小学校への申し送りはどうなのか、気をつけていることはどういうことなのか。ぜひ、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

加配の人数は、令和3年度が職員7名、児童が7名、令和2年度は職員3名、児童が4名、令和元年度は職員5名、児童が6名となっております。

また、保育士への研修等については、健康づくり課で実施している巡回相談において、発達等が気になる児童がいる場合、専門職の助言をいただき、日常の保育及び保護者への対応に活かしており、これらの情報は、保育士の間で共有され、施設内の研修等でもフィードバックするようになっております。

課題になっていることとしては、保護者への伝え方が難しいところがございます。保護者のほうから相談のあるケースであれば、すぐに次の支援につなげられますが、保護者が楽観的に捉えていたり、否定的な反応を示すケースもありますので、その際には、少しずつ粘り強くお話ししながら、保護者の気づきを促すようにしているところでございます。

また、研修の回数ですが、町立保育所の場合ですと、ケースに応じた所内の研修、全保育所による年齢別の研修、年間テーマを決めての研修等を実施するとともに、県主催の研修に参加したりと様々な研修を行っておりますので、状況に応じて回数を変動しております。

小学校入学までの流れとしましては、対象児童が年長になった段階で、教育委員会の指導室による就学相談や、就学时健康診断をきっかけとして、保護者と指導室、保育施設が情報交換を行いながら、就学先を考えていくこととなります。

その際に気をつけることといたしましては、各専門職の意見と保護者の希望をどう調整し、児童にとって一番適切な進路を見いだすことかと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 非常に私も、保育士さんとか、また、ここで指導に当たっている担当の方からも、この部分が非常に大変だということを切々と伺っております。本当にお母さん方にどこまで分かっていただけるのか。早く早期治療につなげていただき、そういった訓練等につなげていただけるように、また、なればいいのかと思います。

そして、そこで巡回指導に当たっておられる先生も、子供よりお母さんなんだよということも、長い時間お話を伺ったことがありますけれども、本当に大変な、保育士さんがお仕事されているのは重々分かりますけれども、また交流等もしながら、一番大事な、子供さんをお預かりしている部分を、また、しっかりと学校に送り出していただけるよう、また切に願うものでございます。

次に、現在、阿見町では、養護施設や里親に養育されている社会的養育の必要な人数は、ど

うなっておられますでしょうか。お伺いたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

現在の質問にお答えする前に、先ほどの産後ケアの施設のほうについてお答えいたします。
産後ケア施設につきましては、3か所増えまして、現在5か所となっております。

以上です。

それでは、質問にお答えします。

児童養護施設等に入所している児童数は、現在6人で、里親に養育されている児童数は1人になります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） また、こういった18歳後のアフターケアについては、具体的に阿見町としてはどのような、こういった支援や福祉サービスなどが考えられますでしょうか。お伺いたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

家庭の環境や精神不安などにより自立が困難な場合は、生活保護認定に向けての手續や医療機関との連携などの支援につないでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 非常に丁寧に、また、いろんな課とつながるとは思いますけれども、ぜひ手厚い支援をお願いしたいと思います。

次に、先ほどから出ておりますけれども、子ども家庭課の相談件数、指導員、92件もやられているということでございますけれども、過去3年分の相談件数と、近年多い相談はどういった内容になっておられるのか、お伺いたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

令和2年度で85件、令和元年度78件、平成30年度77件となっております。

また、近年多い相談内容については、子供の保護など緊急的な対応が必要な事案は年に数件程度ありますが、最近では、保護者が経済的理由や精神的不安などにより養育困難になるケースが多く、内容によっては、生活保護認定に向けての手續や、医療機関との連携、自立支援に向けての福祉サービスや、法テラス、弁護士相談につなげるなど、保護者への支援を行っている

事案が多いのが現状でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 保護者への支援ということで、ペアレントトレーニングというのが県にもありますけれども、県南ですね、利用されておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

保育所や学校からの相談や、子ども家庭課で関わっている家庭で、ペアレントトレーニングが必要と思われる家庭については、個別に相談員が実施しております。

また、家庭の都合により、土曜日や日曜日にペアレントトレーニングを実施する場合は、社会福祉法人にお願いして実施しているケースもございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。大分充実しているということを知っておりますので、ぜひ、そういったところも利用して、これからもお願いしたいと思います。

先ほど、子ども家庭総合支援拠点の設置後と現在の体制では、事業内容、スタッフ、また配置場所はどう変わりますか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

設置後の事業内容は、子ども家庭課で行っている業務内容と基本的には同じです。

また、体制については、現在の相談員1名から2名に増員します。

配置場所は、現在の子ども家庭課内では、相談しやすいようにするスペースなどの問題がありますので、開設当初は、子ども家庭課内に子ども家庭総合支援拠点を配置することとなりますが、母子保健業務との連携が不可欠になりますので、今後、場所などについては検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしましたら、これから妊娠期から思春期までのライフステージの相談をワンストップで受けることが可能になってくるかと思うんですけれども、母子保健業務と児童福祉業務を一体的に提供できるようになってくるわけでございますけれども、迅速に体制整備を進めて質の高

い、また専門職の配置も進めていただきたいと思うわけでございますけれども、以前から要望しております保健師あるいは保育士の資格を持つ子育てコンシェルジュの配置はどのようになっておられるのでしょうか。阿見町はなかなか難しいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

現在、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた体制整備に取り組んでいるところでございまして、拠点が設置されれば、子育て世代包括支援センターとより連携を強化して、継続的な支援の提供が可能になると考えております。

現在、町では、仮称子どもセンターのほうも検討してございますので、子育て支援に対しては、今後さらに検討してまいりたいと思っております。

なお、子育てコンシェルジュの配置につきましては、まだ現在、果たしておりませんが、そうした相談機能の強化に併せまして、配置のほうも考えていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは次に、教育委員会のほうに移りたいと思うんですけども、答弁がございましたけれども、特別支援学級に在籍の児童生徒はどのようになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

特別支援学級に在籍している児童生徒数でよろしいですか。

○14番（難波千香子君） はい。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） 今年度、小学校の特別支援学級に在籍している児童数は、知的学級それから自閉症・情緒学級、言語学級を合わせて110名、中学校のほうは、合わせて54名。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） この数は年々多少増えているという状況でしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

昨年度、または一昨年度から比べましても、児童生徒数、それから学級数も年々増加してい

る傾向であります。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしますと、先ほども、特別支援教育支援員の各小中学校への配置人数は、今の状況で、足りない状況はどのくらいなのかをお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

現在、町内の小中学校に合計で32名の特別支援教育支援員を配置させていただいておりますけれども、他市町村との比較に関しましては、様々な状況によりまして単純には比較できないかなと思いますけれども、現在も学校から支援してほしいという要望に関して、その数に関して、各学校に配置しているわけでありまして、先ほどもありましたとおり、年々配慮が必要な児童生徒は増加しておりますので、特別支援教育支援員に関しましては増員を今後も要望していきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） やはり支援員さんのお力はすごいということで、本当に発達障害、いろんな特別支援学級の生徒も、お昼休みのときに特に手薄になるようなお話を伺いました。食べるのに非常に難しいお子さんもいらっしゃる。そのときの、一人で食べれないんだけど、誰もいなくて食べないで帰ってくることもあるという、非常に切ない話も聞いているんですけども、やはりこれは指導員さんが本当に足りないんだなって、お話を聞きながら切に思う次第なんですけれども、今、募集を出しているということによろしいのでしょうか。どういった状況で、何か募集というか、お願いしているという状況なのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

今年度も32名で配置しておりますけれども、来年度に関しましても同じ32名で配置を考えております。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

現在32名で、今その人数では足りないということで、その先は、何か広報とかそういうところで、それとも募集をしていくということによろしいのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

現在、特別支援員につきましては32名ということですが、来年度においても予算措置上は同人数で運営したいとは考えていますので、特に今、広報等で募集をかけてるのは、退職予

定の方がいるため、入替えのためでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

何か足りないって言って、また同じ人数。生徒さんも児童さんも変化があると思うので、その辺はまた、途中でそういうこともあるのかなと思うんですけども、その配慮をよろしくお願いします。

あと、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの配置状況なんですけれども、ぜひ、配置人数と、また年間の相談件数も教えていただきたいなと思います。

この間、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの、そういった講義、そういったお話を聞く機会があったんですけども、本当に少ない時間、子供たちのためにやられているという状況をお伺いして、感謝と感動で、あっという間の時間を過ごしたわけなんですけれども、その取組等、阿見町はどうなっているのかお伺いいたします。お聞かせください。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

まず、スクールカウンセラーですけれども、県からの派遣が3人、それから町で雇用がお一人、合計4人です。スクールソーシャルワーカーに関しましては、町雇用がお一人ということになります。

スクールカウンセラーの県からの派遣は年間36日間、町雇用のスクールカウンセラーは年間130日間勤務していただいております。

相談件数に関しましては、県派遣のほうは206件、町派遣のほうは116件、10月末現在であります。

スクールソーシャルワーカーの対応件数は、およそ80件、これも10月末現在でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） スクールソーシャルワーカーの方が、非常に守秘義務というものがあって、また、ちょうど先生と、また家の親御さんとの間のはざまにあって、非常に難しい立ち位置でもあるというお話も伺ってきたばかりでございますけれども、そういった連携は阿見町はどのようになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

スクールカウンセラーに関しましては、勤務校において、関係の教職員と相談内容について、

スクールカウンセラーが負っている守秘義務を守りながら情報交換を随時しております。

スクールソーシャルワーカーに関しましては、各学校の担当の教職員を中心に、情報を共有し、業務に当たっていただいております。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしましたら次に、教育相談センターの専門支援員、また、そういった資質向上、今後やっていただけるものと思いますけれども、さらにどういったことを、さらに何かこの資質向上をやっていく計画とかあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

専門支援員の配置につきましては、今後必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますけれども、現在、町の教育相談センターに学校教育指導員の方々が勤務しておりますが、研修としまして、所内会議等の中で、スクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーの参加のもと、事例検討等を毎月行っております。また、町の教育委員会主催の研修会も実施しております。

予算に関しましては、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 非常に充実してきているということを伺っておりますけれども、やすらぎの園の在籍児童生徒数、また、今、通われている方は全部近くということで、どのように通われているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） 現在の通所児童生徒数に関しましては、資料がございませんので後ほど確認させていただきたいと思います。

ほとんどの通所児童生徒に関しましては、保護者の送迎ということで通所しております。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 分かりました。

そうしますと、保護者がいないと来れないような状況で、なかなか厳しいものもあるということなんでしょうかね。

あと、中学校の不登校支援教室で、とても、これがあるおかげで不登校にならずに済んでいるというお声を随所からいただいているんですけれども、もうぜひ、本当によくやっていただいているという喜びの声が非常に多いです。ありがたいなと思っているんですけれども、さらに、やはり小学校から続いていますので、ぜひ小学校に力を今度は入れて、先ほどからおっし

やっていますので、ぜひ力を入れていただいて、順次。すぐというと、先生がいらっしやらないのかなと思うので、順次、もう阿見町の子供たちのために、その部分に厚い投資をしていたらいいと思います。要望をさせていただきます。

それでは、この間のときに、不登校を考える保護者のアンケートの中で、一番、今まで受けたうれしかったことということで、今まで受けた支援や配慮でうれしかった、改善されたことということで、トップが、教科や時間帯を選択しての登校ができる。連絡についての対応も先生とうまくできている。あと、校内の居場所づくり。また、給食がなくても来てもいいよという配慮をしてくれている。

2番目に感謝しているのが、カウンセラー、ソーシャルワーカー、医師などの専門家からの支援をいただいている。

次に、親の会、適応支援教室に通え、感謝している。

また、フリースクールとそういった教室に参加できているということで、本当にSDGsを通してのインクルーシブ教育を目指すに当たって、学校のほかにも、地域に存在するあらゆるコミュニティ集団が、子供たちをはじめ、あらゆる人々にとって安心の居場所とインクルーシブを実践する単位として稼働することが重要ではないでしょうか。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、子宮頸がんワクチンについて質問させていただきます。

ヒトパピローマウイルスというワクチンは、2013年に定期接種となり、子宮頸がんに対して効果があるとされているものでございますけれども、しかし、接種に全身の痛みやしびれなどの症状を訴える人が相次ぎ、2013年6月より、国は積極的勧奨を中止したため、7割近くあった接種率が1%未満と低迷しております。

本年11月12日、国の検討部会でHPVワクチンの積極的勧奨の再開が承認され、明年令和4年4月から勧奨が再開されます。

さらに11月15日には、接種勧奨の中止により接種機会を逃した人たちにも時限的に公費接種、キャッチアップ接種の対象として、救済対象者を1997年から2005年までの9学年の方に改めて接種を受けられる機会が提供されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

公明党女性部では、大井川県知事に、12月1日、救済の早期実現の要望をいたしました。

そこで、1点目、定期接種対象の全学年へ郵送で通知してはどうか。

2点目、勧奨中止の間、接種を逃した方への救済措置が実施されたときには、郵送で通知し

てはどうか。

お願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 子宮頸がんワクチンについての質問にお答えいたします。

1点目の、定期接種対象の全学年への郵送通知についてであります。

子宮頸がんワクチンについては、厚生労働省の通知を受け、今年度の対象者となる全員の方に情報提供のためのリーフレットの個別通知を行いました。今後、厚生労働省から発出される通知等を確認し、予診票など、個別通知の必要があるものについて検討してまいります。

2点目の、勧奨中止の間、接種を逃した方への救済措置が実施されたときへの郵送通知についてであります。

これにつきましても、厚生労働省から発出される通知等を踏まえ、検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございます。

そうしますと、今後の厚生労働省の動向によりますけれども、救済措置の対象となる人は何人おられるのでしょうか。また、定期接種の対象者は何人おられるのか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については、国において審議中ですので、救済措置の対象となる年代については明言されておりませんが、積極的な勧奨を控えることとなった平成25年度から令和3年度までの対象者で、令和4年度に定期接種対象年齢から外れてしまう、子宮頸がんワクチンを一回も接種していない人は、11月現在1,694人おります。

また、令和4年度に定期接種の対象となる小学校6年生から高校1年生の女子の人数は1,004人おります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そうしますと、救済措置対象の全員の方に、健康づくり課から通知を送るのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

今後、厚生労働省から発出される通知や、ワクチンの供給状況や接種体制等を踏まえまして、

接種及び発送の計画を立て、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 14番難波千香子君。

○14番（難波千香子君） そのときには、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

3番目の、高齢者の安全対策についてでございます。

現在、振り込め詐欺などの特殊詐欺関連の事件が頻繁になってきております。茨城県警のひばりくん防犯メールでも、注意喚起のメールが毎日のように送られてきておりますけれども、令和3年1月から、このタブレットにも入っておりますけれども、ぜひ見ていただければと思うんですけれども、10月までオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺など、あらゆる偽電話詐欺の被害が223件、また、金額が4億1,350万3,000円の被害が発生しております。

前年と同時期を比較いたしますと、被害件数で3件減少ですけれども、金額が4,826万2,000円増加。依然と高額な被害が発生しておりますので、予断を許さない状況となっております。

阿見町消費者生活センターにおきましても、不審なメールや不審な電話等が一番多い相談内容になっていると伺っております。

そのようなことから、茨城県警では、在宅中でも留守番電話の設定をすることで偽電話詐欺や、悪徳商法、迷惑電話の撃退に有効と勸めております。自動通話録音装置を有する固定電話、接続型の自動通話録音装置の無償貸与はできないか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 高齢者の安全対策についての質問にお答えいたします。

町の偽電話詐欺等に対する高齢者の安全対策としては、牛久警察署との相互協力により、発生状況を随時、防災行政無線やあみメール、ツイッターにより発信しているほか、定期的な注意喚起としては、広報あみ、ホームページにより情報発信を行っております。

また、牛久警察署では、行政区、シルバークラブ主催の防犯教室に出向いて、事例を示しながら注意喚起を行っております。

なお、県内における偽電話詐欺の認知件数と被害額は、平成30年、290件で3億3,970万3,000円、令和元年が376件で6億3,313万3,000円、令和2年が306件で5億5,022万4,000円、令和3年は10月までに223件で4億1,350万3,000円となっております。

御質問の自動通話録音装置の無償貸与については、高齢者世帯を対象として、県のモデル事業で実施している市町村が見受けられます。

自動通話録音装置のメリットとしては、偽電話詐欺を警戒するメッセージや、通話を録音す

る旨の自動応答が流れるため、偽電話詐欺の被害防止に役立つほか、セールスや迷惑電話の数も減少することが挙げられます。デメリットとしては、黒電話等のダイヤル回線には接続できないなど、設置できる機種が限られていることや、全ての受信に対してのメッセージが流れるため、通常の電話においても相手方に煩わしさが発生することが挙げられます。

県警では、在宅中であっても常に留守番電話に設定することは、偽電話詐欺の防止に有効であると推奨していることから、町では、自動通話録音装置の無償貸与についての予定はございません。

留守番電話は、自動通話録音装置と同等の機能を有しており、現在ほとんどの固定電話機に備えられておりますので、町では、留守番電話に設定していただくことを周知広報したり、冒頭で申し上げたような注意喚起の取組を継続実施することにより、高齢者の安全対策に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） これで、14番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番高野好央君の一般質問を行います。

5番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔5番高野好央君登壇〕

○5番（高野好央君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

令和3年9月の第3回定例会において、実穀地区公民館整備の状況を質問させていただきましたが、その後、11月12日に9回目の実穀地区公民館整備検討委員会が開催され、また、自分なりの調査の結果、幾つかの疑問点が出てきましたので、再度質問させていただきたいと思っております。

1つ、財源、補助金も含め、公民館整備の現在の進捗状況は。

2つ、第9回実穀地区公民館整備検討委員会での協議内容は。

3つ、今後のスケジュールは。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願いま

す。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 高野議員の、実穀地区公民館整備の進捗状況を伺うの質問にお答えいたします。教育長からの答弁となりますが、私が代理で答弁いたします。

1点目の、財源、補助金も含め、公民館整備の現在の進捗状況と、2点目の、第9回実穀地区公民館整備検討委員会での協議内容につきましては、関連しておりますので併せてお答えいたします。

財源については、令和3年11月5日に開催された全員協議会で説明したとおり、国庫補助金等を活用し、併せて起債と基金を組み合わせたものを最優先として取り組んでいるところであります。

現在の進捗状況ですが、設計業務を発注し、進めているところであります。

実穀地区公民館整備検討委員会は、これまで9回開催し、第9回の検討委員会は令和3年11月12日に開催しております。

協議事項は4項目です。

1つ目は、実穀地区公民館整備事業の財源についてであります。令和3年11月5日に開催された全員協議会での資料を基に、現在の財源に関する町の考え方、取組の状況及びエレベーター設置について説明いたしました。

2つ目は、平面図についてであります。前回の検討委員会で検討事項となった倉庫の設置及び新設するエレベーターの位置などについて、現時点での設計平面図を提示し、これまでの平面図との修正点について説明いたしました。

3つ目は、概算工事費についてであります。概算工事費の額が、現時点では、エレベーター設置費用を含め3億9,000万円を見込んでいることを説明いたしました。

4つ目は、備品についてであります。実穀地区公民館整備に関わる購入予定の備品について、その説明をいたしました。

3点目の、今後のスケジュールについてであります。

令和4年4月1日に設計業務を完了した後に、国庫補助金等の申請を提出する予定となっております。その後は、適正な手続を経て、令和4年度に工事の発注を予定しております。

実穀地区公民館整備検討委員会は、第10回を令和4年3月に開催する予定で、想定する内容としては、国庫補助金等の予算確保の状況の説明と、次年度の検討委員会のスケジュールを協議してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

内閣府の地方創生拠点整備交付金を1月に申請とのことですが、申請には条件があるかと思
います。申請の条件、補助率を伺います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

まず、まち・ひと・しごと創生法第10条2項に基づきまして、総合戦略に位置づけているこ
とが前提条件となります。阿見町では、令和2年3月に策定しました第2期総合戦略の中で、
閉校となった小学校を有効活用し、地域交流拠点となる施設としての改修を検討してまいりま
すと、そのような位置づけをさせていただきます。

次に、対象となる施設でございますが、原則として建築基準法の建築物に該当するものの新
築、増改築が対象となります。修繕等は対象外となります。また、整備する施設の自立性に加
え、官民協働、地域間連携、政策間連携の3つの連携要素のうち、少なくとも1つの要素が盛
り込まれていることが条件となります。

事業期間につきましては1か年以内とされ、交付金額は1事業当たり5億円を限度とし、補
助率は2分の1となります。

申請する際には、地域再生計画を作成しまして、内閣総理大臣の認定を受けることが必要と
なります。今後のスケジュールとしましては、国からの情報がまだこちらに届いておりません
ですけれども、昨年度の例を見ますと、1月中旬頃に交付申請を行いまして、3月中旬頃には
採択事業の内示がされ、3月末には交付決定となるスケジュールであります。現在は、交付申
請に向けて準備を進めている状況であります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございます。

その条件に、この実穀公民館整備が当てはまるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

この条件に当てはまるものとして、準備を今、進めてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 補助率が2分の1であれば、防衛省の補助金より補助率がいいわけ
ですけれども、一番最初は、この地方創生拠点整備交付金を検討されたかと思
います。地方創生
拠点整備交付金の条件に当てはまらないから、補助率は低いけど、防衛省の補助金を申請する

ことにしたのではないのでしょうか。これは本当に公民館整備の地方創生拠点整備交付金のほう、条件、大丈夫なんですか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

当初は確かに防衛補助ということで進めさせていただきましたが、今、先ほど私のほうで申し上げましたように、幾つかの条件がございます。その条件の中で、1つは整備をする施設の自立性、それから、官民協働、地域間連携、政策間連携というこの3つの要素があるんですけども、この3つの要素のうち1つでも該当が入れば大丈夫だということが分かりましたので、こちらの取組を今、進めています。

それと併せて、前段に申し上げましたように、総合戦略というのに位置づけてなければいけないという前提があるんですね。これは、令和2年の3月に策定をしたときに、その位置づけを明確にしてございますので、それもクリアしているということで、今、内容を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） この地方創生拠点整備交付金が、もし駄目だった場合、利率のいい起債もあると、9月議会の一般質問で答弁がありました。今回の答弁書のほうにも、起債と基金の組合せとなっています。

これ、起債は借金ですよ。そうすると、借金してまで実穀地区公民館を整備する、この理由というのを伺いたしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

まず一番は、地域住民の皆様が待ち望んでいる施設であるということが当然一番となります。町としましては、これまで、届ける生涯学習の実現に向けた、旧小学校区単位に生涯学習の拠点となる施設ができることが非常に重要であるというふうに考えてございます。

先般の茨城大学の蓮井教授によりますSDGsの講演会がございまして、その講演会の中でも、持続可能な開発目標の4「質の高い教育をみんなに」を実現するためには、全ての人々に、誰でもが受けられる公平で質の高い教育を提供し、生涯学習を促進することが重要であると、そのような指摘もございました。

また、これまで閉校後、跡地利用として、地域の要望の実現に向けまして、議会等の総意を受けながら事業を推進してきているところでございます。

起債につきましては、財政負担の平準化と、それから世代間公平性の担保を目的としまして、

主に建設事業の財源を調達する場合に用いるもので、代表的なものとしては下水道事業が挙げられます。下水道事業はほとんどの財源を起債措置により事業を実施推進してございます。ちなみに、吉原コミュニティセンターも約1億2,000万の起債を行って事業を進めてございます。このように、町の事業を推進する上で起債は重要な手段というふうに考えてございますので、起債を行うから事業を行わないという考え方はございませんので、その点は御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、3億5,000万の工事費、こちらが4,000万円増額されました。こちらの理由のほうが、前回、全協のほうではバリアフリーの工事だと答弁されました。設計を見るとエレベーターが追加されています。

これ、時系列で見ると、検討委員会で諮る前にエレベーターが追加されたことになりましたが、これは、いつ、誰が、エレベーターの追加を決めたのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

実教地区公民館の整備検討委員会の、6月に開催した第8回の段階では、エレベーターにつきましては設置しないという委員さんの統一見解を出させていただきました。

その後、補助金関係で、防衛省補助金から、こちらの地区拠点整備のほうに切り替えるという段階で、国との交渉の段階におきまして、やはり拠点整備という、誰でもが使える施設を整備するという観点からすると、エレベーターはあくまでも必要であるということ。

あと、検討委員の中でも、予算的なもので断念はしていたけども、あくまでもエレベーターは、できるならば設置したいという要望もありましたので、その段階を経まして、若干、整備検討委員会、前回の第9回のときにもちょっと謝罪させていただきましたけども、順番が逆になってしまいましたが、エレベーターの設置について御了解をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 分かりました。

こちらの地方創生拠点整備交付金も駄目になった場合、起債と基金となりますが、そうなった場合でもエレベーターの設置はするのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

先ほども申しましたが、やっぱり地域の交流拠点とする整備に当たりまして、誰でもが

使えるというのが大前提であると考えてございます。

地元からエレベーターの設置の要望等もありましたので、設計完了が今年度の1月、年度中の1月末となりますので、その後、補助金の申請等がございますので、そこからまた設計を変更するという、ちょっと困難であると考えますので、できれば、エレベーターについてはもう変更なしで、そのまま設置したいと考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 部長のほうから全協のときに、工事費の上限を特には設けていないという答弁がありました。これ、町の事業で上限設けないような事業というのはあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） あくまでも上限というのが、予算的なものがございしますので、それが議会の承認を得てから、それが上限になると考えてございます。

取りあえず今、この実穀地区の公民館につきましてはまだ設計段階で、実際の工事費、それがまだ積算中でございますので、それに含めまして、今度また、それが全部確定しましたらば、また議会のほうに予算等を計上して、承認をいただいてから、それが上限になると考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 分かりました。

そうしましたら、次、実穀小学校敷地内にある2,631平米の民地の件をお伺いいたします。

令和2年度に敷地の測量をされているかと思えます。官地、民地を決める大事な境界測量なので、地権者、法定相続人が立ち会っているかと思えます。権利を有する方の人数、そのうち何人の方が立ち会っているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

ただいま手元に土地測量関係の資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思えます。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） こちらの測量をするときに、権利者、地権者の人数とか、そういったのを調べずに、測量というのを、立会いもせずにしたんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

町有地との境界に関しまして、土地の所有者、関係者の人数及び代表者等については、連絡をして立会いをしていただいているということでございます。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） それで、今、人数が分からないということで、資料はすぐ届きますか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

すぐに答弁ができるかということの御質問でございますけれども、事業自体が今年度の事業ではございませんので、少々時間がかかるものというふうに思います。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） じゃあ、ちょっと質問を変えます。

現在、登記簿を見ると、地目は学校用地となっています。公民館整備するのであれば、こちらは地目変更するかと思うんですが、権利を有する方への説明というのはされたんでしょうか。

それと、境界立会いのときに、何かそのとき御意見というのはあったんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

現在の公民館建設に当たり、全ての土地が町の名義でなっていないということでありまして、現在、公民館を改修する側につきましては、町の土地の中にございますので、現状はそのまま問題ないと考えてはございますが、ただ、敷地全体で見れば、まだ個人の名義の土地が残っているというのは把握してございますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） これ、地目変更しなくても用途は変わるわけです。使用目的が変わるわけですから、まず、権利者全員へのきちっとした説明が必要なのではないのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） 先ほども申しましたけれども、現在この問題につきましては、弁護士に相談をかねてやっておりますが、現在の校舎改修につきましては、町の名義になっている土地でございますので、それは問題ないという見解をいただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 公民館のほうに改修するほうは町の土地だから大丈夫ということですが、個人所有地、プールから旧校舎のほうにかかっているかと思えます。で、この事業着手する前に、権利者に対して意向確認が必要だったのではないのでしょうか。これは非常に大きな

問題だと思います。用途が変わるのであれば、まず権利を整理してから進めるべきだと思います。個人所有地に係る校舎、プール、こちらで崩壊など事故が起こった場合、管理責任は町でしょうか、個人でしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

当然、現在残っている施設につきましては、管理は町がしておりますので、それは責任は町にあると考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） これは敷地の権利は非常に大きな問題だと思います。早急に方向性を決めていただきたいと思います。

では次は、公民館整備において、町の上位計画への位置づけをお伺いしたいと思います。

従来事業は、町の最上位計画である総合計画、個別計画である生涯学習推進計画の策定において、町民アンケート、パブリックコメントなどを実施し、町民代表、学識経験者、議会代表などで構成する審議会の議論のもとに位置づけし、予算化され、事業執行となっていくことが原則だと、私は今まで教わってまいりました。

例えば、総合計画は、地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針のはずです。

上位計画の位置づけというのが、実穀地区公民館整備として、軽微な改修程度なら、必ずしも必要ではないかもしれませんが、既存地区公民館、ふれあいセンターに見劣りしない事業規模、工事費3億9,000万、面積1,151平米、年間維持管理費2,000万以上などから判断すると、今さらではありますが、町の上位計画に位置づけるべきだと思います。

軽微なものや緊急性の高いものであるならともかく、これだけの規模の事業が、町の計画に位置づけなく、全ての町民に示されないまま事業化されることは、あってはならないことだと思います。実穀地区公民館整備事業は、計画に位置づけられているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

まず、生涯学習推進計画につきましては現在、平成30年度から令和4年度までの計画、後期計画の期間中でございます。計画の策定が平成29年度に行われておりますので、現在、地区公民館の計画については掲載されてございません。

第6次総合計画の後期計画の中では、第2章、人を育むまちづくりの中で、公民館、ふれあ

いセンターの充実を掲げておまして、公民館、ふれあいセンターを地域の情報の発信源や学びの拠点として利活用し、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を目指しますと明記されてございます。

後期計画の基になります、今度はその下の実施計画であります3か年実施計画においては掲載して、皆様の御承認をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） この4億弱の、これだけの事業規模で上位計画に位置づけない、その理由をお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

個別の何を建てるという計画では、後期計画の中では明記されてございませんので、あくまでも、その中で、先ほど申しました、実現を目指しますという環境の中で、その整備は必要であると判断したもので、全く載ってないということではないと考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） この4億弱の事業、阿見町にとっては非常に大きな事業だと思います。総合計画及び個別計画は、整備方針及びおおむね5年間のスケジュール管理計画でもありますので、整備方針が既に決定であっても、スケジュール管理は必要であり、一般的な考えとして、今からでも公共施設整備は、総合計画それから個別計画に位置づけすべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

先ほども申しましたが、実施計画であります3か年のほうで計上してございますので、そちらのほうで計画を遂行したいと考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、私は、策定の議論の中で、ほかの計画との整合性や、財源等の調整が図られ、事業の是非が判断されるものと思っております。この地区公民館増設の場合は、今後30年間で公共施設建築物の延べ床面積20%削減を決定した公共施設等総合管理計画との整合は必須であると思っております。

また、今回は限られた地域での議論となってしまいますが、町の上位計画に位置づけ、検討

することによって、町全体での視野で検討できるものと考えております。町全体を俯瞰的に見ることによって、規模や内容、施設の役割等が適正なのはどの辺りなのかが見え、しかも全町民に示すことができるはずだと思います。

公共施設等総合管理計画との整合は図られたのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） もともとが学校施設として計上されてございましたので、その中の一部を改修するというところでございますので、全体的な面積的なものは減少とはなりませんけども、増えるわけでもないと考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 分かりました。

これ、なぜ上位計画にも位置づけられず、4億弱の事業が進んでしまったのか。何人もの職員の方々がノーチェックで見逃したとは思いたくありませんが、この事業の一番初め、要望書が取りまとめられた平成29年まで遡ってちょっと調べてみました。

平成29年当時、神栖市の波崎東ふれあいセンターを一つのベンチマークとして視察をし、検討されていたかと思います。波崎東ふれあいセンターは、廃校の跡地利用として用途替えしたものであり、改修額は1億円弱、主に1階部分を利用し、市と地域の共同管理、教育委員会所管ではなく、市長部局が所管し、運営されております。

吉原・実穀の両地区委員会が要望書を取りまとめ、当時の天田町長に提出したのが平成30年2月2日。これは広報あみ、平成30年3月9日発行のお知らせ版に掲載されております。ちょうどこの時期、生涯学習推進計画策定の大詰めだったことから、計画への位置づけは難しかったというのは理解できます。

同年3月から千葉町政となり、第6次総合計画後期基本計画の策定がスタートし、平成31年3月に策定されております。総合計画への位置づけは、このタイミングであれば可能だったのではないのでしょうか。しかし、計画に位置づけされなかったということは、ここまでの大規模な事業構想はなく、地区公民館という社会教育施設は多くの制限があり、使い勝手が悪く、望まれなかったのではないのでしょうか。そして、当初は、小学校跡地の軽微な改修、かつ整備スケジュールが未確定のため、上位計画への位置づけは見送られたのではないかと私は思います。

しかし、あっという間に地区公民館になり、3階までの全階利用になり、事業費が4億弱、維持管理費が毎年2,000万以上。これでは上位計画位置づけは必要だったと思う職員の方もいたのではないのでしょうか。

ここは、やはり現計画を一度白紙もしくは延期して、改めて上位計画に位置づけ、今、進め

ようとしている第7次総合計画、新生涯学習推進計画で、町全体、全庁的視点で、もう一度議論する考えはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますが、今のところ、現在、考えてございません。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 分かりました。考えてないということで。

この実穀地区公民館整備の問題、規模は違いますが、道の駅の問題とよく似ていると私は思います。道の駅を中止と町長が判断され、その判断根拠の一つが、道の駅整備事業検証委員会の答申にあると思います。この答申内容の総括の部分が、非常によく当てはまるものですので、一部抜粋して読ませていただきます。

答申内容の最後のほうに、今後、町が道の駅整備のような大規模事業を行う際は、計画段階より町民ニーズを把握し、町にかかる財政負担等を明らかにしながら、その結果として得られる町民の利益を広く丁寧に説明し、納税者である町民の理解を得て進めていくことが求められる。今般の道の駅整備計画においては、民意を把握し、町民への説明責任を果たし、その理解を得ながら進めるプロセスが不足していたことは否めない。その結果が凍結、中断につながったと考えられる。このような実情に対処することが、まさに政治課題と言える。

この答申は、道の駅ばかりでなく、今後の公共施設整備に対する行政の在り方、取組を、教訓として示しております。

町民の方々からすれば、4億弱の事業費はとてつもない大規模事業です。考え方、手続については、地域の代表者で組織した検討委員会で進めてきたということで合理性があり、妥当だったのでしょうか。

しかし、納得されていない方々がいる以上、計画段階からのニーズ把握、丁寧な説明、納税者である町民の理解を得て進めてきたとは到底思えません。先ほどの答申でも、このような事業推進の難しさは指摘されております。

それでは、最後の質問は、町長にお伺いしたいと思います。

上位計画への位置づけの不備、敷地の未処理の問題が判明しております。特に敷地の問題は深刻で、未処理のまま事業を進めることは、町民からの理解は得られないと思います。

事業を進める前に、まず、これらを整理し、なおかつこの答申を教訓とした取組が必要だと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えいたします。

まず、土地の問題でございますけれども、これは私、就任してから分かったわけでありまして、それについては、今、教育部長のほうからも答弁ありましたように、弁護士さんと相談をしているという状況であります。ですから、それをしっかりと解決していくということも大事なことでありますから、前向きに進んでいるところであります。

また、先ほど来、上位計画の話が出ておりましたけれども、今回の地区公民館、交流センターの話は、廃校を利用したことでありますので、突然ということですね、私からすれば、突然、降って湧いたような話。廃校になった、そこを地区公民館にするんだと。これは基本的には住民の皆さんのアンケートの結果から始まったわけであります。

それからまた、先日もお配りしたように、議会にも説明をし、それから議会からの毎年の予算要望にも出ておりました。こういったことをすれば、ちゃんと町民の理解が得られているものだというふうに私は思っています。進めさせていただいているところであります。

また、先ほどからのお話にありましたように、整備検討委員会についても、今回でもう9回も行ってございます。この中でいろいろな、この部屋はどんなふうにしたらいいか、どんなふうな用途に使ったらいいか、こういうことを真剣に議論をしてやってきているところでありますので、何とかこの皆さんの思い、それから、実穀小地区の住民の皆さんの思いを達成してあげたいというふうに思っているところであります。これからも推進をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 御答弁のほう、ありがとうございます。

私は、この答申は、町に与えてくれた財産だと思っております。これを教訓として、私ども議員も執行部の皆さん方も、共によりよい公共施設整備に取り組んでいかなければならない。そして、私としては、やはりまだ疑問がまだまだありますので、公民館整備は中止にすべきと申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） 高野君、さっきの答弁もらってないですよ。

○5番（高野好央君） じゃ、いいですか。

○議長（久保谷充君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） じゃあ、先ほどの、人数とかそういうのは大丈夫でしょうか。分かりましたでしょうか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） 今、分かっていることをちょっとお答えしたいと思います。

当該の民地に関して、立ち会っておりますのは、土地所有者の方の関係者が1名立ち会っております。

全体として測量に関して立ち会ったちょっと人数については、今現在、まだ分かっておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君） 終わり。

○5番（高野好央君） 駄目。終わっちゃったかな。

○議長（久保谷充君） 今の件。

○5番（高野好央君） 今の件。

○議長（久保谷充君） じゃあ、5番高野好央君。

○5番（高野好央君） いいですか、すいません。

先ほど、地権者、法定相続人になるかと思うんですが、権利を有する方の人数というのは分からないんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

こちら、中央公民館、当時は生涯学習課で発注した契約案件でございますけれども、測量業務に関してはですね。その際には、代表者の方を特定しただけで、全体として何名いるかというところまでは把握はしてございません。

以上です。

○議長（久保谷充君） これで、高野好央君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の一般質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

今日12月8日は、今から80年前、1941年に、日本軍がハワイオアフ島の真珠湾のアメリカ軍基地を奇襲攻撃し、その後、3年8か月、1945年8月15日の終戦まで悲惨な戦争が続いた記念

すべき日でございます。この戦争による日本人の死者は310万人の犠牲を生じました。アジア太平洋地区では2,000万人以上の犠牲があったということでございます。

阿見町では、予科練平和記念館を整備して、祖国と郷土を守るために一身をなげうった青年の鎮魂と平和を求めるメッセージを発しております。今後とも、世界平和が確保されるよう、日本の指導者と世界の指導者に要請したいと思います。

12月議会なので、今年1年の阿見町を振り返ってみますと、昨年に引き続いて新型コロナウイルス感染症の対応に追われた1年だったと思います。

阿見町の新型コロナウイルス感染症は、2020年、昨年3月の19日に第1例が確認されて以降、昨日時点で467人が確認されております。9月24日以降は新たに感染された感染者はいないということで、落ち着いている状況にあると思います。

茨城県全体では累計で2万4,450人が確認され、うち2万3,840人が回復し、日常生活に戻っております。死亡された方は220人ということでした。市町村別の感染者数では、つくば市2,410人、水戸市2,029人、土浦市1,848人という順番で、阿見町では当初、感染者数が急激に増加したことがありましたが、現時点での感染者は県内で19番目、ほぼ人口に比例した数となっております。

こうした中で、当初18歳以上の全ての町民、その後12歳以上の町民も対象にワクチン接種をするという大事業をやり遂げてまいりました。予約の電話がつかないなどと、当初は苦情や戸惑いもありましたが、希望する全ての町民に接種をやり切ったことは、担当課長をはじめ職員の奮闘に敬意を表したいと思います。

第6波、オミクロン株というんですかね、の流行も予想されており、今後も注意を怠らず、3回目のワクチン接種がスムーズに実施されることを希望したいと思います。

非常に明るい話題もありました。今後の阿見町の発展に大きく寄与する出来事ですが、5月に、元横綱稀勢の里の荒磯親方が、阿見町に荒磯部屋を設立するという発表がありました。企業の立地が続くなど、阿見町の未来にも期待が持てると考えております。

さて、本題に入りますが、来年2月に町長選挙が行われます。当面、今、町民の、特に政治に携わっている我々も含めた最も関心事である1番目の、来年2月に実施される町長選挙についてお伺いしたいと思います。

阿見町は、2020年に行われた国勢調査で、人口が増加し、次回2025年に行われる国勢調査に、単独市制施行が可能となると推測されております。千葉繁町長はじめ歴代の町政担当者、議会、職員の努力が結果となって現れていると思いますが、これを現実のものとするためには、今後数年間の財政運営、町政運営が極めて重要になると思われまます。

出産から保育、学校など、切れ目のない子育て支援や、文化やスポーツの振興、企業メイン

ドを育てる企業支援を行うことによって、若い世代を阿見町に呼び込み、高齢者には、生き生きと安心して暮らせる福祉などの充実を図ることが求められていると思います。

阿見町長選挙は、来年2月15日告示、20日投開票で実施されることが決定しております。現在のところ、立候補を表明している方はありません。私は、千葉繁町長の2期目の町政運営を見るのが非常に楽しみでございます。

そこで、3点ほど伺いたします。

- 1、1期目4年間の千葉町政の総括について伺います。
- 2、2期目の町政運営に関する意気込みをお聞きいたします。
- 3つ目、今後4年間の町政の課題や取り組むべき施策について伺います。

以上です。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、来年2月に実施される町長選挙についての御質問にお答えいたします。

1点目の、1期目4年間の千葉町政の総括についてであります。

早いもので、私が町長に就任してから3年9か月が経過しようとしております。町政の運営に御理解、御協力をいただいた議員各位並びに町民の皆様に心から感謝し、御礼を申し上げます。

私は、6つの約束と24の政策公約を掲げ、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」の実現のため、就任後すぐに阿見町政策実現プランを策定し、町民の皆様に政策の内容と進捗状況を分かりやすくお伝えしながら、全力投球で誠心誠意努めてまいりました。

町長就任時から様々なことに取り組んでまいりましたが、多くの課題がある中で、選択と集中による財政の健全化に取り組みながら、住民参加によるまちづくりを常に念頭に置き町政運営を行ってまいりました。その成果は着実に現れてきていると感じております。

また、この1年半余りは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、医療体制の構築や町民生活への支援に力を注いでまいりました。

任期は残り僅かとなりますが、残任期間を、町民の生命と財産を守り、町民生活を支えることを最優先に取り組んでまいります。

この3年9か月の総括として、政策公約を中心に、主な取組を申し上げます。

まず、約束1「未来へ投資を行うまちづくり」では、1つ目として、あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給についてであります。

若者の移住及び定住の促進並びに地域産業の担い手となる人材の確保と修学の意欲及び明確な目的意識をもった海外留学を支援するため、令和2年6月より、奨学金返還支援補助金と海外留学奨学補助金を設置しました。

2つ目は、スクールカウンセラーの配置拡充についてであります。

統廃合により大規模校になじめない児童とその保護者の相談役となるなど、全ての児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、平成30年9月より、県スクールカウンセラーを配置している各中学校、本郷小学校及びあさひ小学校以外の小学校にも、町独自でスクールカウンセラーを配置しております。

3つ目は、給食費無料化の拡大についてであります。

従来、町立小中学校に在学している児童生徒が3人以上いる世帯から、18歳以下の兄弟姉妹が3人以上、かつ、第3子以降が阿見町立の小中学校に在学している世帯に、令和2年4月より無料化の対象範囲を拡大しました。

4つ目は、ランドセルの無料配布についてであります。

令和2年4月より、小学校等に入学した新1年生に、入学祝い品としてランドセルを贈呈しております。毎年展示会を開催し、6色7タイプから選ぶことができ、6年間の保証がついた国産品となり、大変好評をいただいております。

次に、約束2「お互いに支え合うまちづくり」では、1つ目として、病児保育施設の整備についてであります。

共働き世帯が増え、お子さんの急な病気の際、安心して預けられる施設として、女性の社会進出にとっても欠かせない施設でもあります。東京医科大学茨城医療センターにおいて、その整備が完了し、令和3年4月1日より受入れを開始しております。

2つ目は、18歳までの医療費無料化についてであります。

平成30年10月診療分より、18歳までの医療費を、両親等の所得制限なしで完全無料化し、安心して子育てできる環境の充実に取り組むことで、若い世代の転入増にもつながっております。

3つ目は、障害者が自立できる授産施設の創設についてであります。

障害福祉計画に基づく地域生活支援拠点整備事業者を公募し、就労継続支援B型事業所を備えた施設が、令和4年4月に実穀地区に開所する予定となっております。

4つ目は、低所得者が入所できる介護施設の誘致についてであります。

特別養護老人ホーム、セントラル阿見が令和3年2月1日に開所し、多床室の設置による利用料金の負担軽減が図られ、待機者の解消にもつながっております。

次に、約束3「地域資源を活かすまちづくり」では、1つ目として、プレミアム付商品券の復活についてであります。

町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化につなげるため、プレミアム付商品券を復活し、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた御家庭、町内商店等の景気回復策として、総額3億円、プレミアム率30%で販売しました。

2つ目は、グリーンツーリズムの推進についてであります。

グリーンツーリズムの体験・交流メニューとして、令和元年度に、阿見町おすすめ体験モニターツアー「れんこん収穫体験」を実施しました。

また、東京農大との連携協定に基づき、当町での農業体験・自然体験を行うことで、大学生が単位取得となる取組を通じて、移住・定住にもつながるものと期待しております。

3つ目は、観光資源の発掘と特産品の開発についてであります。

令和元年度に、阿見町観光プロデュース推進委員会を発足しました。観光資源のブランド化、特産品の開発を通して採算性のある観光事業の確立を目指しております。主な特産品としては、銘柄産地の指定を受けたレンコン、銘柄推進産地の指定を受けた大玉スイカ、ふるさと納税返礼品で人気の阿見グリーンメロン、イチゴ、サツマイモなどがあります。

昨年度は、振る舞い酒として日本酒「桜翔」が、今年度は梅酒「華梅」、そば焼酎「桜蕎」が完成し、11月1日に販売を開始しました。

次に、約束4「誰もが主役になれるまちづくり」では、1つ目として、地域予算の創設による町民参加型予算の導入についてであります。

この制度は、一度納めていただいた税金を、話し合いによって地域課題の解決に使っていただくものです。この取組を通して、町民の皆様に自治意識が生まれ、政治や行政に関心を持ってもらうことにもつながります。さらには、地域のリーダーとして活躍する人材の育成という面でも、今後の持続可能なまちづくりにとって大変重要なことだと考えております。

2つ目は、議会のケーブルテレビ中継とネット配信についてであります。

令和元年9月にインターネット配信を開始し、より多くの町民の皆様が視聴できる環境を整備しました。

次に、約束5「危機管理ができるまちづくり」では、1つ目として、県外市町村との災害時相互支援協定の締結についてであります。

新たな県外自治体との協定先として、静岡県御殿場市との調整が整い、先に協定を締結した千葉県酒々井町を含めた3自治体での相互応援協定を、平成31年3月に締結しました。

2つ目は、自治体クラウド移行によるリスク回避についてであります。

令和元年10月に、自治体クラウドの共同利用に向けた協定を県南8市町村で締結し、令和2年4月、災害時の市町村間の相互支援、被災した際の実他市町村での業務運用を可能とする自治体クラウドの運用を開始したところです。

3つ目は、救急体制の再構築についてであります。

稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入に伴い、当町における救急車の配備が2台に減ったことにより、近隣市を含む同時出動が生じた際、特に町西部地区への救急車到着時間の遅れが懸念されておりました。

その改善に向け、町議会とともに稲敷広域に対し強く要望活動を行い、平成30年11月より、本郷ふれあいセンターへの救急車の駐留が実現したことにより、一分一秒を争う救急救命現場への到着時間の短縮が図られ、地域全体の安全性が一層向上しております。

次に、約束6「財政規律をまもるまちづくり」では、1つ目の、基金積立額の適正確保と町債の抑制についてであります。

現在の住民サービスを低下させないことを基本としながら、老朽化が進む公共施設の大規模改修等に備え、公共公益施設整備基金積立金として、令和元年度より1億円を積み立てております。

特に、将来的に大きな課題である霞クリーンセンターの大規模な施設更新を見据えると、現在から資金を蓄えておくことが肝要となります。

町債については、財政硬直化を避けるため、借入額と返済額のバランスを保ち、4年間のトータルでは、町債の借入額を返済額以内とすることができました。

2つ目は、ふるさと納税への積極的な対応についてであります。

令和元年10月より開始し、令和元年度は寄附件数が504件、寄附金額が749万3,000円に対し、令和2年度は寄附件数が2,526件、寄附金額が4,130万8,500円、令和3年度は現時点で昨年を上回るペースで御寄附を頂いており、140品目を超える返礼品を取りそろえ、特産品カタログを作成するに至っております。

今後も、特産品の開発とともに返礼品を充実させ、ふるさと阿見を全国にPRし、関係人口の輪を広げてまいります。

このほか、総合計画の基本目標の達成に向け取り組んだ事業を幾つか御紹介いたします。

基本目標1「人がつながるまちづくり」に関連したものとしては、情報発信・町のPRの強化の取組として、町の重要な歴史遺産である予科練や海軍に関する映像を通して、町を知り、町を訪れてもらうきっかけとなるよう「若鷺に憧れて～元予科練生の回顧録～」及び「阿見町の戦跡めぐり」と題したプロモーション映像を制作・公開しました。

また、「広報あみ」お知らせ版に「まちの魅力再発見『あみっぺ』が行く」と題し、町内で様々な活躍する人や活動取材する特集記事の掲載を開始しました。

基本目標2「人を育むまちづくり」に関連したものとしては、教育施策として、就任後すぐに全小学校へのエアコンを設置し、快適な学習環境への改善を行うとともに、老朽化が深刻で

あった阿見中学校と竹来中学校の外壁・屋上防水改修を実施しました。

また、GIGAスクール構想の本格始動に対応し、町内全小中学校に1人1台のタブレット端末を整備するとともに、普通教室等に電子黒板を設置し、その運用を開始しました。

福祉施策としては、待機児童の解消とよりよい保育環境の創出に向け、保育士等処遇改善助成金を交付するとともに、民間保育施設整備事業費補助金を活用し、荒川本郷地内において、平成30年4月に阿見きらり保育園が開園し、さらに、新たな民間保育施設が来年4月に開園する予定であります。

また、子供の居場所と地域の交流の場をつくる活動である子ども食堂に対する補助や、高齢者等の交通弱者が身近な場所で食料品等を購入できる移動販売車による買物支援を開始しました。

基本目標3「暮らしを支えるまちづくり」に関連したものとしては、町の東西市街地を連絡する都市計画道路寺子・飯倉線整備事業を推進し、令和5年度末の完成を目途に事業を進めております。

安全で快適な道路環境づくりに向けては、安全施設の整備、生活道路や道路側溝等の整備並びに市街化が進む荒川本郷地区の特定地区道路の整備を計画的に推進しております。

基本目標4「安全・安心のまちづくり」に関連したものとしては、令和元年6月18日に、飲酒運転根絶のまち宣言を行い、町と町民が一丸となって飲酒運転根絶に向けて全力を挙げて取り組むことを宣言しました。

また、高齢者の運転免許の自主返納を支援する取組として、デマンドタクシー回数券を交付しております。

さらに、県内で車両盗難が多発していることを受け、盗難を未然に防ぐため、ハンドルロック等の盗難防止装置購入費用の一部補助を開始しております。

以上、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」という理念のもと、町民の負託に応えるべく取り組んでまいりました施策の一端を申し上げます。

2点目の、2期目の町政運営に関する意気込みについてであります。

来年2月に予定されている次期町長選については、現職の町長として、当然、出馬の検討をしておりますが、現時点では表明するには至っておりません。しかるべき時期が来ましたら、私の意志を表明したいと考えております。

3点目の、今後4年間の町政の課題や取り組むべき施策についてであります。

これまで町政運営を担わせていただいた中で見えてきた、今後の課題や新たに進化していかなければならないと考えている主な取組について申し上げます。

まず、1つ目は、町の人口5万人を目標とした市制施行に向けた準備であります。

令和2年10月に実施した国勢調査では、5年前の調査から1,018人増加し、令和3年11月では4万8,973人に達しました。JR常磐線の荒川沖駅に近接し、都心への通勤圏でもある荒川本郷地区の民間宅地開発が順調に進んでいることや、18歳以下の医療費無料化や病児保育といった、子育てしやすい環境を整えたことによって、若い世代を中心に、選ばれるまちとして人口が増加しているものと考えております。

市制施行には、人口要件のほか、福祉事務所の設置など、一定の行政要件を満たす必要があります。次の国勢調査までの人口動態等を注視しながら、現段階から調査研究を進めていくことが必要であると考えております。

2つ目は、地域予算の構築による地域コミュニティの創造であります。

住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりには、地域コミュニティを強化していくことが重要であると考えております。地域のコミュニティ拠点である公民館・ふれあいセンターでのふれあい地区館活動や生涯学習活動をより発展させ、知識・教養・技術の学習や、幅広い世代の交流、子ども食堂の開催などを通して、地域に対する帰属意識が芽生え、孤立の解消や、お互いさまの関係が構築され、地域の中で住民同士が支え合う地域共生社会の実現が期待されます。

さらに、地域予算制度を定着化させ、住民が主体的に運営していける体制が理想であり、運営を担うリーダー的存在の発掘も、今後の課題であると考えております。

3つ目は、SDGsの推進であります。

これからの自治体政策は、SDGsで掲げられた17のゴールとの関連性を明確にしながら、世界の潮流に遅れることなく、経済、社会、環境を、パートナーシップを力として推進していくことが強く求められており、次期総合計画においては、その実装が必須であります。

特に、環境政策では、当町は県内13位のCO₂排出自治体となり、カーボンニュートラルを達成するためのごみの減量化は避けて通れません。フードバンクなどの食品ロスを減らす取組も大変重要であります。

さらに、霞ヶ浦導水事業に代表される霞ヶ浦の水質浄化も、当町の豊かな自然環境を保全していく上で欠かせない取組であると考えております。

4つ目は、ごみ処理施設の老朽化対策であります。

霞クリーンセンターの耐用年数は令和14年度末となり、現在見直しが進められている茨城県ごみ処理広域化計画を踏まえ、更新時における莫大な費用をどのように確保していくのか、今後の持続可能な適正処理の確保を、中長期的な視点に立ち、同時期に施設の使用期限を迎える近隣市町村とも連携をし、広域化も含めた検討を進めていくことが必要であります。

最後に、来年5月に開所を予定している荒磯部屋との連携や支援等についてであります。

9月の定例会において、海野議員、柴原議員からの一般質問でも、今後の取組について答弁いたしました。新たな展開として、今定例会に補正予算を計上し、荒磯部屋や日本相撲協会に精通する方と、企画提案に関する調整や助言をいただくためのアドバイザー契約を結びます。

様々な形での連携を模索し、各種イベントや観光ツアー、ちゃんこ鍋体験などの実施や、将来的には町主催のちびっこ相撲大会の開催など、町のPR事業を強化しながら、全国に阿見町を発信していくことが重要であると考えております。

まだまだ申し上げたい課題や取り組むべき施策はございますが、主なものとして述べさせていただきます。

以上であります。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

改めて3年9か月、約4年間の千葉町政の実績というか、行ってきた政策を見ていると、非常によくやったなという印象を私は持ちます。

通常1期目の町長というのは、前の町政の後始末とか、それから調整なんかで、なかなか政策を展開していくというのはなかなか難しいと、こういうふうに聞いております。しかし、目標を掲げて、職員を動員してやっていったということに対しては、敬意を表したいと思います。

特に今、町長が最初に述べられましたけれども、この4年間、住民参加、それから選択と集中と、これにスピード感を持つと茨城県政の大井川知事みたいな感じになるんだけど、そのことをきちんと基本に置きながら進めていったということについては、評価したいと思います。

そこで、再質問をさせていただきますが、今、答弁では、私は2期目の意欲を問うたんですけども、なかなかまだ少し時間がかかると、こんな話をされておりました。

お聞きしますが、もう12月の中旬にもなんなんとしている。それから2月の15日は告示ということで、2か月しかこの期間ないわけですよ。なかなかここに来てまだ出馬表明に至らない理由というのは何かないと、やっぱりこう考えるわけですよ。まず、この点が1点。

それから、しかるべき時期というふうな形なんです。しかるべき時期とは、いつ頃なのかと思いますので、この2点について、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えいたします。

まずは、これまでの4年間の総括について、この議会で述べさせていただいたことに心から感謝申し上げたいというふうに思います。

この24項目の政策をまとめるに当たり、お骨折りをいただいた町民の皆さんもおりますけれども、実施に向けて、本当に汗を流してくれた議会を含む、そして職員の皆様に本当に感謝をしたいというふうに思っています。

また、その中で、今の御質問でありますけれども、出馬に至らない理由ということでありまして、私は、政治信条として、政治の一番大事なのは何か、政策だと思います。その政策をしっかりと示すということが大事なことでありまして、その中で、政策を今まとめつつありますけれども、この1年半、コロナ禍の中で、なかなか、その基本である住民との対話ができなかったということでありまして。町長と語る会についても、思ったより実施ができなかったということでありまして。またイベントの中止等で、多くの町民の皆さんと話し合うことができなかったということで、政策をまとめるのにちょっと時間がかかっているということでありまして。

また、私は、政策とプラスして、その結果というのが大事ではないかなというふうに思っています。その結果をとということになると、政策を掲げて、結果に至るまでのプロセス、それから、自分にとってどれだけできるだろうかということも自己分析をしなくちゃいけないと、そういう分析をちょっと時間がかかっているということでありまして。もう少し時間をいただいてももらいたいと。

これはやはり、先ほど申し上げたとおり、これからの4年間というのは、阿見町にとって大変重要な時期になります。市制施行もそうでありまして、市制施行についても、やはり名前だけ取り替えるのではなくて、やはり庁舎内の職員のレベルも上げなくてはいけない。それから、住民の皆さんの意識改革もしなければいけない。そういった意味では大変重要な時期となっております。そういった中で、簡単に立候補を表明するような状況ではないということでありまして。

また、朝から晩まで365日、気が休むところがないという状況の、今、毎日でありまして、そういった中で、本当に4年間できるかどうかということで、これは熟慮しなくてはいけない。無責任に、はい、やりますと言うわけにはいかないということでありまして。

そういったことをしっかりと考えて、できるだけ早くというふうに思っておりますけれども、時期的なことと言えば、今年中には、進退については、皆さんに表明したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 政策に対する強い思い入れがあるというふうにお見受けしますし、今後の阿見町の将来育成についても、強い思い入れがあるということで、表明するには至ってないけれども、意欲はあるというふうに受け止めました。

なかなか昨日提案された教育長の人事案件が、残念ながら不同意となってしまうと、2度目ですけれども、議会との関係とか、いろいろと大変だなというふうに、私も思います。

ただ、阿見町で議会改革アドバイザーを取手市の方をお願いして、議会で勉強しているんですけども、その方が一般質問のやり取りを見ていて、町長答弁について、他の自治体にはこんな町長は少ないと。例を見ないぐらい丁寧に真摯な態度でやり取りしていると、こういう高い評価をしておりました。

私は、ぜひともやっぱり2期目の千葉町政を期待したいと思っています。この時点では、他の立候補者、表明者がいないわけですから、町政に大きな影響を与えるような具体的な大きな争点というのも見当たらないのではないかなと私自身は思っております。ぜひとも、しかるべき時期、町民との意見交換、あるいは政策を煮詰めて、早急に決断をされることを期待しております。

3点目についてですけれども、阿見町、阿見吉原地区に行きますと、クレーン車が林立しています。人口5万ぐらいの町で、こんなにクレーン車が林立して、建設のつち音高く動いている市町村は少ないんじゃないかなと思います。人口が増えているのも、これは少ないわけですよ、県内でも、10だったかな。それはやっぱり、これまで打ってきた病児保育の関係とか、それから保育施設をしっかり造っていくとか、こういうことをこの4年間やられてきた成果だと思います。

民間の会社の調査ですけれども、大東建託という会社が、ランキングですけれども、住み心地のよい街という調査、それから町民が幸せに感ずる街、これで非常に上位に、県内でも3位とか5位に入っているんですね。若い世代が特に、大東建託ですので、アパートなんかに入っている、入居されている方なんかにも、アンケートを取っているんじゃないかと思っておりますけども、特に若い世代にやっぱり選ばれている街になっているというふうに思っております。

それで、町政の今後の課題について、先ほど言及がありましたけれども、言及されなかったところで、私が非常に気になっていて、それでこれは今後、町政として、しっかりと町を運営する町長として、町全体として取り組まなくちゃいけないんですけども、目配りをして、やっていただければならないなということがあります。それだけ申し上げます。

それは事務ミスの問題だったと思います。それから職場環境の整備。

事務ミスは連続しておきました。一つ一つ原因が異なっているようですけれども、やっぱり共通したものもあると。それから職場環境、これは同僚議員も、職員の、例えばの話、昼食を取る場合とか、休憩を取るとか、それからメンタルヘルスの問題とか、いろいろこの議場の場で取り上げてやり取りをされておりましたけれども、特に事務ミスについては、これは町民の信頼をやっぱり失います、町政に対する。それから役場組織の体力を消耗します。やっぱりこ

のミス、撲滅していくというのかな、そういうことがやっぱり私は非常に重要だというふうに思います。

この事務ミスとか、職場環境の整備とか、そのことについて、町長の考え方を聞いておきたい。出馬するか、しないかは別として、今後の課題として、どういうふうに捉えて、それで考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） それでは、まず私のほうから、事務ミスにおきまして、これまでの取組について御説明をさせていただきたいと思います。

一時期、事務ミスが頻繁に発生しまして、それを受けまして対策を行ったわけでございますが、まず昨年8月に事務処理適正化委員会を設置しまして、個人情報取扱い、郵送事務の事務防止チェックリストの活用、業務に応じた作業手順書・指示書の作成、事務ミス防止研修の開催、事務ミス・ヒヤリハット事例アンケートによる情報共有等を図るとともに、職員同士の積極的なコミュニケーションを促すために、各課でのミーティングや朝礼の実施を行ってございます。風通しのよい職場環境にこれまで努めてまいりました。

まずは、職員の意識改革を図ることを重点に、こうした取組を継続していくことが必要であるというふうに考えてございます。来週末、12月17日の金曜日には、事務ミス防止研修も再度実施する予定としてございます。

今後も、事務処理ミス防止や、公務員倫理の徹底を推進するための知識技術の習得等、人材育成に努めていきたいと考えてございます。

また、職場環境も、コロナ禍にあって業務の手法見直しや、新たな業務への対応など、職員の負担も大きくなっているのも、海野議員の御指摘のとおりだというふうに思います。先日、議員の皆様方の提案によりまして、4階議場前のスペースを昼休みの休憩スペースとして利用させていただくよう職員のほうにも周知をさせていただいたところでございます。

職員のメンタルヘルスにおきましては、今後も産業医と連携したケアを行い、職員が心の健康を維持向上できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、町民サービスの効果的・効率的に提供することが行政の重要な責務でもございますので、国で推奨してございます、AI等の活用によりますスマート自治体への転換や、自治体DXの取組等を併せまして、職員の働き方改革を今後も推進していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

最後に、町長が目玉だった地域予算制度のことについて、ちょっと例を引きながら申し上げて終わりにしたいと思います。

最初、私、あまり地域予算制度、有効じゃないんじゃないかというふうに思っていました。その後、いろんな方、町民の方も含めて、いろんな方からお聞きすると、少しちょっと、二重行政じゃないけれども、屋上屋を重ねるような感じがするとか、いろいろ話がありましたけれども、私、今度、シンワ団地に移ったんですけれども、シンワ団地の中で、地域予算制度に基づいて、地域づくり会議というものが組織されたわけですね。

それで、令和3年度の、今年度、どういうことを地域で要望しようかと、そういう会議が何回かあって、私はそこに直接は参加してなかったんですけども、シンワ団地の場合は非常に細かく、その議事録を全戸配布して、その様子を知らせているんです。

そこで議題になったのは、団地内の通行の交通安全ですね。例えば、止まれとか停止線の引き直しとか、それからスピード抑制のためのゾーン30の導入などが議題になって、これを進めていこうかということだったようですけれども、それを進めていく過程で、様々な情報、当然行政との打合せとか、それからゾーン30ですので、県警ですよ、牛久署だと思えますけれども、そのアドバイスなどをいろいろ検討して、最終的には予算採択されなかったのか、それとも次年度に持ち越したわけですけども、その過程の中で、つまり、これやると、もう完全に安全だよなって走ってないんですよ。

やっぱり町内の中で、こういう声もあるんじゃないかとか、それから、例えばハンプをつけると逆に危険なんじゃないかとか、それから朝晩は混むかもしれないけども、ふだんはそんなに混んでいないので、それを一日中それやっていいのかとか、いろんな議論があって、最終的に翌年度に繰り越したんですけども、この議論の繰り返し、それから行政区の中のいろんな意見に配慮しながら一つ一つのを進めていくという、こういうことを町長は考えてやってきたのかなと、そんなふうに思いました。

これは、例えば私が地元の議員で、ここを引き直してよって言ったときに、ぱっと私が担当課に行って、やってくださいとか、あるいは区長さんがやってしまったら、それで議論は終わったんだけども、しかし、そうではなくて、それぞれ議題に、俎上にのせて、それをどうするかということをもみんなで議論してやっていくと。

これはやっぱり自治、要するに民主主義。特に地方自治は民主主義の学校ですから、この学校で民主主義を育てていく、人材を育てていく、こういうことにつながるのではないかと、改めて私はこの政策の有効性について理解したということを上申したいと思います。

この点について、何か一言、町長あれば、御答弁いただいて終わりにしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　まずは、その前の事務ミスについて、一言私のほうからもお話をさせていただきたいと思いますが、私の記憶では、昨年の9月から、今回のさわやかセンターでの、ボランティア団体の誤廃棄、楽器の誤廃棄ですね、それまでは1件もなかったように思います。ですから、事務処理、防止委員会、これは機能されてたのではないかというふうに思っています。

しかしながら、まだまだ道半ばではないかというふうに思っています、いろんな作業の仕方から含めて改善をなくちゃいけないということで、今、取り組んでいるところであります。もう少し時間がかかるかもしれませんが、ミスをなくすということは、やっぱりこれは永遠の課題でありますので、徹底的にやっていきたいというふうに思います。

その中で、一番大事なのは何かというと、やはり風通しのいい職場づくりということであると思います。それをどうやってつくっていくか。これなかなか簡単なことではありませんけれども、やはりコミュニケーションがよく取りやすいというようなこと、それからいろんなことを教え合う、理解し合いながら仕事をしていくと、みんなで注意し合うというような職場づくりが必要ではないかなというふうに思います。

これも、大変大きな課題ではないかというふうに思います。

また、地域予算でありますけれども、実穀、吉原と、まず、モデル地区をつくって、廃校になったところを先にやらせていただきました。最初、どんなことをやるんだいということでありましたけれども、その2地区は2年目を迎えます。

それから、それぞれの地区によって、それぞれの思いが違う、課題が違う。これは当然だと思えます。その中に役場職員が張りついているということが、私、大変重要だというふうに思っています。その中で、地域の課題をもう一回、現場へ行って聞いてくるということは、職員にとっても重要なこと。

それから、議員御指摘のように、地域住民で、自分たちの地域は自分たちで統括していくと。自治意識、やっぱりこれを上げていくということは、これから行政にとって大事なことであります。先ほどの市制施行に向けてということについても、やっぱりそういった自治活動ができるような市民でなければ、やっぱり市制施行しても、いけないのではないかというふうに思っています。

こういったことを含めて、この地域予算が体系化していけば、いろんなことについて、そこで解決をしていくような住民になっていくのではないかと。我々行政は、もうちょっと上のレベルで議論をしていくと。皆さんもそうであります。

その中で、議員の成り手がいないだとか、そういうことにならないように、地域のリーダーを育成していくと。議員になること、町長になることもあるでしょう。それから、地域のリー

ダーとして、地域に根差して頑張っていく人もいるでしょう。こういった中で人材を形成するということにも、大変有意義な事業だと思っていますので、しっかりと体系化していくことが必要であろうというふうに思っています。

以上です。

○11番（海野隆君） 終わります。

○議長（久保谷充君） これで、11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時ちょうどといたします。

午後 1時50分休憩

午後 2時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番飯野良治君の一般質問を行います。

8番飯野良治君の一般質問を許します。登壇願います。

〔8番飯野良治君登壇〕

○8番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。

今日は久しぶりの雨で、私も農業をやっている中で、ちょっと乾燥して寒が強かったんですけども、この雨でちょっとほっとしているところです。そういう中で、最後の一般質問をやらさせていただきます。

それでは、通告に従い、いじめの現状と対策について質問をいたします。

法務省の調査・救済を行う人権侵犯事件において、学校におけるいじめ事案は、令和元年度まで、3,000件前後で推移しています。いじめは重大な社会問題であることがうかがえます。学校での殺傷事件が後を絶ちません。

また、コロナ禍でオンライン事業が求められ、急速にICT化が進み、タブレット端末が小中学生に1人1台配備されました。

いじめは今も昔も、増えたり減ったりしていますが、なくなってはいません。一定数存在し続けています。タブレットを使ったいじめや誹謗中傷などのトラブルが確認され、子供たちに正しい利用方や情報モラルを丁寧に教えることの重要性が求められています。暴力を伴わないいじめと、暴力を伴ういじめの分け方があると認識をしています。

阿見町におけるいじめの実態把握と対処について質問をいたします。

1つ、いじめとは何か。いじめの定義について伺います。

2つ、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、誰がどのように行うのですか。

3つ、昨今のいじめの形態と特徴を伺います。

4つ、阿見町のいじめの認知、発生件数を伺います。

5つ、最高責任者である町長への報告は、どのように行われていますか。

6つ、いじめをさせないための方策と、いじめを見逃さない方策を挙げてください。

7つ、身体的な健康を中心とした、主に家庭で取り組むべき課題は何ですか。

8つ、いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は何ですか。

9つ、学校の環境づくり、特に、異変や違和感を感じたときの対応を伺います。

以上、質問をいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 飯野議員の、いじめの現状把握と対策についての質問にお答えいたします。教育長からの答弁となりますが、私が代理で答弁いたします。

1点目の、いじめの定義についてであります。

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度より、次のように定義されております。「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」であります。

2点目の、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断についてであります。

いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合、速やかに生徒指導部会を開き、情報の共有と関係児童生徒への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をすることになっております。

3点目の、昨今のいじめの形態と特徴についてであります。

いじめの形態としては、冷やかしやからかい、悪口、仲間外れ、無視、軽くぶつかられる、遊ぶふりしてたたかれるなどがあります。インターネットを介したトラブルも増加傾向にあります。

今年度教員に対して、情報モラル研修を2回実施しております。また、各学校で児童生徒に対して情報モラルについての指導を活用する場面で、発達年齢や実態に合わせて継続的に実施しております。

4点目の、阿見町のいじめの認知件数についてであります。

令和3年度7月時点の調査では、町内では、いじめの疑いを含み160件を認知し、各学校において対応しました。今後も積極的に認知し、早期発見、早期対応に努めてまいります。

5点目の、最高責任者である町長への報告についてであります。

いじめ防止対策推進法において、重大事態が発生した際には、地方公共団体の長に報告することが義務づけられており、当町においても同様であります。

6点目の、いじめをさせないための方策と、いじめを見逃さない方策についてであります。

いじめ防止に向けては、学校、地域住民、家庭はもとより、社会総がかりで取り組む必要があります。まずは、大人が、建設的な議論により、折り合いをつけながらよりよい社会を目指す姿を見せ、子供の模範になることが大切です。

学校における、いじめをさせないための方策として、道徳や特別活動などの教科等のほか、学校教育活動全体を通じて、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組を年間を通して計画的に実施しております。

いじめを見逃さない方策としては、主なものとして、教職員による日々の表情や行動の観察、連絡帳や生活記録等を通しての相談、定期的なアンケートの実施と個別の教育相談の実施と情報の共有、各学校のいじめ防止基本方針について全教職員での理解、SOSの出し方に関する教育、相談窓口の周知などの取組をしております。

7点目の、身体的な健康を中心とした、主に家庭で取り組むべき課題についてであります。

身体的な健康を保つには、心の健康も不可欠です。基本的な生活習慣の確保や継続に努めることのほか、保護者が子供の様子に気を払い、家庭が何でも話せる場で、安心安全な居場所であるように努めること、情報端末の使い方についてのルールを決めること、解決を目指すこと等が考えられます。子供が学校で困っている様子があれば、学校と協力してその解消を図ることも重要であると考えます。

8点目の、いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題についてであります。

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、未然防止の取組のほか、昨今の課題としては、情報モラルに関する研修が挙げられます。

そして、6点目の質問への答弁の後半で述べたことについて、今後も継続的に、確実に実施していくことです。

また、子供にとって学校が安心できる居場所とするために、日々の分かりやすい授業の展開を基盤として、互いの違いを認め合い理解しながら、自分と同じように他者を尊重する態度を育てることが重要だと考えます。

9点目の、学校の環境づくり、特に異変や違和感を感じたときの対応についてであります。

児童生徒に異変や違和感を感じたときには、それを感じた教職員が状況把握するとともに、学年職員や生徒指導主事、管理職等に速やかに報告し、学校として情報を共有します。そして、生徒指導部会等において、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

町子ども家庭課，児童相談所，警察等と連携しながら対応しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

1項目から9項目にかけて再質問をさせていただきます。

最初の，いじめの定義についてであります。答弁のとおりだと考えます。ここで示されている，一定の人的関係とは，具体的にどのような関係を示すのでしょうか。お願いいたします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい，お答えいたします。

一定の人的関係といいますものは，学校内での友達関係，教職員との関係，それから家庭内での家族関係を示しているものであります。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

ここで重要なことは，個々の行為のいじめの判断は，表面的，形式的にするのではなく，いじめられた児童の立場に立つ必要があるという，そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい，お答えいたします。

今，議員がおっしゃられたとおりでございます。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは，2点目に移りたいと思います。

ここで，生徒指導部会の構成と，その審議内容，それをお聞きします。

それと一緒に，また，議事録は存在するのか。その情報は開示されることがあるのか。この点についてお伺いします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい，お答えいたします。

生徒指導部会というものは，各学校に，省令主任の生徒指導主事が配置されております。その生徒指導部会に関して，学校の管理職，校長，教頭，学年主任，養護教諭等が所属して，生徒指導部会を行っております。

その内容に関しては，議事録，会議録等は必ず取っておりますけれども，開示に関しては，その都度対応ということになると思います。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） いじめの問題は，いじめが始まったもちろん原因もあるわけでしょう

けども、そのいじめが収束するというか、解決して、いじめられた被害者というか、お子さんが元気に学校に来て、友達と交遊をしていけるという調査までには期間がかかると思うんです。

会議を開いて審議をして、やってすぐ解決するというものではないことは、今、東室長も言われたように、そうだと思います。この追跡調査ですね、いじめの、議事録を取って、その追跡調査はしていますか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

いじめに関しまして、追跡調査ですけども、その都度、当該児童や生徒、それから保護者等の聞き取りを行って、いじめの解消に関しましては、およそ3か月ということが基準としてなっております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） いじめの対策を講じる場合、いじめの実態を的確に示す基礎データというのが、国のほうであると聞いています。この基礎データは、どういう内容ですか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えします。

基礎データという、ちょっと御質問がよく理解できないんですが、どのような内容だか、もう一度お願いします。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） だから、最初言ったでしょう。いじめの実態を的確に示す。どういう実態なのか。それを調査した、蓄積されたものが国のほうではあると。それを基に、現場でいじめがあった場合に、どういう対策をするかという、方策を取る一つの大きな資料になるものなんです。それを阿見のほうでは活用していますかということをお聞きしたわけです。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

いじめの認知等、また疑い等に関しましても、茨城県のほうから出されております、いじめの調査のフローチャート等を活用しまして、各学校でいじめの対応をしております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） このデータというか、基礎的な、やっぱりものを、現場の担任の教師とか、指導室主任ですか、そういう存在が、それを知ってないと、結局どうやって、自己判断で、その対応をするわけじゃないでしょうから、やっぱりそこは本当に積み上げられた全国のいじめの実態のことを、やっぱり知っていて初めての的確な対応ができるんじゃないかと思うんですけど、これは間違っていますか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

いじめの疑い、それから確認をするときのチェックシートがございますので、そちらを基に、一つ一つのいじめに関して対応しております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） できる限り、やっぱりこれは地道な積み上げなんで。なかなか暴力を伴わないいじめというのは、分からない部分も結構あるわけですよ。しかし、本人にとってみたら非常に苛酷な状況で、それが積み上がってくると、人命にも関わるような思い詰めたことになっちゃうと。本当に優しい子供が、ここにありますが、学校での殺傷が後を絶たずというの、これはね、ふだんそういうことが、やらないような生徒が、実際はストレスを抱えてたと、もう我慢できないという中で、こういう事件までに発生するわけですね。

だから、本当にそこを積み上げていくのに、追跡をして、これから、そのチェックシートでもいいですから、それを地道に続けていってほしいなということをお願いしておきます。

それでは、3点目ですね。インターネットは、使い方を誤れば、犯罪に巻き込まれるリスクもあります。トラブルは増加傾向にあるということ、今の答弁書の中でも話されましたけども、具体的にどのようなものがあるんでしょうか。また、何件くらいありますか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

何件ということは申し上げられませんが、インターネットを介した誹謗中傷や、SNSを介した悪口、それから画像の送信、そういうものが行われておりますので、県のほうからあります、家庭での話し合い向けの「家庭で話し合おう！『スマホ・タブレット・オンラインゲーム機などの使い方』」というものを、全児童生徒、保護者に対して配布しております、家庭の中で約束事、ルールを決めて、適切に使うということ、各学校で、保護者にも児童生徒にも投げかけております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

これも新聞記事になりますけども、学習用の端末がね、そのトラブル発生は放置できないという、この新聞、社説が出ていますよね。そういうことで、端末のチャット機能ですね、子供の書き込み、学校側や教育委員会が、この新聞にも出ていますが、見られないという事例が、全国で報告されていますが、阿見町では、教職員は閲覧できるように設定してあるんでしょうか。

どういう書き込みがされているか、そういうチェックはできる設定にされているのかどうか、

そこをお伺いします。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

教職員が全部閲覧できるということではできません。

ただ、阿見町でも今、1人1台端末を全児童生徒に配付して、学校または家庭で使うようになっておりますけども、現時点でも数件のSNS端末を使ったトラブルは報告を受けております。その際に家庭との連携をしながら、事実確認をして、適切な使い方を促しております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 分かりました。

どういうほうから、学校側にそういうSNSで書き込みがあったのか、家庭から、保護者の方が見て、自分のお子さんに、こういう書き込みがあったよと。これ何とかしてくれないかというような相談が町のほうにあったのか。そういう形でしか書き込みの有無を確認できないかどうか。

これが一つの今の問題だと。インターネット、タブレットのいじめがあるのは確認できないと。子供もね、先生に言えばいいんだけども、なかなか先生にも言えない。保護者にも言えないといった場合には、自分でため込っちゃうんです。だからこそ、さっき言った、先生方が、どういう書き込みがあるかを、どういう形でか閲覧できるような方法が必要だと言っているわけなんですけど、それはどう考えているんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

臨時休校中等で、児童生徒に端末を持ち帰っていただいて学習機として使っていただきましたけども、その際に様々なトラブルというか、数件なんですけども、ございました。それに関して、保護者からの問合せ、児童生徒からの情報、それから、全くできないわけではなく、双方向での学習ソフトを使った中で教職員が見つけた対応したということもあります。

やはり、全て制限をかけてしまうと、やはり子供たちもSNS上での操作等にも、アプリ使用等にも支障が起きてしまいますので、情報モラルを家庭と学校が連携しながら、適切な使い方をすることによって、学習にも1人1台端末を使うことで、子供たちの個性の学びを保障していくというスタンスでやっておりますので、全てストップというわけにはいかないと思うんですが、そういう中で、子供たちも、残念ながらそういうことをやってしまった子供たちも反省をしていることと、どのようなトラブルが起きたかを、学校で共有して、保護者等にも伝えております。

全て制限ということではなく、適切に使うというスタンスで、阿見町として取り組んでおり

ますので、今後、他市町村や、いろいろ県のほうとも相談しながら、より有効的なものを対応していきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

オンライン授業で、タブレット端末を、非常にコロナ禍の中で財政的な裏づけもあったという事なんでしょうけども、配布が急がれました。その整備を急いだために、本来は事前に行うべきだった児童生徒への情報教育、それがなされないうちに、便利な機能のついたものが子供たちに渡ってしまったと。それが、情報教育が置き去りにされたのではないかというような思いもあるんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

情報教育に関しましては、小学校1年生から中学校3年生まで計画的に各学校で行っておりますが、学校だけではなく、先ほども申し上げましたけども、家庭での教育も不可欠でありますので、そこら辺は連携をしながらということで対応しております。

情報教育をしていないで配られたということはございませんので、やはり教師側や大人が分かっている範囲以上のものを子供たちがしてしまう、操作してしまうというようなこともありますので、業者等の関係で、セキュリティ面に関しても、今後またいろいろな中で対応していきながら、子供たちがより便利に使えるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 確かに今、室長が言われたように、教員が本当にこれを熟知して子供たちに教えるということは、なかなか実際の現場では難しいというのは、やっぱり書かれていますよね。現場でどのように使い、何を学ばせるかである。だが、教員は多くの業務を抱え、多忙になっていると。

そういうことがあって、子供たちのほうが、ああいう器具は多分、一度手にしたら、ゲーム感覚でどんどんどんどんやっぱり使いこなしていくから、やっぱり大人よりも子供のほうが進んでいってしまうというような傾向があるんで、ますます教職員が学んでいってもらって、子供のペースに遅れないようにしていくというのが一つの課題だと思うんですけども、そういう認識でよろしいですか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

教職員に関しましては、ベテラン教職員から新採の教職員と様々でございますけども、各学校で、研修等を通じ、または日々の授業を通じ、端末の適切な使い方についてスキルを磨いて

おります。

子供たちも小学校1年生から中学校3年生まで、先日、民生教育常任委員会の方々が、町内の小学校を視察していただきましたけども、やっぱり発達段階に応じた適切な使い方というのはあると思うんですよね。

ただ、それも学校内だけではなかなかスキルが身につかないというところもありますので、今後、家庭との連携をより強化しながら、それから小学校1年生から中学校3年生までの発達段階に、どういう教育に使っていったらいいのかということも計画的に行いながら、毎月毎月ICTの支援員さんを中心に、またGIGAスクールサポーターも中心に研修も取り入れております。

便利なものですので、各学校で情報教育担当を中心に日々研修を行っておりますので、他市町村に比べて全然劣っておりません。他市町村はまだ配られてない学年もある市町村もあるんです。阿見町は本当に子供たちと先生方が一生懸命使っておりますので、そこは御理解いただきながら、より効果的な使用に関して、研修を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 東室長の答弁、見事だと思います。ここにも書かれているけども、教育のデジタル化で重要なのは、端末を配ることではなく、現場でどのように使い、何を学ばせるかであるということなので、今の答弁は非常に適切かなというふうに感じました。

それで、4番目の、阿見町におけるいじめの認知件数ですが、令和3年度は160件と答弁に書かれていましたけれども、過去3年間の推移が分かれば、小中学校の内容について伺います。増えているのか、減っているのかでも結構なんですけども、大まかなところで、その推移が分かれば。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えします。

具体的な数値は、資料として手持ちにありませんが、いじめの認知件数は増えております。これは積極的に子供たち、それから教職員がいじめを認知しているということですので、いじめがないなんていう学校はありません。子供たちも積極的にアンケート等で訴えておりますので、それを、その都度、学校内で対応しておりますので、増えているという言葉で聞くと、皆さんも、学校は何やってんだという話になるかもしれませんが、逆に積極的に認知しているということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） この最後に、今後も積極的に認知し、早期発見、早期対応に努めてまいりますということが答弁にありますけども、早期発見、早期対応は、これはもう最高の対

応だと思います。

しかし、日本は、いじめがあった場合に、いわゆる傍観者としての観衆、やられてる、やられてるって、はやし立てている割合が多くて、それを同学年の子供が、クラスの仲間が先生に、「先生、こういうことね、やられてるよ」とか。その現場で、もし、そんなことをやめろよとか、その仲裁に入る、そういう通報者、仲裁者が少ないというのが特徴という資料があります。

いじめを止めるには、第三者の介入が重要なんです。いじめを止めてほしい人の順序が、友人、次に担任、3番目に保護者の順となっています。友達にいじめを止めてほしいというのが、被害者の思いです。

要は、傍観者、遠くから見てて、眺めて、逆に言えばはやし立てるような観衆を減らして、先生に知らせる通報者、そしてそれをやめろよと言う、そういう仲裁者を増やしてほしいということが、今回のいじめの対策の一番大事なことじゃないかなというふうに思うんですけども、こういう生徒をどうやって増やすんですかと、こういう指導をどうしているんですかということをお聞きします。

その前に、この資料をちょっと配ってもいいですか。

○議長（久保谷充君） 駄目。

○8番（飯野良治君） お渡ししても。あ、駄目か。

〔「予約取ってない」と呼ぶ者あり〕

○8番（飯野良治君） そうですか。

○議長（久保谷充君） はい。

○8番（飯野良治君） 見てもらえば分かるけども、ここに、日本はば一んと傍観者が増えていくんだけど、イギリス、オランダは減っているんです、見事に、中学2年生、中学3年生。仲裁者が、日本は、中学1年生から2年生、3年生でが一んと減っちゃっているんですよ、止めるのが。ヨーロッパなんかは増えているんですよ。

だから、この差は何なのかということなんですけども。正義感のあふれた、本当に子供がいてね、そんなことやったら、自分でやられたらどうするんだよというようなことで仲裁に入る、そういう子供を育てる指導は、どうやっているんですか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

いじめに関して今、特化した話になっているかと思うんですが、やはり、学級活動、学級づくりがもう大前提でありまして、それを、小学校、中学校も各教科の授業等も含めた教育活動全体を通した人間関係づくりを阿見町も推進しておりますので、ペアやグループ学習、話し合い学習、対話的な学び等を踏まえながら、コミュニケーション能力等も発達をさせながら取り組

んでおります。一人ひとりの居場所づくりを大前提に考えながら学級づくりをしておりますので。

本当にこの間、民生教育常任委員会の方々に見に行っていただきましたけども、私もこの職に就いて4年目になりますが、阿見町の学校、本当に素晴らしい学校になってきておりますし、子供たちも授業中の集中力、先生方の指導力も大変向上してきておりますので、どうぞ皆様もコロナ禍が終わりましたら、積極的に学校のほうに訪問していただきまして、学校の実態を把握していただいて、よりよい阿見町の教育に御協力いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今、東室長の今の話は、特化して特別なもんだというふうにちょっと言われましたけども、ここに書いてあることは、こう書いてあるんですよ。中学校時代において、仲裁者、通報者を増やすことができるかどうかというのは、いじめをなくすための課題の一つであると言える。つまり、それは早期段階で介入しやすい環境をつくり、いじめを通報しやすい学校づくりが求められるということなのだ。

これ意外とここがポイントで、学校全体が、傍観者というか、いじめられているのを分かってて、それを見逃しちゃってるということは、逆にそれはもう加担しているということになるんで。誰もがね、特定の子がいじめられるんじゃないんで、今、対象はもう一人ひとり、全員になっているということなんですよ、いじめの対象がね。

だから、それは自分がやられたときに、いかにつらい思いをするか、そのことをやっぱりきちっと学校で教えないといけないと思いますね。ということです。

5番目ですね。町長への報告についてですが、本当に、この160件が、町長のほうに、この内容も含めて、こういう実態だということが報告されているのか。また、それ以外のことがあるのか。本当に、もっとあるんだけども、この辺で止めておけという話になっているのか。160件という決まりのいい件数なんで、ちょっと私は勘ぐってしまったんです。

それというのは、前に児童虐待のことについて、町長が公の会議の中で、虐待の多さを聞かされたときに、報告されたときに、驚いたというようなお話を聞いたんですね。でも、その場で驚いたというのは、その前に、町長のほうに報告は上がってなかったんじゃないかというふうに私は感じたんですけども、このいじめの実態については、そういうことがありますか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えします。

町長のへの報告に関しましては、重大事態が発生した場合にはしっかり報告させていただいております。現時点で阿見町の小中学校における重大事態の発生はありません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 安心しました。

6番目です。未然防止の進め方ということで、教師がすべきことということで、具体的に教えていただきます。

居場所づくりが具体的にどう進めているのか。居場所づくりは書かれていますけれども、それが具体的にどういう形で指導されているのか、それをお聞かせ願います。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほど6点目で町長が答弁したとおりでございます。教育活動全体を通じて、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり、その中に、先ほども申しましたけども、学級が主体でありますので、そこでの居場所づくりを、全ての教育活動を通して、望ましい人間関係づくりを行っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） それでは、教職員は、そういうことでやられているんでしょうけども、子供自体が、自らいじめられたときに、それにどう対応するのか。まともにけんかする方法もあるんでしょうけども、強い子はね。そうじゃなくて、それを相手にしないでさりと逃げるっつうか、逃げるが勝ちということもあるんで、そういう一つの方策を、子供たち自身はどういうふうな方法があると、教育委員会のほうではお考えですか。子供がいじめに遭ったとき、対処する方法ですね。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

茨城県のいじめの根絶を目指す条例ができて、全児童生徒にも、茨城県いじめの根絶を目指す条例について、児童生徒・保護者向けガイドというものを、全保護者に配っておりますし、各学校でも指導しております。

この中に「児童生徒のみなさんへ いじめをしてはいけません。いじめをされたり、いじめを見たり、聞いたりしたら、相談しましょう。こまったことがあったら、一人で抱え込まずに、信頼できる大人に相談しましょう。」

相談窓口の周知として、茨城県のほうの子どもホットライン、それからいじめ・体罰解消サポートセンター、いばらき子どもSNS相談ということで、相談窓口も、このときだけじゃなく、様々な休みの前、長期休業の前等にも、同じようなものを配って、保護者への周知、それ

から子供たちへの事前指導も行っておりますので、教育活動全体というお話を先ほどからさせていただきますが、茨城県としても、ここに、社会総がかりでという、いじめの根絶を目指しましょうと。

なので、学校だけではなく、家庭だけではなく、地域社会で根絶を目指しましょうというスタンスで取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 的確だと思ひます。見過ごしはしないと。もしそういう場面に遭ったら、必ず、やめろよとか、やっぱりそこは介入していくということがいかに大切かなということ、それを感じました。

それに関してなんですけども、子供自身が、もう本当にたくましく、ちょっとしたいじめには動じないというふうになるのにはやっぱり時間がかかりますよね。折れてしまう場合もありますよ。そういう中で、家庭でそういう子供をつくり上げていくための、家庭での基本的な生活習慣、そういうのはどういふふうなものが挙げられるとお考えですか。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

こちら、先ほどの7点目の中で町長が答弁していただきました。保護者が子供の様子に気を払い、家庭が何でも話せる場、安心安全な居場所であるように努めること。この安心安全というキーワードは、家庭及び学校、それから地域社会に全てに通用する共通な言葉であると思ひますので、そちらを念頭に置いて、人間関係づくりを家庭の中でも進めていっていただくように、学校からも再度お願ひしてまいりたいと思ひます。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 基本的に、そんなに難しいことでなくて、誰も朝起きて、スタイルがあると思ひますよ、動き出すまでに。そういうスタイルを持っている子が、パターン化するといふか、のほうが、学校行って授業に集中しやすいとか。やってないで、だらんと行っちゃうよりは、ここで言っている、早寝早起き朝御飯、これをしっかり取ることによって、その子が体も目覚めるし、精神的にもしっかりしていくといふような捉え方をしたんですけど、それでよろしいですか。それも含めて。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えします。

今、議員からありました、早寝早起き朝御飯、このキーワードに関しても、各学校で取り組んでおりますし、特に朝食摂取率調査や歯磨き調査等は、学期に1回、阿見町全体で行っております。

はっきりとした数は分かりませんが、ここでは申し上げられませんが、朝食に関しては、ほぼ90数%の摂取率ということで、なかなか、週に二、三回抜いてしまうとか、そういう御家庭もあるようですので、そういう場合には、家庭に連絡して、個別に対応、協力をお願いしているところでもあります。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） よく分かりました。

それに関してなんですけども、いじめに向かわせないために必要なものを、具体的に教えていただきたいんですけども、規律、学力、自己有用感、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子供なら、それは、存在を認めてもらっているわけですから、先生からも、子供からも、で、いじめの加害に、いじめることはない。この自己有用感ですね、あなたの存在はすばらしいんだよと、みんなが認めてくれている、先生も含めて、無視されてないというところが実感としてあれば、いじめることはないだろうと。

それが無いとどうしても、ちょっとしたことで自分がストレスを感じて、いじめてしまうということもあると思うんですけど、そういう理解でよろしいですか、さっきのやつは。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

先ほどからお話しさせていただいております、学級づくりが基本というところで、その中で、自己存在感や自己有用感を育てておりますので、35人の学級の中での存在感、有用感、それを、授業の中や掃除、給食、あらゆる教育活動の中で、取りこぼさずに、一人ひとり、教育的ニーズに対応した指導を各先生方が行っております。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） ありがとうございます。

これで最後になりますけども、9番目、異変や違和感が感じても、教師がすぐ、それを感じていただければいいんですけども、教師が大したことはない、深刻な問題を受け止めてなかったり、単なる嫌がらせ程度と思って認識をしてしまう傾向があって、暴力が伴っていないから大したことはない、教職員の中で受け止めてしまう風潮があることが懸念されるというようなことが書かれています。

その対応について質問をさせていただきます。

そういう違和感を受け止めていただければいいんですけども、それが大したことないと、そこで受け止めてもらったことが、暴力事件や殺傷事件にまでなってしまった事例が、ここあるんですね。

だから、その受け止め方というのは、非常に理屈じゃなくて、確かに難しい点もあるんだけ

ども、そここのところを気配りをいただいて、何とか事前にしてもらいたいということなんですけども、その御意見を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君） はい、お答えいたします。

9番のところでも答弁にあったとおりですけども、やはり違和感の共有ということを行っておりますし、教職員の危機感、それから最悪を想定した危機管理。それから、いじめに関しましては、授業中に起こるものではなく、休み時間等に、隙間の時間に起こることが大半でありますので、教職員としても、隙をつくらない。休み時間は休み時間ですけども、そこも教師の目は、それからみんなの目はということで、教職員、先生方だけではなく、学校で働く方々全員で子供たちの様子を把握しながら対応しておりますので、今後とも、これを機会に、来週校長会がありますので、さらにすばらしい学校になるように私のほうからお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今日、室長といろいろ論議をさせていただいたんですけども、本当に東室長の思いが、私も大したもんだなと。これを評価しているのは、私も知り得た教育長なんかも、東室長は非常にそういう現場も分かっているし、苦労しているから、しっかりやっているよというお話も聞いてきたんです。これはお世辞じゃなくて。

そういうことで、皆さん、今の阿見の教育行政を中心になってやっている室長が、本当に答弁も真摯に受け止めてやってくれたし、いい学校づくりにはなるんだろうなというふうに思っ期待をしております。

本当にありがとうございました。終わります。

○議長（久保谷充君） これで、8番飯野良治君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時56分散会

第 3 号

[12 月 9 日]

令和3年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月9日（第3日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副	町	長	坪田	匡弘	君	
町	長	公室	長	建石	智久	君
総	務	部	長	佐藤	哲朗	君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君
子ども家庭課長	小澤勝君
道路課長	浅野修治君
農業振興課長	小松澤智君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	恵美和彦君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和3年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和3年12月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和3年第4回定例会

一般質問2日目（令和3年12月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 紙井 和美	1. 人格形成に重要な幼児期の教育について多角的な取組を 2. 竹林整備と竹利用で町おこしを	教育長・町長 町 長
2. 永井 義一	1. 国民健康保険税の2方式化について 2. 若者の投票率向上について 3. 水道事業について	町 長 町 長 町 長
3. 落合 剛	1. 阿見町内の清掃活動について	町 長

午前10時00分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

人格形成に重要な幼児期の教育について多角的な取組を。

幼児期の教育、特に3・4・5歳から就学前においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であると言われております。保育園・幼稚園・小学校——幼保小のスムーズな移行は、子供と親の不安を軽減し、子供の情緒の安定につながります。そのためには、家庭・地域・行政の連携は不可欠であり、特に行政においては、福祉と教育は一体であるため各課の連

携が重要であります。

既存の保育と学校教育の在り方も、柔軟に考え直していく時代が来たのではないかと思います。その最初の大事な年代を支えるのが保育士であります。その保育士の仕事に魅力と生きがいを感じられるよう、その職場が快適に働ける場所であるよう、常に改善を図っていく働き方改革を促進することも重要であります。

そこで、以下の6点についてお伺いいたします。

1番目は、幼稚園や保育所から小学校教育へ円滑に進める幼保小の架け橋プログラムについてであります。

これは文科省が打ち出した、幼児教育スタートプランをさらに具体的に推し進めるための事業で、令和4年度の概算要求の中にある国の新規事業です。幼児教育スタートプランは、前年度当初予算は49億3,600万円であったのに対し、令和4年度要望額が209億4,900万円プラス事項要求となり、その中の幼保小の架け橋プログラムは、1億9,500万円を予算額とし、内容は、幼保小の接続期の教育の質を向上させ、全ての子供たちの多様性にも配慮し、地域での検証等を通じた開発、改善を行い、効果的な活用の在り方をモデル地域において開発、改善するものであります。

対象校種は、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校でありまして、モデル地域は12か所で、1か所800万円で1年間の予定です。概算要求の段階ではありますが、この考え方に対する見解を伺います。

2番目は、学校の空き教室を利用した保育施設の整備についてであります。

学校の空き教室を活用した保育所整備に当たっては、全国でも待機児童の解消や障害児の受入れを幅広く行うために実施しているところが少しずつ増えているようであります。県内では、牛久市が10年前に始め、後に社会福祉協議会に移管して行っております。先月、その様子を見学させていただきました。保育園児と小学児童の交流と、保幼小において大きなメリットを実感いたしました。当町での取組について見解を伺います。

3番目は、保育所における障害児の受入れ状況についてであります。

共生型社会が徐々に浸透してきたかに思いますが、まだまだ保育士の加配の問題と待機児童の解消など、様々な課題が山積しております。当町の現状をお伺いいたします。

4番、保育士等処遇改善助成金の他市との比較について。

5番、保育士の働き方改革、成り手不足の対策について。

現在、日本では保育士不足が全国的に深刻な問題となっております。保育士不足には待遇面や人間関係などの様々なものが関わり、保育士の働く環境の整備が大変に重要であると考えております。保育士不足の解決に向けた主な取組についてお伺いいたします。

6番、家庭生活の安定は、子供の養育にとって重要な部分であります。保護者との連携はどのようにしているか。

以上、6点についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

紙井議員の、人格形成に重要な幼児期の教育について多角的な取組を、についての質問にお答えいたします。

1点目と2点目につきましては、教育長からの答弁となりますが、私が代理で答弁いたします。

1点目の、幼保小の架け橋プログラムについてであります。

幼保小の架け橋プログラムについては、具体的に示されておりませんので、県からの通知等を確認してまいります。

2点目の、学校の空き教室を利用した保育施設の整備についてであります。

町立小学校では、現在のところ保育施設に転用できる空き教室はなく、荒川本郷地区の人口増加に伴う教室の不足が懸念されるなど課題も生じております。幼保小連携の観点から学校の空き教室に保育施設を整備することは、児童と幼児が交流でき、教員と保育士との理解も深まるなど、教育・保育双方への効果も一層期待されると考えております。将来の児童数の予測が難しい状況ではありますが、幼保小連携に向けた方向性を関係部署と検討してまいります。

3点目の、保育所における障害児の受入れ状況についてお答えします。

障害者手帳を所持している児童については、公立保育所で2名、私立保育所で1名の児童を受け入れております。この他にも、加配の体制が整わないことを理由に、待機になっているケース等もありますので、保育士の確保に向けた取組を行うとともに、各施設との入所調整における連携を図ってまいります。

4点目の、保育士等処遇改善助成金の他市との比較についてであります。

当町では、私立の保育施設に勤める常勤の保育士に対して、平成30年4月より1人当たり月額1万5,000円を支給しております。近隣自治体の状況は、牛久市・土浦市・かすみがうら市が当町と同額の月額1万5,000円、つくば市が月額3万円の支給を行っております。そのほかの近隣自治体については支給しておりません。

5点目の、保育士の働き方改革、成り手不足の対策についてであります。

保育士の業務負担を軽減し、離職防止を図ることを目的として、各施設に対しては、国の保

育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育士の補助的役割を担う保育補助者の雇上げに必要な経費の補助や事務的な負担を軽減するためのICT化に対する補助等を行っています。また、保育士個人から勤務先での悩み等の相談があった場合には、必要な支援を行っております。

6点目の、家庭生活の安定、保護者との連携についてであります。

保育所や幼稚園では、子供の日常の様子について目を配るとともに、行事や毎日の送迎の際などに保護者の様子や子供への関わり方、言動などを観察しております。気になるケースがあった場合には、子ども家庭課や様々な機関へつなぎ、関係機関、保育所及び幼稚園が連携を密に図りながら、保護者と子供が安心感を持って、何でも打ち明けやすい関係づくりに努めているところです。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

幼稚園から保育所、小学校教育へ円滑に進めていく幼保小の架け橋プログラムについての再質問をさせていただきます。

これ、文科省のホームページ、令和4年度概算要求の中でも示されていますよと事前にお伝えしていきまされたけれども、具体的に示されていないので県の通知を確認しますとの見解は非常に残念な答弁であります。再確認なされたのかなというふうに考えているところです。

それでは、既存のカリキュラムからお聞きいたします。

茨城県就学前教育・家庭教育推進室の保幼小接続カリキュラムがあるのは御承知かと存じます。これは、幼保小の架け橋プログラムの前段の形で、平成30年3月に茨城県教育委員会から出されているのではないかというふうに思います。この3年間の中で、町教育委員会としては、これをどのように取り入れてきたのか。これですね、幼保小接続プログラム。このようなものが出ております。お答え願います。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、平成30年3月に県の教育委員会のほうから、茨城県保幼小接続カリキュラムが提示されてございます。町ではそれを基本としまして、令和元年7月に阿見町保幼小接続カリキュラムを策定してございます。その中では、幼児期に育てほしい子供の姿と具体的なカリキュラムが示されておりまして、保幼少の担当の先生方に内容を説明してございます。特に保幼小が連携を取ることで、子供がスムーズに就学できる環境をつくることの重要性について伝えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

これは、だからバージョンアップして新しいものとして、またつくり上げていくということではないかと思うんですけれども。

今年の8月12日にNHKの時事公論でも幼保小の架け橋プログラム、取り上げられています。各メディアでも、これはどのようにやっていくものなのかというのが取り上げられて、皆さんの耳にも入っているのではないかなというふうに考えております。

幼児教育と小学校教育の教育方法の違いから、その段差が原因で小学校入学直後から、学習や生活になじめない子供が増えているというふうになっています。改革の目的は、全ての5歳児に生活・学習の基盤を保障する。そして、幼保小が連携して一人ひとりの発達を把握し、早期支援につなげていく。また、市町村の教育委員会と連携して小学校教育に円滑に接続していくように、また幼稚園や保育園に共通する架け橋プログラムを検討していくという内容であります。国の見解を大枠でイメージしながら、当町でもスムーズな取組がなされることを心から願っております。

次に、当町の保幼小コーディネーター、これがいらっしゃると思いますけれども、その現状についてお尋ねをいたします。

○議長（久保谷充君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

保幼小コーディネーターにつきましては、生涯学習課に所属している社会教育主事が担当してございます。また、各小学校には、保幼小コーディネーターと呼ばれる教員が1名ずつ配置されまして、指導室と連携し小学校に就学する子供たちの様子や状況についての情報共有の場を調整提供し、スムーズな就学ができるようにサポートしてございます。

昨年度はコロナ禍を考慮し、参集型は控えて、各小学校と幼児教育施設がおのおので情報共有をしました。今年度は状況を鑑みて、情報共有等の持ち方等を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） せっかくのコーディネーターですので、ぜひ今後とも情報収集に努めていただきたい、その力を十分発揮していただきたいなというふうに願っています。

次に、保育所における障害児の受入れ状況についてですけれども、待機になっている障害児の人数と、その解消のための加配の人数についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

待機になっている児童のうち、障害児の人数は1名です。その解消のために必要とされる加配の人数は通常1名となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 障害の認定を受けずに、加配がついている児童は何人でしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

障害の認定を受けずに加配がついている児童は4名となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 認定を受けていない方でも、不安を抱えていらっしゃる方が多いと思いますので、その辺の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

全ての子供が保育を受けられて、保護者が働くことを選択できる社会を目指して、2014年に杉並区で、日本で初めての長時間預かる障害児保育園「ヘレン」が誕生いたしました。

このデータによれば、障害児を持つ母親の常勤雇用率ですが、全国の健常児を持つ母親の常勤雇用率は34%であるのに対して、障害児の母親は何と、ほぼ7分の1の5%にとどまっております。障害児の親の大多数が就労を希望しているにもかかわらず、そのほとんどが就業できないという現実があるのではないかと感じております。子供のためということはもちろんなんですけど、家庭生活の保持、そしてまた親の生きがい、そのために障害児の受入れは、今後も力を入れていただきたいというふうに願っています。

そこで次に、保育士の処遇改善助成の他市との比較のことですけれども、処遇改善助成金の町での上乗せは考えていないでしょうか。また、野田市では助成金を拡充しただけでなく、市独自で保育士の手厚い待遇のよさをアピールするチラシを作成しておりまして、保育士確保に向けて啓発しています。これなんですけれども、すごくかわいい。少し小さめでプリントアウトになっていますが、かわいくなっています。

保育士の処遇改善、月額2万円なんですね。そのほかに、保育士就労奨励金、最大20万円。保育士のお子さんは保育所に優先で入所ができる。保育士の働く環境を改善していきます。あと保育士試験により保育士資格の取得対象者に助成金制度を設けます。また、駐車場の借り上げ費用、月額4,000円で年間最大4万8,000円。家賃の補助もあります。1戸当たり月額8万2,000円まで。そうなると実家から出て、少し遠いところで一人暮らしをして、そこの保育士になろうかなという気持ちにもなると思います。

もちろん野田市は大きな市でありますので、同じようにはなかなかいきませんが、
「待遇がいいですよ、保育士さん募集」とこういうふうに書いてくると、阿見町に行こうかな
という気持ちになるのではないかというふうに考えています。

それについて、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

近隣自治体と比較しまして、現状のところ支給額は同程度の水準となっておりますので、現
状ではなかなか上乘せは難しいものと考えております。今後も近隣自治体の動向を注視しまし
て、状況に応じて、町としても検討を進めて対応していきたいと考えております。

また、野田市においては、処遇改善だけではなく家賃補助等、数々の独自の補助制度を実施
しているため充実したチラシを作成しておりますが、当町は、現在のところ処遇改善助成金の
みの実施にとどまっておりますので、他にも利用できる補助制度を紹介するなどの工夫を凝ら
しながら、チラシ等も充実させていきたいとも考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 阿見町でも、ちょっと今持ってきていませんが、保育士募集の用紙
は作ってくださっています。それは処遇改善の助成金のことのみ書いてあるんですけども。
今後こういうことをちょっと例に取りながら、改善を推進していただければなというふう
に考えています。

保育士の働き方改革、なかなか保育士に働き方改革というのはあまり耳にしない部分だっ
たのかなと思いますが、これからは非常に大事ななというふうに考えています。その成り手不足
の対策についてなんですけれども、保育士の成り手不足の主な原因は、どういうところにある
とお考えでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

保育士が不足している原因としては、保育士の就労希望者が増えないことが原因であると考
えております。増えない理由としましては、厚生労働省の調査によりますと、責任の重さ、事
故への不安、就業時間が希望と合わない。そのほか、処遇や勤務環境に関するものとして、賃
金が希望と合わない、休暇が少ない、休暇が取りにくい、他職種への興味などが理由として挙
げられております。

当町でも同様に就業時間、賃金、休暇等の問題が原因となっているものと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 分かりました。その辺をまた勘案しながら、いろいろ相談に乗ってあげればいかかというふうに思っています。

保育士の補助的役割を担う保育補助者の雇上げの補助。また、事務的負担を軽減するためのICT化の補助について、先ほど答弁ありましたが、それに関して再度お伺いいたします。

ICT補助金の事業の概要、対象経費はどのようなものでありましょうか。よろしくお願ひします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

ICT化に対する補助金の事業の概要、対象経費の例としましては、保育所等における児童の登園管理システムの導入費用として、1施設当たり100万円。翻訳のための機器の導入費用として1施設当たり15万円。認可外保育施設等における機器の導入費用として1施設当たり20万円。病児保育事業等の予約・キャンセル等を行うためのシステムの導入費用として1施設当たり100万円などの補助金があります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 助成金等でそのように支援していくことも、今後またよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほどの保育士成り手不足の原因の中に、人間関係とか個人的な悩みですとか、そういうものも入っているように思いました。保育士の方々の悩みを受け付ける相談窓口、それは誰がどのように受けて、そして年にどれくらいの相談があるのか。また、それは解決に向かっているのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

保育士個人による相談については、年に一、二件ほどの相談が町のほうにあります。町のほうの職員が、電話口または窓口において相談を受ける形となります。例えば、内容的に待遇面等でのことであれば、本人の了解を得た上で、園を運営する法人に聞き取りを行い、改善を促すなどの調整を行います。結果的に、すぐに解決につなげるのは非常に難しいこともありますが、問題解決に向けてのきっかけになればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 年に一、二回は、かなり少ないのではないかなというふうに感じて

おります。要するに待遇面ですとか、そういうことであれば電話でも相談できるのかなと思うんですけれども、個人的に悩みがどんどん積もっていったときには、電話で窓口話をするのはなかなか難しいのではないかなというふうに思うんですね。とにかくもっと気軽に相談しやすい環境をつくるということが大事なのではないかなというふうに考えています。

心の安定を生むことにもつながりますし、また快適に働く場をつくることによりまして、それが働き方改革の1つにもなっております。例えば、定期的にアンケートを取る。そういったことを何かこちらから働きかける環境をつくっていただければ、もっと話がしやすいのではないかなというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

そういう悩みについて相談しやすい環境づくりをするということは、非常に大事だと考えております。紙井議員の言われるとおりアンケート調査、もしくは、例えばICT機器等を使つての気軽な相談ができる環境づくりなど、町としてもいろいろ考えてみたいと思っております。以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

私も以前から何度も申し上げているとおり、LINEを使った相談窓口というのも今後検討していただきたいなというふうに考えています。どうか働きやすい環境づくりに力を入れていただければありがたいなというふうに考えております。

また、家庭の安定も……。利用者のほうですね、今度は。利用者のほうの家庭の安定も重要な部分となっております。保護者との連携はどのようになっているか。また、気になるケースが発生した場合、その件数。そしてここは3年間の推移、どのようになっているか。また、問題ケースはどのようなものか。ある程度の内容を教えていただければありがたいです。よろしく申し上げます。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

気になるケースの発生件数についての3年間の推移でございますが、令和3年度は3件、令和2年度は4件、令和元年度は2件です。主に保育所や幼稚園、教育委員会からの相談により養育などにつないだり、また要保護児童として関わっている家庭が、入園や入学時に保育所や幼稚園及び学校に状況を伝え、連携を密に取りながら保護者が困らないように努めております。

また、問題ケースとしては、協力的ではない家庭への対応が難しく、保護者の理解を得て様々な養育につなぎ、その結果が家庭生活の安定につながるものと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ちょっと話が戻って申し訳ないんですが、空き教室を使った活動という、保育所の設営ということに対して、先ほど牛久のほうを見学に行ってきたというふうに申しあげました。そこを少し御紹介したいというふうに思います。

牛久市では、児童福祉法第35条第4項に基づく認可保育園の経営ということでなされています。平成22年4月に立ち上がって、ひたち野うしく駅前リフレの中に、牛久ふれあい保育園、定員20名を開園いたしました。平成23年1月には、市立向台小学校の校内に牛久ふれあい保育園本園、定員130名を開園いたしました。既設の保育園を牛久ふれあい保育園ひたち野うしく駅前分園というふうにもなされています。

次に、平成25年4月に、市立奥野小学校内に奥野さくらふれあい保育園、これ定員90名、開園されています。次に、平成26年2月には、牛久駅西口エスカード牛久内に牛久ふれあい保育園牛久駅前分園、これは定員12名です、を開園いたしました。平成27年4月、市立牛久小学校内に上町ふれあい保育園、130名を開設いたしました。既設の牛久ふれあい保育園の牛久駅前の分園を上町ふれあい保育園牛久駅前分園というふうにつくられています。

その中で、市立向台小学校の中につくられた牛久ふれあい保育園を見学してまいりました。非常に画期的で、L字型になった校舎なんですけれども、1階・2階を保育園、L字型の1つだけを使ってですけれども、3階を放課後児童クラブ、そういうことで使っています。

子供たちに様子を直接聞きましたところ、お兄さんたちがいて楽しいとか、小さい子がいてかわいとかって、何か喜々としてすごく明るい雰囲気集われていました。そういったことから、幼稚園・保育園のお子さんたちは、今からあのお兄さん、お姉さんたちみたいな感じで、小学校に行って勉強するんだなというのを日頃から目にしているので、非常に幼稚園・保育園から小学校に行く段差が低くなっている。それは、そこにいた保護者の方もおっしゃっていました。

当町はなかなか今のところ空き教室がない、また本郷のほうも子供たちが増えていく。そういうこともありますので、今の段階では難しいのかもしれませんが、そういった保育園、幼稚園、そして小学校へのつながりを、町独自で何とかできないかなというふうに考えているところです。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これも教育委員会にお渡ししましたけれども、国立教育政策研究所文教施設研究センターというところに連絡して全国の様子をお尋ねしたところ、本を5冊ほど送っていただきました。各課にもお渡ししたかと思うんですけれども、これは平成24年のものなので少し前のものですが、こういったことをいろいろ例に取りながら、余裕教室を活用した保育所整備を推進

していくということは、1つの大きなステップなのではないかなというふうに考えています。

最後になりますけれども、今回新しい形の保育園をつくりたいとする、活動するグループの方々から相談がありまして、その方々の思いを幾つか御紹介して、お届けさせていただきました。

こういった、御自身でおひさま保育園というふうな感じで作っていらっしゃいました。本当によく調査されていて、3人の保育士さんとアドバイザーの方、また障害のお子様を持つお母さんの中にはいらっしゃいます。学校教育における特別支援学級の機能を兼ね備えた、新しい形の保育園を目指していらっしゃいます。町そして学校、社会福祉協議会。牛久のように社会福祉協議会に移管すると、これも非常にスムーズにいくのではないかなと考えていますが、あと教育委員会、そこと連携をさせながら、理想的な幼児教育そして障害児教育が町全体で進んで展開していくことを目指しながら、今後も着実に進めていきたいと決意しているところがあります。

そのようなことから、これからも子供たちの健全なる成育に向けて、みんなで尽力していきたいと思ひ、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

竹林の整備と竹の利用でまちおこしをということでございます。

竹は、日本のあらゆるところに分布し、お正月に飾る門松など縁起物としてもおめでたい植物の1つであります。昔からずっと私たちの生活の中で、ざるや買物籠、そして物干しざおや生け垣など、現在でも様々な形に変化して利用をされています。しかし、生活様式が変わった今では、安価で使いやすい輸入製品ですとか、また便利なプラスチックなどに変わり、竹製品を目にすることが少なくなってきたように思っています。非常にそれは残念なことだと考えています。

そして、竹林の整備には、またこれも大変な労力を要することから、今では地権者の高齢化など放置された竹林が増えて、町内でもつい最近、風で竹が折れ、多くの世帯で数時間停電になったというのも記憶に新しいかなというふうに思います。

私のところにも、よく手入れされていない竹林を何とかできないか。その近隣の人たちから相談されることが度々あります。小池地区では、森林に竹が侵入して荒廃し、道路にはみ出したりして危険だったことから、身近なみどり整備推進事業で整備したこともあったようです。

そこでお伺いいたします。

1、当町の竹林整備は、東京農大と連携して行っていることもお聞きしました。これは大変

有意義で評価すべきところであると思っております。その現状と課題についてお伺いいたします。

2番目に、伐採した竹を加工して販売できないか。

これは、SDGsでも今注目されている竹炭についてであります。消臭効果はもちろん、除湿効果もあると言われ、床下に敷き詰める家もよく聞きます。ただし、質のいいものは高価ですので、なかなかそこまではいきませんが、今人気に拍車をかけているところでもあります。竹炭を作るに当たっては、初期投資もさほどかからないということをお聞きしました。人手さえあれば商品化できるのではないかと考えていますが、御見解をお尋ねいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 竹林整備と竹利用でまちおこしを、についての質問にお答えします。

1点目の、東京農大との連携による竹林整備事業の現状と課題についてであります。

町では、東京農業大学との連携事業において、都市農村交流事業の継続と発展を図ることを目的に、東京都港区との交流事業に取り組んでいる君島地区の現状と課題について聞き取りや現地調査を行いました。その結果、受入側住民の高齢化や荒廃竹林の拡大等が課題として明らかになり、地域のみでは解決が困難であることから、地域と関係人口が一体となって取り組むことにより、地域課題の解消が期待できる竹林の整備及び再生作業をモデル地区として行うこととなりました。

令和2年度から3年度にかけ、東京農業大学の教員、学生、地域住民、行政関係者等が参加し、これまでに4回の間伐や清掃作業を実施し、鬱蒼としていた着手前の竹林と比べ、日差しが差し込み、人が入れるまでに間伐整備が進んでおります。しかしながら、本事業においては、地域が課題の解決に向けて主体的に取り組むことが重要であることから、定期的にワークショップを開催し、都市農村交流事業の事例紹介や、意見交換の場を設けるなどして、課題である地域住民の意識改革を図っているところであります。

2点目の、伐採した竹を加工しての販売、SDGsでも注目されている竹炭についてであります。

現在のところ、本事業において発生した竹材については、機械により粉碎し、発生した圃場内に敷きならしてありますが、将来的には、加工品や堆肥化への取組など、竹材を有効に活用することを視野に入れていく必要があると考えております。

竹の加工品については、各種竹細工や竹炭等が挙げられます。議員御提案の竹炭は、焼き窯の整備や加工するまでの手間と時間はかかりますが、消臭剤をはじめ、食用やインテリアなど様々な用途で使用されており、需要が期待できる可能性があります。町では、竹林や竹材を地域資源として有効に活用していくために、地域による実情に応じた竹林の良好な保全や竹材を

活用する環境に配慮した取組については、大学等と連携を図りながら支援してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

阿見町は、2005年度農林センサスのデータによりますと、総面積に対する竹林の割合が茨城県で第1位であります。町内にはそれだけ多くの竹林がありますので、それを活用しないともったいないというふうに思いました。いろんな方がそれを活かした取組をなさっています。私も君島の方に竹炭を作ったものいただいて、半永久的に使えるそうです。吸湿を繰り返すので、今でも大事に使っています。

また、町の中では、毎年恒例となった筍料理フェア「たけのこほっぺ」の観光資源としての活用も進めているところであります。私も以前、君島地区の有志の方で行われている港区の子供たちを招いたタケノコ掘りと、そしてそれを使った料理を食べて楽しむイベントに呼んでいただきました。定期的になさっているということで、今はコロナのせいで1年半以上、少し間が開いているというふうに聞いております。これはとても、効果的で子供たちも生き生きとして、私もとても充実した時間を過ごさせていただきました。感動したことを覚えています。

先ほど、君島地区をモデル地区として行うことになった経緯をお聞きし、よく分かりました。第2弾を期待したいところではありますが、受入れ側の住民の高齢化、また意識の醸成を図る苦労など、確かに課題は多いかと思えます。それについて、今後どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えさせていただきます。

君島地区における取組は始まったばかりであり、地域の意識改革、受入れ体制が構築されていない状況にあります。そのため、当面はこれらの課題解消に向けて積極的に支援、連携を図っていくことが優先事項であると考えております。

先ほど紙井議員からの御質問もありましたとおり、阿見町は竹林面積が県内でも多い状況にあります。そのため町としましては、このモデル事業の取組を広く周知することにより、他地域の展開を図っていくとともに、主体的な地域から要望がありましたら、積極的に支援を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） 先ほど申し上げた竹林整備の報告書というのもお借りしてみました。学生さんたちが本当にてきぱきとやっていたら、そして楽しそうな姿が映っている写

真がたくさんあるんですね。タケノコ1つ1つ点検していったりですとか、その後焼き芋をして皆さんで食べたりですとか。これ非常にいい取組ではないかなというふうに思いますが、先ほど部長がおっしゃったように、これを定着し、また地域の方たちに意識の醸成を図っていくということも一番大事な部分であると思いますので、ぜひとも、これが普及していくようにというふうに考えているところであります。

先ほどのワークショップの開催についてですけれども、意見交換会に若者にも集っていただき、そして興味を持ってもらうような対策が必要かと思えます。こういった若者が中心になってやっていくと、とても画期的ではないかなというふうに思うんですね。これは町内の若者にも啓発していただきたいと思うところなんですけど、あみメールなどで呼びかけるなど、取組をお聞かせいただければというふうに思えます。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えさせていただきます。

御提案ありがとうございます。今年度のワークショップでは、竹林が荒廃化してしまった歴史的背景をはじめ、今後荒廃化させないために具体的な手段等について、地域住民と学生、大学教員が共通認識を持って話し合い、よりよい解決方法を模索しております。今後は、竹林整備、竹林・竹材の活用等の取組を図りますので、事業の主体となる地域住民、連携先の大学等に提案をしていきたいと思えます。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

ぜひ大学の知恵もお借りしながら、そしてまた、現場の地元の方の知恵も大きく発揮しながら、両方が相まっていくと非常にいいものになるのではないかなというふうに思っています。和気あいあいと進めていくことが、一番波及していく大きな要因になるのではないかなと考えていますので、その部分よろしくお願ひしたいと思えます。

先ほど申し上げました竹炭なんですけれども、これ時間は結構かかるようですね。私もユーチューブ、全てのものを見て、ちょっと勉強させていただきましたけれども。呼びかけた地域の参加者の方に、竹炭を作りながらタケノコ料理も楽しむというのはいかがかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えさせていただきます。

今後、竹林整備再生事業においては、地域が自発的に取り組むイベント、例えばタケノコ掘り、タケノコ料理体験、竹細工・竹炭作りなどが想定されますが、それらの取組については、大学との連携を図りながら、他地域における優良事例を踏まえて積極的に地域へ情報提供を図

っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 15番紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ぜひとも、よろしくお願い申し上げます。

最後に竹林の取組に対しまして、皆が興味を抱くよう正しくPRをしていく。興味本位で一っと集まってしまっても、これもまたなかなか地域の方にとっては大変なことになるのかなというふうに考えていますので、正しくPRをしていくということをなさっているというふうにお聞きしました。まずは一緒にやりたいという意欲のある人を募って、それを何チームかつくりまして、そして、その段階で町が後押しをしていくということが、理想的ではないかなというふうに考えております。

今回職員の方々とお話をしながら、そういうことを強く感じた次第です。ぜひとも、今まで本当に長年着々と積み上げていらっしゃったことが大きく実りますように、それが、ひいてはまちおこしになりますように切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで、15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番永井義一君の一般質問を行います。

10番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔10番永井義一君登壇〕

○10番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一です。

今回は、9月定例会に引き続き、国民健康保険税について質問をいたします。

来年の4月から全県で賦課方式が2方式に移行され、阿見町でも9月議会の一般質問の答弁で、所得割・均等割の2方式に移行する予定です。そこで問題になるのは、所得割の税率や均等割の金額がどのように変わるかです。9月議会の一般質問の答弁は、「県が市町村ごとに算定する標準保険料率と、町が県に納付する事業費納付金等を基に町で算定し」とありましたが、現状県からのシミュレーションはあったのかお聞きします。

次に、今回の賦課方式では平等割がなくなり、所得割・均等割の2方式になります。そのため、子育て世代などの世帯員数が多い世帯での負担が重くなる傾向があります。国は、未就学

児童に対し5割の公費負担を行いますが、県でも20歳未満の被保険者数に応じて特別交付金5億円と、令和2年度の決算により生じた決算剰余金約60億円を、4年度・5年度の2か年にわたって充当すると言っています。それらを基に試算すると、子供1人当たりの公費負担額は幾らになりますか。

また、12月議会に改定案を出される予定の市町村では、全世帯に国保税が値上げにならないように、支払準備金等を活用しているところもあります。9月議会の答弁では、「繰越金については、令和4年度の2方式移行に伴い、増税となる世帯への激変緩和措置の中で検討してまいりたい」とありますが、具体的に値上げになる世帯をなくす考えはありますか。

最後に、令和2年度の決算では、約6億8,000万円の繰越金が生じました。令和3年度はこの繰越金をどのように活用するのか、お尋ねします。先ほどもお話ししましたが、今回の改定では、世帯員数の多い子育て世帯の負担が増えます。日本共産党は、全国知事会などとともに1兆円の公費投入で、国保税を協会けんぽ並みに引き下げ、また均等割の廃止も訴えています。

このことも述べて、1問目の質問といたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 永井議員の、国民健康保険税の2方式化についての質問にお答えいたします。

1点目の、来年4月からの国保税賦課方式の県のシミュレーションについてであります。

11月中旬に、県がシミュレーションを行い、市町村ごとに算定した標準保険料率と、町が県に納付する事業費納付金の仮算定等が示されました。現年度と同様程度の納付金を見込んで、町でも算定を進めておりましたが、県内全市町村の状況は、仮算定された納付金額が大幅に増えており、市町村が仮算定の見直しを要望したため、県がシミュレーション結果を取り下げたところであります。

なお、11月29日に、県より仮算定方法を見直した納付金額等が示され、現在、他市町村の動向を確認しているところであります。全市町村の方針を踏まえつつ、仮算定納付金額に基づき算定を進めてまいります。

2点目の、子供1人当たりの公費負担額についてであります。

国の公費負担として、未就学児の均等割保険料を5割軽減する制度が導入されます。県の公費負担として、特別交付金5億円が20歳未満の被保険者数に応じて交付されます。また、県国民健康保険特別会計において決算剰余金が発生したため、納付金の軽減に活用されることにな

っております。実際の公費負担額については、今後、県で算定した納付金額を基に計算してまいります。

3点目の、値上げになる世帯をなくす考えについてであります。

令和4年度の2方式移行に伴い増税となる世帯については、激変緩和措置を検討しており、増加額があったとしても緩やかな増加になるように検討してまいります。

4点目の、繰越金の活用についてであります。

令和3年度については、補正予算において支出が発生した場合に活用したいと考えております。そのほか令和4年度以降の活用については、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、先ほどの答弁の中で、県は11月29日に仮算定方式を見直した納付金が示され、ということでありました。私どもも県のほうの11月29日付の仮算定の見直しについてというのをもらっているんですけども、この中で見てみますと、実際見直し前のやつでは阿見町で見ても約12億1,342万ぐらい。見直しの後で11億1,677万、そういった金額で、かなりこれほかの市町村でも、何でこんなにばか高いんだろうということを思ったんじゃないかと思うんですよ。で、慌てて県のほうでは引き取って、また出し直したという形なんだと思うんです。

今回、県のほうの書類にも書いてあるんですけども、県は1月中旬にかけて本算定を出すようなんです。町としては、これを来年の4月からですから3月議会に上程しなきゃならないと思うんですけども、いつ頃までに税率や金額が決まって、また、それを基に国保運営協議会に諮らなければならないかと思うんですけども、その辺りの日程はいつ頃になるか、お願いします。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

永井議員が言われるとおりの3月議会には上程しなければなりませんので、一番遅くなくても2月上旬には最低でも決定しなければならないと考えているところでございます。

そうなる日程的には、国保税のシミュレーションを、現在他市町村の動向も踏まえておりますが、今後のシミュレーションのまず前提となるパターンというものを今、考えているところでございまして、その後私どもと協議を進めながら、来週中にはシミュレーションを行いまして、年内には、そのシミュレーションの結果を踏まえまして町長に対して報告したいと思っております。

そうした日程を考えますと、1月下旬には、最低でも国保運営協議会のほうは開催しなけれ

ばならないと考えておりますので、非常にタイトでございますが、そのような日程で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 実際のところ、ほかの市町村では12月議会に上程する予定だったところもあるみたいなんですけども、このばたばたで各市町村で、今、部長がおっしゃったように大変な形になっているんじゃないかと思うんですけども。

それで、11月29日に仮算定が出されまして、1月に本算定が出るということなんですけども、これ、ちょっと分からないんでお伺いするんですけども、この仮算定と本算定との関係ですか。仮算定が出て、その後、本算定が出て。そんなに大きい差はないかと思うんですけども。町のほうとしては、その本算定が出た段階でシミュレーションをするのか、まだ仮算定の段階でもそんな変わらないだろうから、そこでシミュレーションするのか、どういった段取りになりますか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

今回の段階では、まず当然ながらシミュレーションを行っていきたいと考えてございます。県のほうが本算定という形で出した段階で、再度その算定額に合わせた、微調整になるかと思っておりますが、それでシミュレーションを行いまして、最終的な決定という形になってくるかと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 今出されている仮算定を基に、ある程度町のほうとしてはシミュレーションやるという形ですね。

県からの資料なんですけど、同じのを部長が持っているかどうかというのは、ちょっと私分からないんですけども、右上に資料1と書いてある令和4年度国保事業費納付金及び標準保険料率、仮算定見直し後というのが私の手元にあるんです。これで各市町村の標準保険料率、医療分・後期分・介護分とあるんですけども、もし同じのが手元があれば話は早いんですけども。このつづりの中に、それぞれ所得割と均等割の仮算定の金額、阿見町ではこうだと書いてあるんですけど。もしなかったらいいですよ。

ちょっとそれ見たら、2方式になるということなんですけども、医療分のところで、今現在医療分の所得割が6.2%だと思うんですけども、2方式になるから上がるのかなと思ったんですけども、これが5.18%と、ちょっと下がっているんですね、パーセンテージが。ですから、

ほかの後期分とか介護分に対しては若干上がっているんですけども、これちょっと作り方が基本的にちょっと分からないので変な質問するんですけども、2方式になった段階でも下がるパターンというのはあるんですか。

これもし、お手元に持ってなければ分からないということで構わないんですけども、もし同じ物を持っていればお答えください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

基本的にシミュレーションですので、今回2方式になるということで、私も上がることは想定したところですけども、今回下がったということで、やはり全体的な医療費の増加傾向とか所得の傾向とか、そういうものも合わせまして、県としては総括的に考えたところで料率を考えたところがございますので、そういうこともあり得るのかなというところがございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私どもとしましては、先ほども冒頭述べたように協会けんぽ並みという話もしましたけども、できればその均等割のほうを極力抑えてというのを要望として出しているんですけども。その辺、所得割のほうが減っているんで何かなと思って、素朴な疑問があったんですけども。それは町のほうで改めてシミュレーションして最終的に提案していただくと思うんですけども、その辺もぜひとも勘案していただきたいと思います。

次に、町では国保の加入世帯の未就学児童、この前お聞きしましたら282人いるということで、それとあと20歳未満の被保険者数が973人でお聞きしているんですけども、この辺が国・県からの減額になる部分かと思うんですけども。まだ正確な率とかが決まってないから何とも言えないとは思うんですけども、仮に現行の数値で考えて、この20歳未満の均等割の額はどのぐらいになるか、教えてください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

現在、先ほど永井議員言われていますとおり、シミュレーション自体がこれから実施ということもありますので、そのシミュレーションのいろんな要素の中で、均等割額というのはほぼ決まってくるので、現在20歳未満の均等割の合計額というのが算出できない状況でございます。

また、未就学児に対しましては、均等割の2分の1が軽減される制度が導入されます。この軽減は7割・5割・2割の軽減が適用される場合には、軽減額のあった額から2分の1が軽減される制度がございますので、そういう制度を踏まえまして、これから出していきたいと思っ

ておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 根本的な数字が、まだまだ仮算定で県から出たばかりなんで、なかなか難しい部分かと思っておりますので、その辺はなるべく早めに出していただいて、均等割の部分になるべく抑えられるような数値で出していただければと思います。

次の質問なんですけども、激変緩和措置の話がありました。答弁では、増加額があったとしても緩やかになるようにとあるわけなんですけども、この措置に関しては単年度なのか、または何年間かけて措置をするのか、ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

金額が出たばかりですので、これからシミュレーションという形になります。ついては、町のほうとしましては、増加額に応じまして、いろいろ決定していかねばならないかと思っておりますので、単年とか複数年とかにかかわらず、町としては幅になるべく緩やかになるような形で考えておりますので、結果的に言うと、複数年というのが今一番想定しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 実際のところ前提となる数字が出ないんで、なかなかやり取りも難しい部分があるかと思うんでね。取りあえず今、激変緩和措置については複数年ということで、そういった形での町の考えということをお聞きしました。

それで繰越金の話が、4点目にあるんですけども。この繰越金の話、9月議会の一般質問での答弁の中では、繰越金は激変緩和措置の中で検討するとありました。今回、繰越金の活用ということで答弁がありましたのは、補正予算において支出が発生した場合とあるわけですね。これ保険給付に関しては県から下りてくる部分かと思うんですけども、補正予算において支出が発生した場合というのは、具体的にどのような場合を検討しているのか。ちょっとそれをお聞かせください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えいたします。

まず、補正予算の中でプラスの超過予算が出た場合というのは、具体的に言うと、例えば国からもらっている補助金について返還金が出た場合などが、今回補正予算にも上程しておりますが、そういう形でプラスが出た場合については考えていると。繰越金というのをまず初めに

使うということが考えられます。

来年度以降についても、この激変緩和措置について活用したいと考えておりますので、こうしたシミュレーションをやっていく中で、いろいろ繰越金の活用については検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 今、国からの補助金の返還金という話がありましたけども、これ補正予算で額が確定していくと思うんですけども、前回9月の中ではその話が全然出てなかったかと思うんですよね。これ毎年同じようにある部分だと思うんですよ。その金額が決まって返還金になる。9月の中の答弁と今回の答弁、9月では全然その辺を考えていなかったわけですか、返還金等々の話は。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

そのときの9月の補正ではやはり大きな金額ということで、今回については、特に大きな金額が繰越金として出ましたので、その活用ということで、全体的なもので考えたものでお答えしたものでございまして、通常であれば、こういう国保の特別会計の中で増額補正が出た場合については、そういう繰越金を使うのが通常でございますので、そこについて改めて言うのは……。そこまで細かく言えばよかったのかもしれませんが、今回のやつについては、全体的な枠の中で考えた中での答弁だったということで御容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ちょっと議員の立場から言えば、専属にその仕事をやっているわけじゃないんで、その辺分からない部分があると思うんで。町としては、そういった形で当たり前のように毎年やられている作業だとは思いますが、ちょっとこちらのほうとしては、その辺の答弁……。やっぱりその答弁書を見て物事を考えるような形になりますのでね。今の状況は分かりました。

今回、一応繰越金に関しては9月議会での激変緩和措置も使うし、今の話の、補正で支出した返還金のやつも使うというような、両方の形で行うわけですね。分かりました。

それで、前回9月の段階ではちょっと早かったということで12月議会に再度出したんですけども、県のほうでもう1回仕切り直しになってしまって、ちょっと今回、金額が分からないままでのやり取りということで非常に分かりづらかったんですけども、町としても2方式で、所得割と均等割ということで行われているわけなんですけども、先ほども申したように、やは

り、どうしても平等割がなくなった段階で、所得割と均等割だけになってしまうと子供の多い世帯に対して負担がかかってしまうと。

他市町村でも、ごめんなさい、ちょっと市名は忘れましたが、支払準備基金を使って、どの世帯でも値上げにならないようなシミュレーションをやっているんですよ。そこ、12月議会では多分出してないから、今度3月議会に出すと思うんですけども。考え方としては同じような形で、どの世帯でも値上げにならないというような形でやっております。

私も、少し幾つかシミュレーションした中でも、やっぱり子供がいない世帯とか一人世帯ではもちろん値下げになる。ただ子供が何人かになってしまうと値上げになってしまうという実態が数字的にもあります。国も、そういったことを勘案して、5割の国からの未就学児童に対しての負担軽減、また県も20歳未満に対して負担軽減をします。それで、その負担軽減の中で、県からの決算剰余金というのがたしかありましたよね、60億。これに関しては、県はどのような措置で、それを負担するような形になるわけですか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（久保谷充君） 保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君） はい、お答えします。

国のほうの決算剰余金につきましては、毎年町のほうが納める事業費納付金についての軽減措置という形で、県としては剰余金を活用しまして、市町村から納める事業費納付金が軽減されるような形でやっているということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ということは、その60億、これやっぱり2か年でよろしいわけですか。ちょっと私も以前聞いたときに、2か年って聞いたんですけども。いいです、そこは。

要は、町が払う部分の中で60億を一人頭幾らって計算するんでしょう、きっとね。その分を差し引いた形でやるという考え方で。相殺って言い方なんですかね。そういった考え方で60億は使われるわけですね。分かりました。

今回、先ほども言ったように、なかなか数字が出てない中でやり取りするというのは難しい部分があったんですけども、3月議会に向けて私も国保運営協議会の委員になっていきますので、しっかりと議論をして、やっぱり子育て支援、せっかく住みよい阿見町ということがずっとこの間言われてきた中で、阿見町でたくさん子育てをして、子供が育ちやすい環境になるためにも、この国保税に関しても、ぜひとも均等割の部分上げないような形でシミュレーションをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で1点目を終わります。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

若者の投票率向上について。

過日行われた衆議院選挙では、投票率が55.93%と戦後3番目の低い水準となりました。茨城県の投票率は52.54%で、戦後2番目の低さ。阿見町では50.78%と、これも戦後2番目の低さとなりました。18歳から選挙権は、前回2017年の衆議院選挙からで、選挙権の年齢を引き下げても投票率は上がりませんでした。この間の選挙では、コロナの関係もあり、期日前投票が大幅にアップしています。また、期日前投票所が2か所に増えたこともアップの要因としてあります。

来年に行われる国政選挙は、7月の参議院選挙です。この間の投票率を見ると、前回、令和元年度の参議院選挙では47.47%、前々回では49.61%と、50%を切っている状況で、特に衆議院選挙よりも投票率がダウンする傾向があります。

これらの状況から鑑みて、来年の選挙での投票率アップに向けて何らかの施策を行わなければなりません。今回の衆議院選挙では、稲敷市や日立市で高等学校の校内での投票を実施しました。特に日立市では、移動投票車を仕立てて、市内の学校を3日間かけて巡回したそうです。阿見町では高校は1校しかありませんが、大学では、茨城大学、県立医療大学があり、東京医科大霞ヶ浦看護専門学校などもあります。そのようなところに、期日前の移動投票所を設けることで投票率アップを図るべきではないか、お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 若者の投票率向上についての質問にお答えいたします。

初めに、さきの衆議院議員総選挙における年齢階層別の投票率について申し上げます。なお、継続的に年齢別投票率の調査を行っている曙投票区の数字でお答えいたします。

10代46.81%、20代21.89%、30代26.74%、40代32.72%、50代44.79%、60代55.59%、70代46.50%、80代以上68.06%となっております。

以上のことから、特に20代から40代の投票率が低くなっております。

議員御提案の移動投票所を大学等に設置することについては、学生及び大学関係者の投票行動を直接的に促すことができることから、有効な手段の1つであると考えているところです。

令和4年7月頃に執行予定の参議院議員通常選挙の際に、霞ヶ浦高等学校に期日前投票所を設置した場合ではありますが、その対象者数は生徒十数人と教職員数名と予想されます。また、大学等の施設への投票所の設置については、これまでも検討してきましたが、人員確保と費用面等を考慮し、見送ってまいりました。今回、改めて調査を進めており、回答待ちのところもございしますが、茨城大学農学部、県立医療大学及び東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校における町内在住の入学者は、学生総数の約1,500人に対して4%程度であると見込まれます。

若者の投票率向上のための施策については、新有権者と新成人に対して、選挙啓発冊子の配布を毎年行い、若年層へ投票を呼びかけております。また、大学等へののぼり旗の設置及び選挙ポスターの掲示をし、学生への投票行動を促しております。その他、町公式ツイッターによる期日前投票所の混雑状況等の発信を開始しました。

今後も、これら様々な方策とともに、若者の投票率の向上に関する調査研究を重ね、適切な施策を行っていくよう検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 今の回答をお伺いした中で、10代の投票率が46.81%。これは10代ですから、18歳、19歳ですよ。ですから、ここでは半数、5割近い学生・生徒が投票しているというわけですか。ちょっとそれを驚いたんですけども、その辺、正しい認識でいいわけですか。

○議長（久保谷充君） 総務課長山崎貴之君。

○総務課長（山崎貴之君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

回答させていただく前に、町内大学等に関する調査についてでございますが、回答待ちのところから昨日回答がございましたので御報告させていただきます。それを加えますと、町内在住の入学者ですけども、学生総数1,643人に対しまして、1.40%になってございます。

以上、報告させていただきます。

それでは、御質問の10代の投票率の件でございますが、少々お待ちください。

先ほど町長のほうの答弁からもございましたように、10代に関しましては、18歳、19歳ということですけども、46.81%ということですけども、全国的に報道等でも言われていますけども、高校在学中の18歳は結構、投票率はそれなりに、学校側の先生たちのお話なんかもあって投票というところもあるんですけども、19歳になりますと、やはり大学進学とか地元から離れてしまって投票率が低くなってくるといようなこともございます。

そういったことで10代全体で見ると、そのような数字ですけれども、18歳、19歳ではちょっと全国的にも差があるということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 18歳と19歳に分けていただいてありがとうございます。18歳はやはり初めての投票ということもあるんで、一定程度高い数字になるのかなというのはやっぱり改めて感じました。

今回、この一般質問をするに当たって私どもで調べた中で、前回の総選挙の中で、高等学校

での投票で日立市がやられているということで、市内8校のうち18歳以上の生徒641人中123人が投票した。教職員も入れて合計190人が投票を行ったということが話されていました。

また、その中で課題として、やはり日立市に住民票がない生徒などが投票できなかったということですか、あと準備に1時間ぐらいかかってしまったということが挙げられていたわけなんですけども、この話、町のほうのそれぞれの担当課のほうでも聞いているかと思うんですけども、どういった状況だったのか、ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君） 総務課長山崎貴之君。

○総務課長（山崎貴之君） はい、お答えさせていただきます。

町選管でも、日立市の選挙管理委員会に聞き取り調査を行いました。議員と同様の、投票に関する調査結果を得られております。準備時間等のほか人員の確保、こういったことが課題になったというふうに伺っております。主に現職の選管の事務局職員、それから異動した他部署所属の選管のOB職員、そういった方で実施して、他部署ということで、その辺の調整が難航したというふうに伺っております。

実施日数としては、先ほど議員おっしゃられたとおり3日間、市内8校。1校につき、高校ですので授業中はもちろん投票できませんので、昼休みや放課後一、二時間程度、学校によって違いますけども、敷地内にタープテントを設置して、移動は公用車で実施したということでございます。

それで、移動投票所につきましては、投票所の統廃合等に合わせて実施を考えていたらしいんですけども、今回緊急的な対応ということで、高校の施設を借用してというところに至らなかったんで、その辺がちょっと次回の課題かなということもおっしゃっていました。

高校に移動投票所を設置した経緯として、もともと茨大の工学部とか茨城キリスト教大学に期日前投票所を設置していたということですが、住民票を置く学生が少ないということと、むしろ大学近隣の方が投票に来るといった状況になったということで。また、あと今回コロナ禍ということで、大学で設置の許可が下りなかったというようなこともあって、市内在住の若者が多く在籍することを期待できる高校において、高校3年生をターゲットに移動投票所を実施することになったというようなことでもございました。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私どものほうでいろんな聞き取り調査するよりも、担当者同士であだこうだと話があったほうが、なかなか本音が出やすい部分があるかと思って、担当課のほうに、ぜひとも日立市のほうの選管に聞いてくれということでちょっとお願いして、今話が出たんですけども。やはりコロナ禍ということもあって、なかなか通常どおりはできないという

のがやっぱりあったかと思うんですけども。

それで、こういった活動を日立市で今回やられたわけなんですけども、先ほどのお話の中で、18歳に関しては多いけれども19歳になって、19歳から20歳までの大学生、専門学校生というんですかね、その世代がなかなか多くなれないという実態がちょっと分かったかと思うんですね。

それで、町内の中では霞ヶ浦高校が1校で、あとは大学、専門学校がという形であるかと思うんですけども、やはり今、課長のほうから回答待ちのところが回答が出て、生徒総数が1,500人じゃなくて1,643人。回答の、先ほどの答弁の中では4%というんですけど、これ1.40。そんなに下がっちゃったんですか。ですから、4%が1.40%にしても、ほとんどこの増えた分がやられてないというぐらいの感覚じゃないかなと思うんですけども。ですから、やはり先ほども話が出た、20代・30代も含めた形での投票率のアップということが必要になってくると思うんですけども。やはりこれ、その大学生や専門学校生ですね……。

え、違いますか。1.4%とさっき言いましたよね。じゃあ、ちょっと何か。

○議長（久保谷充君） 総務課長山崎貴之君。

○総務課長（山崎貴之君） 私が先ほど申し上げたのは、町内在住のあくまでも入学時点の話ですけども、入学者は学生総数1,643人に対して町内在住で入学した方、これが1.40%ということです。入学時の有権者数といいますかね。阿見町に住民票がある方。

先ほど町長の答弁の中で、学生総数約1,500人に対して4%程度であると見込まれますということで、ちょっと回答待ちのところもあったんで、答弁のほうをこのようにさせていただいたんですけども、回答がありまして、学生総数が1,643人に対して町内在住の入学者が1.40%。1.4%ということです。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ごめんなさいね。答弁書と同じ割合で考えてもらえればと思うんですけども、4%って答弁書にありますよね。ですから、要は学生総数が1,500で4%って答弁があります。1,600では、その計算上で1.40%になるわけですか。違うでしょう。

だから、要は数字だけの違いなのか、または根本的に計算方法が違うのか。これはどっちなんでしょうか。もちろん答弁書はそちらにあると思うんですけども。その4%を出した根拠の数字と、それが1,500人が1,643人になったときの、何ていうのかな、計算方法というのかな。

○議長（久保谷充君） 総務課長山崎貴之君。

○総務課長（山崎貴之君） ちょっと分かりづらかったかもしれませんが、申し訳ございません。計算の方法としては一緒です。町内から入学した数で総数を割ったといいますか、率を出したということです。それが1,500人に対してなのか1,643人に対してなのかという総数も分かりましたので、そこも人数も変わりますけども、それぞれのうち町内から3校ですね、こちらに入

学された方のパーセンテージです。これが4%と見込まれますというところが1.4%でありましたということでございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ちょっとこれでやり取りしていると時間なくなっちゃうんで、後で確認したいと思いますので、すみませんけど。

それでどっちにしても大学生・専門学校生とか、この20代の部分は投票率が低いというのは全国的に言われている部分かと思うんですけども、実際、私も大学するときそうだったかなと思いついながらもそうなんですけど、学生のうちは住民票をやっぱり移動するということはなかなか少ないとは思うんですよ。今回の答弁の中でもそれが表れているかと思うんですけども。

それでちょっとこれ、素人考えで非常にあれなんですけども、この考え方の問題なんですけども、今18歳以上の学生——高校生じゃなくて大学、専門学校とかそういった学生だけに限って、私はこの制度には反対しているんですけども、この選挙だけを取った形でのマイナンバーカードみたいなものを考えて。これはもちろん国の施策になるかと思うんですけども、国で無料で作ってもらわねなんですけども。もちろん銀行口座とか保険証だとか、そういったひもつきはもちろんなしにして、選挙のときのみ、そのカードがあればどこでも投票ができるというようなシステムが、今のこのAIの世の中でできるんじゃないかと私は思うんですよ。

これ阿見町に聞いてもしょうがないと言えましょうがないかもしれないけれども。ただ、素人考えなので、根本的にそれはこういったところがネックになるよとか、もしあれば教えていただきたいんですけども、考え方としては、国でマイナンバーカード相当金をかけてやっています。私は根本的にこれ反対しているんですけども。

そういった形で選挙だけで使えるような形で、どこに行っても、そのカードがあれば、登録されていれば選挙ができるというようなことを、ちょっと素人考えなんですけども、担当者のほうで何かそういったことで、いい考えだとか、それはできないよとか、いろいろあるかと思うんですけども、それをちょっと教えていただければと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 総務課長山崎貴之君。

○総務課長（山崎貴之君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

これはあくまでも仮定のお話で、答弁しづらいというところもあるんですけども、現行の公職選挙法では、選挙人の選挙権は、住民票の有無によって登録地が定められております。執行される選挙の選挙区によって立候補者が異なることとか、登録地の選挙人名簿との照合を行い、選挙人であることの確認をする必要があることなどから、現行の制度では、議員今御提案の施策の実現は難しいものかなというふうに考えております。実現には大規模な法整備、いろんな環境整備が必要であるというふうに思われます。

他方、選挙人名簿、登録地以外の選挙人の選挙については、公職選挙法にもございます不在者投票の制度によって投票機会の確保を行っております。町選挙管理委員会としましては、法令に基づき今後も適正に執行していくということになります。今後、また国の法整備等により、新たな投票機会の確保施策が講じられれば、法令遵守の精神にのっとり、町においても施策を実施していくということになっております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） いろいろ細かく説明してくれてありがとうございました。なかなかこれ町というのも、国の総務省に言わなきゃしょうがない部分があるかと思うんですけども。とにかくこの20代、30代の投票率を上げるということを、やはり町も真剣に考えていただきたいし、私たちも考えていかなきゃならないと思いますので、これで2点目を終わります。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 3点目の質問に移ります。水道事業についてです。

茨城新聞によると、県は20年ぶりに水道ビジョンをまとめ、2050年をめどに県内全ての水道事業を統合する1県1水道、これを掲げました。阿見町では、平成21年に阿見町水道ビジョンを策定していますが、それ以降の動きがありません。この阿見町の水道ビジョンは平成21年度から平成32年度、これ平成が終わっていますけども、2020年、昨年までとなっていますが、今後どのようになるのかお尋ねします。

次に、県の水道ビジョンでは、人口減少による給水量の減少を挙げていますが、阿見町では人口は微増しているものの、給水量は減少傾向にあるかと思えます。昭和55年に県と結んだ実施協定では、1日の最大給水量を1万1,800トンと積算し、今でもその契約水量が生きています。このような状態の中では水余りになるのではないのでしょうか。

そこで2つ目の質問ですが、平成30年から令和2年までの阿見町の1日の最大給水量をお尋ねします。

最後に、県は自己水源からの県水道用水への転換を促進しています。自己水源がなくなれば、地震等の災害時に断水するケースが多くなります。県はこの水道ビジョンを基に各市町村に聞き取り調査を行っていると思えますが、町の対応をお伺いします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 水道事業についての質問にお答えします。

1点目の、阿見町水道ビジョンについてであります。

町では、安全な水の供給や健全経営を実現するためのマスタープランとして事業の目指す将

来像と取り組む施策を明らかにする「阿見町水道ビジョン」を、平成20年度に策定しております。この計画期間は、平成21年度から令和2年度でありましたが、県の水道ビジョンの策定が令和3年度となっていたことから、県の動向や連携を図るため、当町も県に合わせ今年度に阿見町水道ビジョンの更新を行っているところです。

2点目の、阿見町の1日最大給水量についてであります。

町の水源は、県から受水している浄水と自己水源としての深井戸による地下水があります。そのうち、県から受水している浄水の1日最大給水量については、平成30年度が1万930トン、令和元年度は8,458トン、令和2年度は8,954トンとなっております。

3点目の、県水道用水への転換についてであります。

県では、過剰な地下水のくみ上げを防止するため、地下水から県浄水への切替えを指導しております。当町は、経営の健全化や災害時の給水対応を考慮して、令和12年度供給開始予定の県南西広域水道用水供給事業以降においても安定水源として地下水を有効活用し、安定・安全な給水に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 今の答弁の中で、水道ビジョンに関しまして、県に合わせて今年度に阿見町水道ビジョンの更新を行っているところですよということがあったんですけども、阿見町の水道ビジョンは、いつぐらいにできる予定ですか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

阿見町水道ビジョンの更新につきましては、令和3年7月に策定業務を発注しており、工期は令和4年3月31日としております。現在は県の水道ビジョンを確認しながら策定しており、今後策定した案については、パブリックコメントを行い、決定していきたいと考えております。公表時期ですが、パブリックコメントを考慮して、令和4年度へ繰越しする予定であります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 令和4年の3月31日、令和3年度中にはできるということですね。分かりました。

それで、ちょっと素朴な疑問が1つあるんですけども、今県から受水、買っている県水、これ1トン当たり幾らになりますか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

県水の契約水量に対する基本料金、1トン当たり税抜で月1,290円。受水水量、1トン当たり税抜で45円となります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 受水水量1トン当たり45円。最初に、ごめんなさい、2,290円と言ったのは何の数字でしたか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） 最初の料金は、基本料金。基本料金が1トン当たり1,290円。税抜です。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 同じようにやっぱり基本料金があって、1トンで45円という形になっていくわけですね。はい、分かりました。

それで阿見町の水道ビジョン、私久々に取ったわけなんですけども、見たわけなんですけども。見ますと、昭和55年の第2次拡張事業で県との契約した水量、計画給水量ですか、1日当たり1万1,800トンということが書かれております。

その中で、先ほどの答弁の中にありましたが、県から受水している浄水の1日当たりの最大給水量が平成30年が1万930トン、令和元年が8,458トン、2年度が8,954トンと減少しているわけなんですけども、県との、この契約の1万1,800トンから見ても、やっぱり水余りの状態になるのではないかと思うんですけども、このことに対して、県のほうに契約水量の変更を求めてはいませんか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

契約水量につきましては、中長期的な水需要に基づいて算定しており、県計画である県南広域と県西広域水道用水供給事業の統合を進めていた令和元年度に、各市町村の将来の水需要の見直しを行った際、12年度時点の県の浄水1日最大給水量見込みが1万2,800トンとなり、逆に上水が不足する水需要計画となったため、見直しは行わなかった経緯がございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 県に対しては見直しを行わなかったということですね。分かりました。あと2分です。

次に、自己水源の話をちょっとお伺いしたいんですけども、県のほうでは自己水源、井戸水

ですね、これを県水道用水への転換を図っているかと思います。つまり、井戸をなくして県から水を買えというような形が、ストレートに言うとその形になると思うんですけども。その中で、他の市町村の中で井戸水の割合を減らしている市町村もあります。

東日本大震災のときなんですけれども、この断水戸数を厚労省で調べた結果、被災を受けた岩手・宮城・福島の3県よりも、茨城県の断水戸数が多く、断水率も高い数字だったというデータが厚労省から出ています。そういった中で、県の水道ビジョンなんですけれども、その中で基本方針の強靱で浄水場や配水場、基幹路線の耐震化率を上げると言っていますが、実際災害のときに役立ったのは井戸だと思うんです。その井戸水をなくすということについて、町の対応をお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

町長の3点目の答弁でもありましたとおり、経営の健全化や災害時の給水対応を考慮しまして、令和12年度予定しております県南西広域水道用水供給事業の供給開始以降についても、1日当たり3,900トンの安定水源として取水量を確保しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 水道もそういった形で安定的に供給を、安心安全な水ということで、安定供給を災害のときもできるようによろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（久保谷充君） これで、10番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時10分といたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時10分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番落合剛君の一般質問を行います。

2番落合剛君の質問を許します。登壇願います。

〔2番落合剛君登壇〕

○2番（落合剛君） 皆様、こんにちは。立憲民主党の落合剛でございます。

2021年、最後の定例会本会議となりました。現在の日本の情勢に目を向けますと、新型コロナウイルスの変異株オミクロン株が新たに世界で猛威を振るっており、日本でもその症例が報告され始めております。年末年始と移動が多くなる時期になりますので、いま一度注意しながら生活をしていかなければならないと考えております。

さて、今回は阿見町の清掃活動についての一般質問を行います。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

1、阿見町の清掃活動について。世間では、今SDGsが注目されています。SDGsとは、サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ——持続可能な開発目標の略称であり、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された、2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標であります。

17のゴール、169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」を誓い、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、日本も積極的に取り組んでおります。

その中のSDGs 11に、住み続けられるまちづくりとあり、この目標は、人々の居住環境を包括的に改善するものであり、その中の6つ目の項目、ターゲット11.6が清掃と関連し、このターゲット11.6、この項目は、都市の住民一人ひとりが大気の水質や廃棄物の管理に配慮するというもので、地域が一体となって問題を解決しなければならず、それはこの阿見町においても例外ではありません。

阿見町においては、町民による清掃活動が活発に行われており、様々な公共施設の里親制度があります。町内で一斉に実施される町内クリーン作戦のほか、道路里親制度が2014年から始まっております。その里親制度は、身近な道路の美化、保全等を推進するために、町民の皆さんや企業などが里親となり、道路の清掃・植栽の管理などの美化活動に取り組む制度であり、阿見町は参加団体への支援を行っております。

以上のことを踏まえ、阿見町の清掃活動について質問いたします。

1、道路里親制度の詳しい内容や、自身で役場にごみを持ち込んだり、担当課に連絡をすると、役場が回収してくれるなど、町民が利用できる清掃に関する制度やサービスについての周知方法はどのようにしているか。

2、プロギングというヨーロッパを中心に流行しているジョギングと清掃をかけた自身の健康促進と環境美化活動を両立できるイベントが近年全国的に開催されているが、阿見町として、このようなイベントは開催できないか。

以上2点について答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 落合議員の、阿見町内の清掃活動についての質問にお答えいたします。

1点目の、道路里親制度及び町民が利用できる清掃に関する制度やサービスの周知方法についてであります。

道路里親制度については、里親活動の内容や里親となる要件及び補助金の交付をはじめとした町の支援内容などについて、要綱や申請書類とともに、町ホームページに掲載し、広報あみや区長会においても周知を図っております。そのほか、道路の清掃や美化に関心のある方には、個別に道路里親制度を御案内しております。

また、町民が実施する清掃活動についても、道路里親制度と同様の周知を行っており、「ミニクリーン作戦」として、行政区等が自主的に清掃活動を実施する場合は、町からごみ袋の無償提供や収集ごみの回収等を実施しております。

2点目の、プロギングのようなイベントの開催についてであります。

プロギングについては、近年、全国各地でイベントが開催されており、県内においても開催されております。当町では、プロギングを開催したことはございませんが、スポーツと環境美化活動の要素を併せ持つ「スポーツごみ拾い大会」を、一般社団法人ソーシャルスポーツイニシアチブ、あみプレミアム・アウトレットとの共催により、平成26年度から4回開催しております。

スポーツごみ拾い大会は、2名から5名のチームによって、制限時間内に決められたエリア内のごみを拾い、その質と量でポイントを競い合うものであります。ウェブサイトや広報あみ、新聞折り込みチラシ等で参加募集を行い、令和元年度は、12チーム46名が参加しております。なお、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されておられません。プロギングについても、健康促進と環境美化活動を両立できるイベントでありますので、開催について検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） 答弁ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目の再質問なのですが、道路里親制度の町民のさらなる加入に対しての工夫や改善などは、どのようなことを考えていますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

改善点としましては、現在町の制度では、里親になる要件として活動する道路延長が500メートル以上という要件になっているため、他の自治体の状況を参考にして要件の緩和を検討しております。

また、工夫としましては、町のホームページをはじめ、広報あみや区長会において、分かり

やすく目を引くチラシ等を作成してPRしたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） 具体的な要件の緩和はどの程度行うか、考えておりますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

現在は道路延長500メートル以上という要件になっておりますので、これを100メートル以上程度に緩和し、気軽に里親になってもらえるように検討しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） 広報のところなんですけども、分かりやすく目を引くチラシ、こういった作成したものというのは、具体的にどこに置いたりするかというのは考えていますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

道路課の窓口にチラシを置いて、すぐに御案内できるようにするほか、各公民館に置くことも検討しております。また、区長会においては区長に配付するチラシのほか、地区公会堂の掲示板に貼っていただけるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） あと、ごみ袋の無償提供というのをやっているということなんですけれども、これ、ごみ袋の無償提供だけじゃなくて、ごみ拾い用に使う、例えばトングですとか手袋とか、そういったものの無償提供などは考えていますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

ミニクリーン作戦のほうにつきましては、ごみ袋の無償提供ということ、また収集ごみの回収ということで行っておりますけども、それでミニクリーン作戦などにつきましては、町の環境美化にとって、また地域住民の皆さんにとっても、自分たちの周辺環境がよくなるということなので、大変好ましい活動だと思っています。そのため、町ではそういうふうな無償提供を行っているわけでございます。

ただミニクリーン作戦の場合は、行政区等が自主的に、また単発に行うものが多いので、トング——火ばさみですね、や手袋など物品の支給を行うようになりますと、ある一定程度のル

ールを課さなければならないようになってくるんじゃないかと思います。そういうことで、自主的に、また自由に実施するには、かえって煩わしくなってしまうんじゃないのかなというふうに思っています。以上のことから、そこまで町で無償提供はしなくてもよいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） 2点目のほうの再質問なんですけれども、以前開催したスポーツごみ拾い大会、過去4回行われたときの拾われたごみの量というのは、どのくらいあったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） スポーツごみ拾い大会でございますけれども、過去に4回開催いたしました。実際は6回ほど計画したんですが、そのうち2回は雨天中止となっております。

そして行われたのが、26年度は、ごみの量が181キログラム、2回目が27年で83キログラム、3回目が28年で74キログラム、4回目が令和元年になりまして、57キログラムというような状況になっております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） この過去4回、開催されたスポーツごみ拾い大会のところの拾われたごみの中の内訳で、どういったごみが一番多かったかというのは分かったりしますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） 実施、開催された場所がアウトレット周辺になりますので、その周辺に多いごみというふうになっております。交通量も多いところでございますので、ポイ捨てごみが中心となりまして、全般的に多いのは、実際分別してはかったわけではございませんので感覚的な話になりますけれども、空き缶やペットボトルが中心。そしてまた、人気がなく路上駐車できるような場所がありますので、そういうところではコンビニの弁当の容器が入った袋や、たばこの吸い殻が捨てられたごみとして多く見受けられております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 2番落合剛君。

○2番（落合剛君） ありがとうございます。

今回の答弁いただいたことを見て、阿見町のごみ清掃に関して、もうちょっと関心を高めていっていろいろ対策などが立てられればいいなと考えております。

早いですけど、最後になりますが、もう今回はちょっと阿見町の清掃制度について、質問

をさせていただきました。環境問題について常に問題視はされており、これからも引き続き取り組んでいかなければならないことでもあります。開発が進んで、これからさらに人口が増えていくこの阿見町においても、一人ひとりがごみのことについて考え、次世代のほうにも胸を張って引き継げるまちづくりをしていかなければならないと考えております。

誰もがこの阿見町に住んでよかったと思えるような、住んでいる町から住みたい町になるための必要条件として、こういったごみがない、きれいな景観があると私は認識しております。私もいま一度、徹底したごみの分別であったりとか、清掃活動のほうにも力を入れていきたいと思いました。

御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで、2番落合剛君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時24分散会

第 4 号

[12 月 10 日]

令和3年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月10日（第4日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副	町	長	坪田	匡弘	君	
町	長	公室	長	建石	智久	君
総	務	部	長	佐藤	哲朗	君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
人事課長	青山広美君
生活環境課長	小笠原浩二君
農業振興課長	小松澤智君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和3年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和3年12月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和3年第4回定例会

一般質問3日目（令和3年12月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 阿見町の農業政策について	町 長
2. 川畑 秀慈	1. 阿見町のハラスメント防止対策について	町 長
3. 栗原 宜行	1. 阿見町は土地利用の変化にどのように対応していくのか 2. 甘藷栽培による農業振興について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので、御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、16番柴原成一君の一般質問を行います。

16番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔16番柴原成一君登壇〕

○16番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

前段で少し。昨日、おとといのニュース、テレビでもやっていたけど、昨日の茨城新聞、読売新聞に荒磯部屋で新弟子が入ったと。東洋大牛久高校の花房海君。これが大々的に日刊スポーツに出ておりました。昨日コンビニに行ってスポーツ新聞全部買いました。やっぱりみんな出ています。その中にはやっぱり荒磯部屋の場所、茨城県阿見町というのが出ております。荒磯効果というのはすごいものだとつくづく思います。一番大きいところは日刊スポーツですね。場所まで、建物の予想図まで書いてあります。後で議員控室に置きますので、読んでくだ

さい。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

阿見町の農業政策について伺います。

阿見町は、自然環境に恵まれ田園都市で成り立っていると思います。耕作放棄地が増えている中、農業振興課はいろいろな対策を練ってきたと感じております。若手の農業者も増えているように見えます。しかし、若手の農業者が、他の会社員や公務員と同じような所得を得るのは、相当難しいのではないかと思います。そこで、以下の質問です。

1、農業者への支援策はどんなものがあるのでしょうか。全て教えてください。

2、最近の畑作では、ジャガイモの後作にソバが作られているのをよく見かけます。そこで、農業者にとって課題は何かを把握しておりますか。

3つ、農業には農閑期があります。農閑期には売上げがありません。何か方策はありませんか。

以上です。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

柴原議員の、阿見町の農業政策についての質問にお答えします。

1点目の、農業者への支援策についてであります。

農業者への支援策で、今年度、町で実際に活用されている補助金についてですが、まず、国や県による助成事業で、米の生産調整に伴う転作や転作物の団地化に対する経営所得安定対策事業補助金があります。

2つ目は、青年の就農意欲の喚起と定着を図るため、経営が不安定な就農直後5年以内の所得を給付する農業次世代投資資金があります。

3つ目は、収益性の高い農業経営を実践するモデル的な担い手農家をより多く育成し、ほかの担い手農家に横展開させることで、もうかる農業の実現に向けた取組を総合的に支援する儲かる産地支援事業補助金があります。

4つ目は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を、国と町が一体となって支援する経営継承・発展的支援事業補助金があります。

5つ目は、農地・農業用水等の資源の保全管理活動及び農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全活動に取り組む組織を支援する多面的機能支払交付金があります。

6つ目は、意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期の資金の利子を補給する農業近代化資金利子補給金等があります。

また、町独自の支援策についてですが、まず、耕作放棄地を農地に再生する取組を支援する耕作放棄地再生利用対策補助金があります。

2つ目は、農業経営に意欲的に取り組む農業後継者に対し、必要な経費を支援する農業後継者支援対策補助金があります。

3つ目は、土地改良区等で実施する土地改良施設の老朽化による施設の補修工事に対し支援する農業生産基盤整備事業補助金があります。

4つ目は、人手不足に悩む農業生産者への支援を兼ね、農業に関心を持つ町民に対し雇用機会を提供する農業ヘルパー活用事業補助金があります。

さらに、町の農林水産業の振興を図るため、地域に合った特色ある取組に対し補助金を交付する農林水産業振興事業補助金等があり、町では、担い手農業者等の実情に応じ必要な支援策への奨励を図っております。

2点目の、農業者にとっての課題把握についてであります。

農業者にとっての課題としては、柴原議員が例に挙げられました、ジャガイモの裏作としてのソバの作付等に代表される生産技術に関する課題、耕作放棄地や農地集約等の農地に関する課題、農繁期における人手の確保、後継者、新規就農者、多様な担い手確保等の人材に関する課題などが挙げられます。

これらの課題に対しては、県やJA、大学等と連携を図りながら、1つ1つの課題解決に向け取り組んでいるところであります。

3点目の、農閑期の方策についてであります。

農業を営む上で、特に冬季等に農閑期が発生するのは避けられないものであります。

対策として考えられるのは、単一作物での営農ではなく、農繁期の重複しない作物との複数品目を扱う営農への転換や、6次産業化等への取組により、年間を通した売上げが期待できることとなります。町では、県やJA等と連携を図りながら、農業の担い手の意見に耳を傾け、引き続き必要な支援や奨励を図ってまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 支援策の内容を答弁していただきました。国や県による助成事業、それから、町独自の事業というふうな答弁でございました。それで、その支援策の補助対象者はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありました農業者への支援策のうち、大半は認定農業者や集落営農、認定新規就農者等、担い手が対象になる支援策であります。一部、経営所得安定対策事業補助金につきましては、町内で水田を耕作している全耕作者も対象者となり、農業者生産基盤整備事業補助金については、各土地改良区が対象になり、多面的機能支払交付金については、保全活動に取り組む地域組織が対象者となります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 私は農業を営んでおりますが、認定農業者以外には支援策というのは、ほとんどないに等しいぐらいかなと思います。

それで、私も認定農業者になっていますけども、認定農業者以外、その他認定農業者や全ての支援策の周知はどういうふうになされているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

農業者への支援策のうち経営所得安定対策補助事業につきましては、町内で水田を耕作している全耕作者に対して、毎年春に各人の営農計画書と事業概要パンフレットを同封し送付しており、新型コロナ禍以前は、この事業に関して地域ごとの集落座談会も実施しておりました。

そのほかの事業につきましては、事業対象者がほぼ認定農業者や集落営農、認定新規就農者等担い手に限定される支援策であることから、認定農業者連絡会の機関誌である認定だよりを活用したり、新規就農者の圃場巡回や窓口相談の際に御案内するなどして、制度の周知を図っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 私思ったのは、広報あみとかで1ページぐらい割いて、農業振興課のページが1つぐらいあってもよろしいんじゃないかなというふうに思っています。というのは、たくさん農業振興課でいろんな策を出しているというのは、私は身に染みて分かっているんですが、分からない人が結構いると思うんですよ。

例えば農業用ビニールとか農業用ポリエチレンの収集とか、こういうものを農振課でやっていると思いますけど、一般の方はそういう作業というのは、多分知らないんじゃないかなというふうに思います。農家には農家用の回覧が回ってきます。それも周知の1つの方法だと思いますけど、もうちょっと農業振興課がやっているとアピールしてもいいんじゃないかなと思います。その点どう考えますか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

農ビに関しては広報のほうに周知させていただいております。そのほかの認定農業者連絡会の活動等につきましては、今後町民の方にPRするために、広報等に載せるというのは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 一生懸命やっているというのは、農業に携わっている人だったら大体分かるんですけど、ただ認定農業者に集中されているのが多いんじゃないかなと思うんで、その辺のところをよろしくお願いします。

それで、農閑期の方策の答弁の中で「担い手の意見に耳を傾け」とありますけれども、どのように意見を聴取して、聞き込んでいるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

平成26年度に担い手農家に対し、農業経営農地利用アンケート調査を実施しております。アンケートの内容は経営規模、農業経営の内容、販売方法、農業従事者、農業後継者、農地利用の方針、今後の農業経営の方向、今後活用したい施策について調査しており、約200名の担い手から回答いただいて、台帳に整理して活用しております。

また、日頃から、認定農業者や新規就農者、農地利用最適化推進委員とも情報交換や要望の聞き取りを行いまして、施策の検討に役立てております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 平成26年にアンケートを取ったということですが、多分私のところにも来ているかと思いますが。そのアンケートの中身で、あなたにとって、例えば課題は何ですかという項目はあったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

手元にちょっとその資料がないからはっきりとはあれですけど、課題が何ですかということについては、ちょっとテーマとして挙げてないと思います。ただ、自由に書けるところがありますので、そちらの中で、こういうことが今課題となっているということで書いてあることについては、把握させていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 一番大事なことは、農業者が抱える課題は何かを把握することかと思しますので、その辺のところよろしくをお願いします。

次に、思うことですが、第6次総合計画とかいろいろありますけども、農業に対するビジョンがちゃんと明確じゃないような気がするんですが、何か阿見町の農業に対するビジョンを策定する予定はありませんか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

現在、町では農業振興策の指針となる計画が策定はされておられません。近年農業取り巻く状況は、農業者の高齢化や離農による耕作放棄地の拡大、さらには農地法の改正による異業種参入による農地集約を含めた大規模農業経営など、大きな変換期を迎えていることから、町においては、国の動向、指導、ニーズを注視しつつ、町の特徴でもある都市近郊型農業の維持・発展を目指すべく、中長期的な戦略を見据えた阿見町農業振興計画を策定する考えで、東京農業大学と調査研究テーマの1つとして、協議を今進めているところです。

以上です。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 策定を進めているということで安心しましたが、何か目標といふかね、ないと、議員としての立場とか行政の役割という中では必要かなと、そういうふうに思います。

私が思っている中の1つが、一番最初は農業者に対する支援の周知、それと阿見町の農業の将来を考えていただきたいということなんです。それで農業振興課は一生懸命やっていると分かっていますので、農業振興課のますますの努力を期待しまして、質問を終わります。

○議長（久保谷充君） これで、16番柴原成一君の質問を終わります。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

今回は、阿見町のハラスメント防止対策について質問をいたします。

ハラスメント防止については、公務員と民間労働者を区別する必要があります。

初めに、公務員にはどのような方が含まれているか。ここで言う公務員は、一般の職員及び幹部職員、首長、教育長、議会議員の特別職と、会計年度職員も含んでいます。

さて、公務組織におけるハラスメントを防止するには、公務組織の特性や公務員に求められる行動規範を踏まえて対策を講じる必要があります。公務組織は、民間企業にはない特性があります。それは公務組織が持つ構造的な性格です。例えば、国民、住民に対して、時に権力を行使する権力性、秘密情報を有する機密性、能力実証主義に基づく採用による統一性と、様々な特性を持っています。そのような業務や組織の性格のもたらす組織風土は、ハラスメントの発生要因と深く関係しています。

ハラスメントをなくし、そこで働く一人ひとりの公務員がその中で光り輝くようになるにはどうすればよいか、しっかりと考えた上で対策を講じる必要があります。ハラスメントを起こさないために、公務員にはどのような行動規範が求められるのか。

1つは、社会常識に合致した行動を取ることです。社会常識から逸脱した行動の多くは、問題行動として批判されます。公務員は、自分たちの常識が社会一般の常識から外れていないか、常に高い感受性を持って自己点検をしておく必要があります。

2つ目には、常に倫理的行動を取ることを求められます。公務員がハラスメントをすると、より厳しい批判にさらされます。それは公務員には高い倫理感が求められるからです。例えば、公務組織内で人権侵害のハラスメントが行われたことが明るみに出た場合、住民は安心して行政サービスを受けることができなくなるでしょう。行政サービスを受けることができるでしょうか。ハラスメントは職場内で起きている問題ですが、住民の信頼を失い、行政執行にも深刻な影響を生じさせます。

違法かどうか、裁判で負けるかどうかといったレベルで考えてはいけません。仮に違法であっても、また裁判に勝ったとしても、社会的に厳しい批判を受け、行政執行に影響を及ぼすこととなります。

では、ハラスメントをした職員はどのようなことになるのでしょうか。刑法・民法などの一般法で裁かれるだけではありません。公務員法で定められたルールに違反した責任として、懲戒処分に付されることがあります。仮に、刑事・民事で争われて裁判に勝ったとしても、公務員法違反として組織から懲戒処分を受けることもあります。

さらに公務員には特別な注意が必要なことがあります。それは法的責任に問われず懲戒処分にも付されない場合であっても、社会的に道義的責任が問われることがあるということです。住民が公務員に求める高い倫理感を意識し、常に自分の行動を律することが求められます。今回の質問は、ハラスメント防止に関してですが、公務員の行動には常に高い倫理感が求められることを再確認する必要があると思われます。

このように、ハラスメントをしないためには法的責任だけではなく、それを越えた責任もあることを理解し、決して責任の範囲を法的責任に限定して考えないことが肝要です。つまり、

裁判で勝つか負けるかというラインと、組織内でその行為が許されるか否かというラインは本質的に違うということに十分留意しておく必要があります。

議員の皆さんにはタブレットを、職員の皆さんにはペーパーで資料が行っているかと思うんですが、その資料には過去10年間、心の不調により療養休暇を取得した職員数と、定年前に普通退職をした職員の人数を表とグラフにしてあります。

今回、この質問をする意味は、昨年度の職務上の重大な過失が6件発生しました。そして、前回の9月の定例会において、紙井議員が、町職員の働き方改革の質問をしました。その中で、心の不調により休職している職員の人数と推移について答弁があり、平成30年が8名、令和元年度が13名、令和2年度が18名でありました。その中で、職務上の重大な過失が6件、昨年は発生いたしました。そして、定年を迎える前に退職をした普通退職者のデータも調べてみますと、この3年間で27名になり、3年ごとに区切ってみると、非常に多いことが分かりました。

また、上司や職員間のパワハラ、セクハラはあったとの質問に対しては、ハラスメントと疑われる相談を受け、関係者のヒアリングを実施した経験がある。そして、平成30年からハラスメント研修を行い、本年4月からハラスメント防止に関する規程を策定したと答弁がありました。

このようなことから、今回の質問をさせていただきます。

1つ、阿見町ハラスメントの防止等に関する規程第6条に「町長はハラスメントの防止等を図るため、職員に対し必要な研修等を実施するものとする」とありますが、研修内容と対象者及び人数の推移はどうなっていますか。

2点目、ハラスメントの代表はパワハラ、セクハラだと考えられるが、ほかにどのようなものがありますか。

3点目、ハラスメントの実態の把握はどのようにしているのか。

4点目、相談体制はどうなっているのか。

5点目、今後ハラスメント防止対策をどのように進めていくのか。

以上5点について、伺います。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の、阿見町のハラスメント防止対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、研修内容と対象者及び人数の推移についてであります。

ハラスメントに関する研修は、町独自の研修として外部講師を招き、平成30年度より継続し

て実施しているところであります。研修内容としては、加害者にならないための予防体制の強化やよりよい職場づくりに重点を置き、社会におけるハラスメントの状況や定義等の基本的事項、職域別の事例を踏まえた演習を通し、ハラスメントを回避する心構え等について研修しております。

対象者と人数については、平成30年度が管理職及び課長補佐級職員を対象に64名、令和元年度が係長級職員を対象に52名、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、前年度に受講していない職員を対象とし14名が参加しております。なお、本年度も年明け1月に研修を実施する予定としております。

2点目の、パワハラ・セクハラ以外のハラスメントについてであります。

妊娠・出産に伴う就業制限や、育児・介護休暇により業務上の支障を来すという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う妊娠・出産・育児及び介護に関するハラスメントのほか、肉体的ではなく、言葉や態度によって精神的に継続的な嫌がらせを行うモラル・ハラスメント、男らしさや女らしさを強要する嫌がらせを行うジェンダー・ハラスメント、主に中高年に対して年齢に関する嫌がらせを行うエイジ・ハラスメントなどがあります。

3点目の実態の把握について、4点目の相談体制につきましては、関連しますので一括してお答えいたします。

相談体制については、阿見町ハラスメントの防止に関する規程に基づき、職員団体が推薦する職員、男女各1名、人事・福利厚生を担当する職員、男女各1名、その他町長が必要と認める職員として男女共同参画を担当する職員1名の計5名をハラスメント相談員として任命し、相談窓口を設置しております。また、この5名のほか各所属長も相談窓口となっており、相談内容に応じた窓口を利用できるよう設置しております。

実態の把握については、原則、相談員2名で聞き取りを実施し、状況や案件の性質に応じて被害の拡大防止のための対応を図り、必要に応じて、副町長を委員長とするハラスメント苦情処理委員会を開催するという流れとなります。委員会においては、相談者や関係者のプライバシーの保護に配慮しながら、関係者等に対し必要な調査を実施し、実態の把握を行います。

5点目の、今後ハラスメント防止対策をどのように進めていくのかについてであります。

ハラスメントは決して許される行為ではありません。ハラスメント防止に向け、職員等に対しては、規程や指針等の周知徹底を図るほか、日々変化するハラスメントの形態等、社会情勢にあった内容の研修を継続して実施してまいります。また、相談員等に対しては、相談内容や状況に応じて適切に対応できるよう、相談力向上のための勉強会等を開催してまいりたいと考えております。

今後も、働きやすい職場環境を構築するため、ハラスメント防止に向け、職員一人ひとりの

意識改革に努めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問に入らせていただきます。

阿見町ハラスメントの防止に関する規程が令和3年3月1日に施行されました。この規程を施行した理由は何でしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

ハラスメントの防止等に関する規程を策定した背景でございますけれども、まず国においてハラスメント防止対策が強化されたことによります。そして、それに伴いまして、当町においてもハラスメントと見受けられる相談が複数寄せられたことによりまして、規程を作成したという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 研修内容と対象者及び人数の推移の中で、研修内容の加害者にならないための予防体制の強化について、どのようにして予防体制の強化に努めているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

代表的なハラスメントでありますパワーハラスメントもセクシュアルハラスメントも、まずコミュニケーションから起きるものというふうに認識してございます。こうしたハラスメントを予防するためには、まずコミュニケーション能力を向上させることが重要であります。課内のミーティングや朝礼の実施など、コミュニケーションの機会を増やすことで、風通しのよい職場環境づくりを行い、ハラスメントの予防にもつなげていくこととしてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、予防につなげていくと、コミュニケーション能力を向上させてやるのが大事だとありましたが、今、実際にこういうことに取り組んでいるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい。現在は週1で朝のミーティングということで、各課内において当然その業務のすり合わせ、それから、その課内における職員間のいろいろな提案であったり問題であったり、そういったものを時間は多くはございませんけれども、場所によって

は朝一でできるところと業務によって異なりますので、そういった機会を設けるようにしてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 社会におけるハラスメントの状況とハラスメントの定義の基本的事項をどのように捉えていますか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

社会におけるハラスメントの状況としましては、以前は普通にしていたことが現在は通用しなくなっているということで、例えば「昔は」「以前は」「若い頃は」というようなことをまず一切捨てるというようなことが必要になってくると捉えてございます。また、近年は声を上げる人が増えてきまして、時代の変化に合わせて対応も変えていく必要があるというふうに考えてございます。

ハラスメントの定義ですが、パワーハラスメントにおいては、職場において職務上の地位や人間関係など、優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることと定義されてございます。セクシュアルハラスメントについては、他の職員を不快にさせる、職場等における性的な言動と定義づけられております。そのほか、年齢や性別をはじめとする個人的属性に関して、精神的・身体的苦痛を与える言動等をハラスメントと定義しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） パワハラ、セクハラが結構、皆さん非常になじみ深い言葉ではないかと思うんですが、その中で実はこのパワハラというのは日本語なんですね。2001年、クオレ・シー・キューブという日本のコンサルティング会社がつくった100%純正の日本語です。パワハラはインターナショナルではありません。セクシャルハラスメントはインターナショナルな言葉なんですが、これは日本でしか通用しません。

このパワハラという言葉が世界で通じない日本語であるということは、どういうことに起因しているかという、やはり日本の、我が国の組織文化等が深く根づいているんじゃないか。特に若いときに運動部なんかやってくると、あの中は常態化しているのが日本の学校の運動部ですので、今どうだか分かりませんが、やはりそういうものと関わっているといったところで、非常になじみやすいというか、当たり前のようにやってきたことが今ちょっと問題になっているという、そういうことがちょっと言えるかと思えます。

さて、「職域別の事例を踏まえた演習を通し」と答弁にありますけれども、職域別とはどのように分かれていますか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

職域別といいますのは、私どもでいう課長、それから課長補佐級、そして係長、主任というような形で、各年度の研修対象者を段階的に、計画的に役職・年齢に応じた事例の研修を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） また、「ハラスメントを回避する心構え等について研修しています」と言っていますけれども、ハラスメントを回避する心構えについて質問したいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

たくさん研修の中身はあるんですけども、心構えの一例を申し上げさせていただきます。職域別でいけば、管理職としての心構えとしまして、叱るときの心構えについて学んでございます。ハラスメントは上司にとっては業務を進める上でリスクとなるので、ハラスメントと疑われないように、部下を指導する際には、「かりてきたねこ」というような法則を念頭に置きまして、サンドイッチ話法を実践するとよい、というようなものを研修で実践してございます。

具体的に申し上げますと、「かりてきたねこ」といいますのは、「か」が感情的にならない、「り」が理由を聞く、「て」が手短に、「き」がキャラに触れない、「た」が他人と比べない、「ね」が根に持たない、「こ」が個別に叱るということでございます。サンドイッチ話法といいますのは、褒めて・叱って・褒めてというようなことを心がけると。こういうことでハラスメントが回避できるというものでございます。

また、管理職員以外につきましては、管理職と一部重複するところはございますけれども、感情のコントロール、人材育成につながっているのか、その人に合った叱り方ができているのか、職員相互のコミュニケーションなどの心構えについて学んでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、研修を受けるべき対象者、これはどのように考えていますか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

研修の対象者につきましては、全職員ということを対象としてございます。会場や内容等も

考慮しまして、役職別ということで先ほど申し上げましたですけれども、研修を計画的に実施しているということでございます。今年度につきましては、主任級職員を対象に実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） これは、一度研修を受けた人はどのくらいのスパンを経て、次、研修を受けるということは決めているのか、いないのか。その辺を伺います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） 研修計画というのを、課長級から順にというふうにやっております。年に一度というようなスタンスで今進めておりますので。ただ昨年来からの一、二年はコロナ禍というようなことで、大勢の人数を集めて会議等を実施する、研修を実施するというのはちょっと控えなさいというような状況もございましたので、そういう意味ではちょっと当初計画よりは今ずれ込んでいるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今聞いたのは、一度受けた人は次どのタイミングで受けるようになりますか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） 研修につきましては、当然継続的に実施をしていくということになりますので、一通り終わりますと、また、あってはならないことなんですけれども、状況に応じて、それに合わせてフットワークよく、そういった研修対応するというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 本当は研修を受けなくても十分な職場が一番いいと思うんですが、受け続けなきゃいけない職場もちょっと問題だと思います。

次に、コロナ感染拡大により研修は足踏み状態であるが、なぜ研修が進んでいないのか。Zoom等の研修等、またユーチューブ等を使った研修は考えなかったのか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたですけれども、当初は計画手順に階層別と伺いますか、役職別で研修計画を立てておりましたが、コロナ禍の状況でなかなか一堂に会してというようなことが困

難ということ。それとあと、講師先生とのその際のすり合わせというのも当然ございまして、そういった状況でちょっと立ち行かなかったところがございます。ただ、先ほども申し上げましたですけども、今年度については、感染予防対策を実施しまして研修を再開するというようなことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 様々な機会に、早めにきちんと研修を皆さんで受けられるようになることがいいかなとは思いますが。

さて、各ハラスメントについて——パワハラ、セクハラ以外のハラスメントですね、具体的にどのような言葉が使われて、ハラスメントになっているのか。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

基本的なハラスメントは言葉だけではございまして、行為を含めた言動全てが対象となるということでございます。あくまでも、一般的な例としてお答えをさせていただきたいと思えます。

例えば、妊娠・出産、育児及び介護に関するハラスメントといたしましては、「休みを取るなら辞めてもらおう」。それから、「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と。それから「妊娠するなら忙しい時期を避けてもらいたい」というようなことが該当するのではないかというふうに考えてございます。

モラル・ハラスメントとしましては、言葉というよりも相手を見無視したり、それから暴言を吐いたり、にらみつけるなど、倫理から外れた嫌がらせ的な行為が全てということだと思えます。

ジェンダー・ハラスメントにつきましては、「男なのになよなよしている」だとか、それから「女性なのに大食いだ」とか、性別に関するような偏った見方を引き起こす言動などが当たるのかなというふうに考えてございます。

そしてエイジ・ハラスメントにつきましては、私もその対象には入ることだと思えます。ですけども、「もういい年なのに」とか「もう年なんですから無理しないでください」というような言動が該当するものだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、パワハラはどのような組織で多く行われていると思えます

か。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

どのような組織でも起こり得るもの、というふうに捉えなければいけないのかなというふうには考えてございます。特にパワハラが起こる職場の背景や原因ということで、先ほども申し上げましたが、一番はやはり上司・部下のコミュニケーションが不足していると、こういったことが言えるのかと。それから失敗が許されない、失敗への許容度が低いなど、全体的にハラスメントの意識が低いというような組織体が挙げられるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 公室長も、これはぜひ幹部職員の皆さん買って読んでいただくと思います。「公務員のためのハラスメント防止対策」、人事院の公務員研究所の教授が書いている内容です。ですから、公務に関して非常に詳しい人が書いていまして、ハラスメントを起こしやすい組織はどういう組織かという、同質性の高い組織。ですから、ある意味で1つの目的を明確に持った組織というのは、その目的のためにハラスメントを起こしやすい。ですから、こういう行政関係、公務員の組織というのは非常にハラスメントが起きやすい組織になってきます。

ですから、あとは先ほども言った運動部であるとか、また企業体でも1つの明確な目的を持って動いているところは、ブラック企業になっていたり、ハラスメントが起きやすくなってくる。ですから、特に公務組織というのは、そういう部分で非常に起こしやすい組織体だということ、ちょっと確認をしていただければと思います。

さて、国家公務員は人事院規則で、地方公務員は男女雇用均等法が適用されます。その理由は何でしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

まず、男女雇用機会均等法の一部の規定によりますと、国家公務員法または地方公務員法で、性別による差別禁止と救済制度が規定されてございます。このために、公務員の適用がまず除外されるということでございます。さらに、事業主の講ずべき措置に関する規定についても国家公務員法の中で既に同様の措置がなされているため、適用が除外されるということでございます。

一方、地方公務員の場合は、同様の措置がされていないということから、この部分に関しまして、地方公務員のみ均等法が適用されるということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） では次に、セクハラについて人事院規則と男女雇用均等法の違いは何でしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

セクハラの定義におきまして、人事院規則では、外部の者の性的行動やジェンダー・ハラスメントというのが含まれるということでございます。均等法におきましては、組織内部、それから男性から女性に対してというような定義づけということで、この違いがあるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） もっと分かりやすく言うと、人事院規則では、相手は職員に限定されない。場所も職場とは限らない。全て含まれてくる。それが、人事院の規則で非常に幅広いです。ただ、地方公務員には均等法が適用されるんで、それは職場の中ということが限定されますが、そういうこともちょっと分かっておくと、また違うのではないかと思います。後でこれもお話ししますが、改定していったときには、やはりもっと幅広い捉え方をする必要があります。これから出てくるかと思えます。

さて、次にセクハラと公務員倫理についてどのように考えていますか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

冒頭、議員の御指摘にもありますように、職場におけるセクハラは、職場の秩序を乱し、業務の遂行を阻害する行為であり、ひいては町民サービスの低下につながりかねないものというふうに認識してございます。また、公務員の倫理意識の徹底・高揚は、不祥事の防止だけが目的ではなく、住民の公務への信頼を高めることが真の目的となります。つまり、倫理意識の低下はセクハラ同様、町民サービスの低下につながりますので、我々公務員としましては、高い倫理感を意識しまして、厳しい行動規範が求められるということをご認識してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 次に、現在の相談体制ができる前は、どのようにして相談を受けていたのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

現在の相談体制ができる前は、人事当局へ相談する者、または職員組合へ相談する者、それから各所属長へ相談する者など、これまでは相談体制が定められていませんでしたので、実態把握に時間を要していたような状況がございました。現在は、規程の中で、相談窓口を設置してございますので、対応フローを定めたことによりまして、迅速な実態把握に努めてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 現在の相談体制になってからの相談件数というのは何件ですか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） 2件ほど相談をいただいております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、相談窓口の相談員は5名と言われました。その方たちはどこの部署に所属をしているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

職員団体がまず推薦する職員ということで、職員組合の執行部の職員が2名該当になります。1人は収納課、それから管財課に在籍している職員が各1名ということでございます。それと人事福利厚生を担当する職員ということで人事課の職員が2名、そして男女共同参画を担当する職員が1名ということで、合計5名ということが相談員として位置づけられてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 相談員の体制5名でやっていますが、任期であるとか、どのくらいやるかという、そういう規程は特には定めてはいないですか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） 現在、その任期等のところの規程はございません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 先ほど相談窓口をつくって2件だって言ったところで、次聞きたいんですが、これだけだと実態の把握がされていないと思われれます。無記名のアンケート調査を進めるべきだと思いますが、この点に関してはどう考えますか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先に述べさせていただきましたとおり、ハラスメントの防止等に関する規程を制定した背景には、ハラスメントと見受けられる相談が複数寄せられたということが、まず要因となってございます。少なくとも、こうした行為が存在していることは当然把握してございますので、現時点で無記名のアンケートを仮に実施したとしましても、無記名であるがゆえに相談につながることは困難であるというふうに考えてございます。

そのため、既に制度が確立し運用を開始している段階でございますので、規程はもとよりハラスメント防止の指針を職員に周知浸透させまして、ハラスメントの防止に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 近隣の自治体で、無記名のアンケート調査をやった自治体がありますが、御存じでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

牛久市が、そのような形でやっているというようなことは伺ってございます。

それと先ほど任期の件で、ちょっと私のほうで任期はないというふうに申し上げましたが、任期は1年で再任はオーケーというような流れでございます。訂正させてください。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 牛久市はハラスメント防止の条例もつくっていますね。石岡もアンケートを、近隣では取っています。なぜこういうことを言ったのかと、後でまた、まとめて言いますけども。

厚生労働省のデータなどは、人事課のほうで調べてみたりしましたか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） 残念ながら、まだ全てのデータを確認しているというわけではございません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 厚労省のホームページで、令和2年度の一般の企業の全国的な調査した結果が出ています。そうしますと非常に、このハラスメントの種類、また、どういうもの

が多いのか出てきますので、やはりそれは、多分行政の組織で、無記名でもし取ったとしてもそんなに大きく乖離はしてない数字が出てくるかと思います。ですから、実態を把握するのであれば、やっぱりこの無記名のアンケートというのは、再発防止にもつながると思うんで、これは検討されるべきだと思います。

さて次に、相談者が相談した、それによって2次被害に遭うこともあるんで、なかなか相談できないという人もいるんじゃないかと思うんですね。業務上に非常な不利益を得る可能性があるとするると相談できない。そのための予防体制はどのようになっていますか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

セカンドハラスメントを防ぐための御質問かと思いますが、相談者の精神面、心理面の配慮はもちろんのこと、プライバシーへの配慮も必要となってございます。そのために、先ほど答弁にもありましたですけれども、相談員のスキルアップのために勉強会等を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

また、組織として研修を通じまして、ハラスメントに関する正しい知識を身につけシグナルを見逃さない、そういった風土をつくり上げるということが非常に重要なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 相談体制が安心して相談できる、どういうものを相談する側が求めるかといったところも、聞くことも非常に大事だと思います。アンケート調査は今のところはまだやるつもりはないようなんですが、そういうこともきちんと職員の皆さんから聞くということが大事だと思いますけども、その辺はどう考えていますか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） 現在は、無記名等のアンケートというのは実施してございません。現在ハラスメント防止に関する規程並びに指針を策定したところでございます。そして相談窓口を設置するなど、相談体制を整えさせていただいたところです。

今後は、まずは職員それぞれに周知・浸透させて、ハラスメントのまず防止を努めていくと。しかしながら、運用後は、今以上のよりよい制度というのを当然目指していかなければいけないと思いますので、そういったことも委員会がございまして、委員会の中で調査して検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ハラスメント苦情処理委員会は、委員長が副町長になっています。実際に上司から部下に対するハラスメントもありますが、新聞・ネットなんかで調べますと、大体一番権力を持っている人からのハラスメントがやっぱり多いように見受けられます。ですから、先ほど、冒頭言った、首長であったり教育長であったり、議会の議員であったり、そういうところの場合がある。そういう、特別職の人が加害者のときは、どのようにするんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

現状のこの規程は、特別職が該当にならないということでございますので、現時点では検討はしてございません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時11分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、北朝鮮による人権侵害問題に関する国民世論の啓発のため、本日12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に、国会議員、首長、地方議会議員をはじめ、多くの国民が救出のシンボルであるブルーリボンを着用し、救出の意思を示すことを呼びかけるということで、今日は皆さんにつけていただきました。ありがとうございます。

それでは引き続き、13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ハラスメントの研修で、特別職の方の研修が見当たりませんが、これは行う予定はあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

先ほども申しあげましたですけども、当町においては、特別職の皆様は規程の適用外というふうな位置づけでございますので、研修の計画はございません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 最後にいろいろと事例を紹介しますので、そこで、ちょっとこれは考えざるを得ないなど。議会も含めて、きちんと知っているか、知らないかではえらい違

いになってくると思いますので、その話をしたいと思います。

次に、町から補助金の拠出されている社協、またシルバー人材センター、ここが一番、最高責任者は町長になっていますけども、ここの防止対策というのはどうなっているのか。また、監督している部署がもし町にあるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

シルバー人材センター以下のほかの外郭団体につきましては、それぞれの団体の中でそういったことが取り組まれているものというふうに考えてございますので、私どものほうとしては、現時点では把握してございません。

ちなみに、シルバー人材センターでいけば、当然保健福祉部のほうが関係してございますので、何らかの相談等があれば、そういったことはお受けするというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 分かりました。社協は社協で独自でやるという捉え方でよろしいですか。はい。

さて、先ほどのパワハラ防止の研修の、ハラスメントの研修の話しましたが、特にパワハラに関しては非常に境界線から微妙ではっきり区切れない、法的な定めがないのが現実です。この研修するときのポイントがここに出ているんですが、あるようなんです。4つのタイプに分かれるというんです。

1つはパワハラに関する知識が不足しているタイプに向けた研修。もう1つが相手がどのように感じるか想像力に乏しいタイプに向けた研修、3つ目がマネジメントスキルが低いタイプに向けた研修、4つ目に自分の感情を爆発させてしまうタイプに向けた研修。みんな内容が違ふようなんです。ですから、これからだんだんと充実した研修体制を取っていくのであれば、こういうことも踏まえてやっていかれるといいかと思えます。

さて、ここで最近いろいろと新聞、ニュース等で取り上げられたハラスメントの事例をちょっと伝えたいと思います。

岐阜県の郡上市の職員がパワハラで自殺しました。これは2021年9月1日の記事ですね。2019年12月、上司からのパワハラを苦にして、市の清掃施設に勤務していた男性職員が自殺をして亡くなりました。亡くなった男性は50代の男性上司と仕事の進め方をめぐって意見が食い違い、施設の所長に辞めたいという話をしていたそうですが、その所長から上司に異動させるということになりました。ところがそこで逆恨みといいますか、自分が異動になったのは、ハ

ラスメント、パワハラを訴えたこの職員だということ、さんざん精神的に嫌がらせを受け、追い詰められてそれで自殺をしたと。

その結果どうなったかという、市は地方公務員法の信頼失墜行為の禁止に反するパワハラがあったとして、8月30日付で退職した上司を停職3か月相当、所長を減給10分の1、また市長の給料月額20%、副市長10%で減額する議案を提出するというようなことで、非常に行政の組織としては不名誉なことだと思います。これが今年の9月1日の記事ですね。

京都府の京丹後市、ここは2021年の6月3日、市長、副市長、教育長の特別職による市職員へのハラスメントを防止するためのハラスメント防止委員会を新たに設置すると、このとき発表があって、市によると市の顧問弁護士と別の顧問弁護士、大学教員らによって委員会をつくっていくと。なぜかという特別職の人たちになりますね。

中山市長というんですが、市長は3月9日に市議会の一般質問で、議員控室で議長と議論になったと。その直後に、事務局長にパワハラをして、それが1つの発端となって、こういう特別委員会がつくられるようになった。

滋賀県甲賀市、これは課長が部下に対する別の課長の不適切な発言を聞きながら、その場で注意しなかった。対象は女性です。子育ての育児で、どうしても2日間休みが欲しいといった。それに対して不適切な言葉があった中で、それを止めなかったがゆえに、問題が起きてから解決するまで非常に長い期間かかってしまったと。こういう事例もマスコミをにぎわしています。

また、この前10月3日、神奈川県大和市長のパワハラ行為。要するに、大和市の市議会の特別委員会は、前の副市長が市長のパワハラがあったんでやめたと。それを受け止めて、特別委員会をつくって調査を始めたというような案件も出ています。この市長はパワハラを繰り返していたとする前の副市長の主張はうそだとして、謝罪や慰謝料を求める訴えを横浜地方裁判所に起こしていると。本来裁判所で争うべきことではなくて、内部でもって話し合いをして解決すべき内容だったなと僕は思います。

熊本では、市長からパワハラを受けたとする市の幹部職員からの相談を受け、市が聞き取り調査を行っていることが分かったと。職員から、このパワハラに関する相談があった場合、副市長や総務部長などをつくる防止対策委員会で審議するけども、審議できないので第三者を入れて設置を検討しているというような内容です。

また、今年の3月4日、これは議員ですね、相模原市の市議会。前の議長が、LINEを使ってパワハラメッセージを流して、それによって問題になって議長を辞職して、党籍があったんですが、その党も辞任して今無所属になっている。こういうことを、もし市の職員がやったならば懲戒処分の対象になると。内容は、「目の前から消えていなくなってほしい」とか、いろんな嫌がらせのメールをLINEで流したそうです。相手は非常に親しい中だったからと言

っても、それは通用しない。やっぱりやっていけないことはやってはいけない。

また、教育長。これは福山市ですね。福山市で勤める学校の校長先生が、休職・降格願の文面を教育長から出せと言われて、それが問題になってパワハラ事件に発展して表に出て、外部の第三者委員会に委ねて調査を受けている。

いろんな案件がいっぱいあるんですけども、そういう中で、石岡市のアンケート調査が、9月22日茨城新聞に載っていました。要は、何で町でそれを今やらなきゃいけないかというと、先ほどの見せたデータ、療養休暇取っている人が増えてきたということと、普通退職、定年を迎える前に辞めていった人も多い。また、様々な仕事上の重大な過失も起きた中で、やはりこれは、いつそういうものが表面化するかわからないんじゃないかと思います。今、読んでみても。

石岡市は職員で初めて実施した職場でのハラスメントアンケートで、直近、最近3年間にハラスメントを受けたとする回答が、25%を超えていたことが分かったそうです。4人に1人は、ハラスメントを受けていたと。そういう中で、内容はどうなのかということ、取ったアンケートは、正規、再任用の職員622人に対し実施をしたそうです。回答率は約66%。ハラスメントを受けたという人は113名の25%。この中で威圧的な行為、暴言、傷害、名誉毀損、侮辱、そういうものが主にハラスメントを受けた理由です。

その中で、何もしなかったというものがあまして、自分が我慢すればよかったというのは、これも約25%。何をしても解決しないと思ったと諦めている。それが、21.4%。これを問題にして言うと、行為者を刺激してエスカレートすると思ったのでやめたというのが18.8%。職場に望む対応では、行為者の処分が一番多く、また自分の配置転換というようになっていました。

これは実態を把握する上では、こちらにも出ています。無記名のアンケートというのが一番実態が把握できますということですから、そういうことをきちんと取ったほうがいいのではないかとこれは1点思います。ほかの自治体で新聞記事にも出ていましたが、そういうハラスメント行為が議会に寄せられた自治体がありまして、そこは議会で特別委員会をつくって、それでハラスメントの調査に動いたといったところもあります。行政の中のことを議会はチェックしますが、議会が動いて特別委員会をつくってチェックをするよりも、自分たちできちんとこれは対応したほうがいいかと思います。

また、アンケートでは多分、特別職という議員も入りますので、議員が職員に対してハラスメントしたかしないかも当然取るべきだと思いますし、あったときはやっぱり議会のほうも真摯に受け止めて対応しなきゃいけないと思います。

川越市議会ではハラスメントの根絶条例というのもつくっています。牛久もつくっています。ですから、こういうものを見ましても、非常に今、皆さん一人ひとりが安心して働ける、そう

いうことに関して、1つは実態をきちんと把握する。これ無記名のアンケートを取るだけでもかなりの効果があると思います。みんな声を上げない人がいっぱいいると思いますので。多分、議員さんの中にも、そういう相談を受けている議員さんも何人かはいるかと思います。私も、過去に何度か受けたことはあります。

ですから、そういうことを考えてみましても、しっかりとこれは対策を取っていかなくてはいけないことなんじゃないかと。特に近年、非常に記事としても多いと思います。その辺も踏まえて、どうでしょうか。アンケート調査の必要性というのは、考えられますか。先ほどは今のところ取る必要はないと言っていました。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

当然先ほども申し上げましたように、制度がスタートして、職員のほうにも周知をしてまた理解をしていただくと。それがまず、第1番目だというふうに思います。いろいろ議員のほうから様々な御提案、それから事例を御紹介いただきましたので、そういったことも1つ念頭に入れながら、検討委員会等ございますので、その中でまた議論をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 13番川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ハラスメントに関しては、本当にこれは誰しも加害者にもなり得るし、被害者にもなり得ると思います。ですから、そういうものをきちんと対応して、風通しがいいと言ったところは、やはりお互い話をするにしても、対等に話ができないとなかなか難しいと思います。

これは、何度か前にもお話した長野県の阿智村の、前の村長やっていた岡庭さんが職員時代にやっていたこと。要するに、地域の人が誰もがみんなに自分の意見を言える、そういう地域づくりをしたいということで、風通しのいい地域をつくりたいということでスタートしました。そこで決めた決め事は、みんなが人の意見を聞くことができる、そして誰もが自分の意見をみんなの前で話すことができる、そういう地域社会をつくる。ですから、職場においてもそういうことができるようになれば、全然これは違ってくるかと思えます。

その1つは、相手の意見を否定しないといったところから入らないと、なかなかそれは難しいと思います。ですから、やはり様々な職員の皆さん、またいろんな町民の声もあるかと思うんですけども、まずはきちんと話を真摯に受け止めて聞いてあげれば、このハラスメントに関しても、もっともつとなくなり、心の病で勤務できなくなる人もぐつと少なくなってくると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（久保谷充君） これで、13番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。栗原宜行でございます。

一般質問最終日、最後となりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、阿見町は土地利用の変化にどのように対応していくのかについて質問をいたします。

今の日本は、第2次キャンプブームと言われています。コロナ禍、アウトドアで過ごすことで癒されるキャンプ。本格的なキャンプだけではなく、気軽に楽しめるキャンプもありブームを支えているということです。また、意外に山が安いと、キャンプをするために自分の山を買った。こういうことも話題になり、山を買う人が増えているそうです。しかし、国民がこうした人生を謳歌するために、善意で土地を購入するだけではなく、ある目的を持った悪意のある購入とも、考えさせられてしまう事例もあります。

こうした中、2011年、10年前ですが、外国資本による森林買収が社会的関心を集めたため、国は、あらゆる森林売買の事後報告を義務づける改正森林法を制定しました。また、都道府県においても、2012年以降、北海道や埼玉、群馬が、水源地域の土地売買の事前届出を義務づける条例を成立させました。茨城県も同様に10月3日付で、茨城県水源地域保全条例及び茨城県水源地域保全条例施行規則が施行されました。

この条例は、県民の生活に不可欠な水資源を維持し、後世に引き継ぐというために、県や県民の責務と示すとともに、水源地域の森林の使用権の移転等に際して事前届出制を設け、県が土地所有者等へ適切な助言を与えるようにしたものです。本町、阿見町も県条例の水源地域の区域になっています。

このように少しずつですが、土地取引に規制をかけていましたけれども、それでも不十分であるということでした。特に、外国資本が自衛隊基地の周辺や離島の土地を購入し、不適切に利用する事態を防ぐため、安全保障上重要な施設周辺での土地取引を調査規制する法律が、本年6月16日に成立しました。

外国資本の土地の所有・利用については、以前より航空自衛隊千歳基地の周辺の土地や長崎県対馬市の海上自衛隊対馬防備隊の周辺の土地など、以前から懸念されてきました。阿見町には、武器学校や朝日燃料支処、また隣接する補給処など自衛隊施設が多いです。2022年4月の土地利用規制法の運用開始に向け、対応はできているのでしょうか。

また、土地の変化ということでは、11月7日に実施した阿見町議会報告会での住民の皆さんとの意見交換で、町内のインフラ整備に伴う沿道の開発や、熱海市の豪雨被害発生原因の1つとなった、埋立地近くに設置されている太陽光発電設備についても、多くの御意見をいただきました。

そこで社会がこのように大きく変化する中、阿見町の土地利用の対応について伺います。

1、いわゆる自衛隊基地周辺の土地利用規制法の制定は、私たちの生活にどのような影響があるのでしょうか。

2、外国籍の個人や外国資本の法人による町内の不動産購入の実態は、どのようになっているのでしょうか。

3、土地利用規制法に対し、町はどのように対応をしていくのでしょうか。

4、太陽光発電設備の設置状況を、どのように認識しているのですか。

5、太陽光発電設備の設置状況を踏まえ、開発許可や規制についてどのようにしていくお考えですか。

6、太陽光発電設備の設置に対し、阿見町の自然や景観をどのように守っていくのですか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の、阿見町は土地利用の変化にどのように対応していくのかについての質問にお答えいたします。

1点目の、いわゆる自衛隊基地周辺の土地利用規制法の制定は、私たちの生活にどのような影響があるのかについてであります。

国において、今年6月に重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律が成立しました。この法律は、重要施設の周辺の区域内等にある土地等が重要施設等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的としております。

現時点では、この法律の運用に関する基本的な事項を定める基本方針について、国で検討を行っている状況であり、具体的な内容は判明しておりませんが、法律では、国が指定した区域内において、土地等の所有者の氏名や国籍等の調査を行うことや、土地等の売買を行う際に届出を義務づけることなどの措置とともに、違反等があった場合の罰則についても定められております。

2点目の、外国籍の個人や外国資本の法人による町内の不動産購入の実態についてであります。

外国籍の個人などによる町内の不動産購入の実態については、町では把握しておりません。

3点目の、土地利用規制法に対する町の対応についてであります。

町内には、防衛省防衛装備庁航空装備研究所土浦支所、陸上自衛隊の土浦駐屯地武器学校、朝日分屯地関東補給処朝日燃料支処、霞ヶ浦駐屯地、舟島射撃場の5か所の施設があり、国により区域として指定されることも十分想定されます。

特に町の市街化区域にある自衛隊施設の周辺は、国の制度が施行された際には、1点目でも申し上げましたとおり、様々な影響を受けることが想定されます。今後も、国等が発出する情報を注視し、国等からの具体的な動きがあった際は、法律の主旨、今後策定される基本方針等を踏まえながら適切に対応してまいります。

4点目の、太陽光発電設備の設置状況をどのように認識しているかについてであります。

経済産業省のデータによると、令和3年6月末時点で、町内における太陽光発電施設の設置数は、出力10キロワット未満が1,239か所、10キロワット以上50キロワット未満が483か所、50キロワット以上が46か所となっております。設置場所については、住宅の屋根や事業所の屋上への設置が大多数を占めており、地上への設置に関しては、土砂災害警戒区域内に設置されている施設はないという状況であります。

5点目の、太陽光発電設備の設置状況を踏まえ、開発許可や規制についてどのようにしていく考えかについてであります。

県では、平成28年9月から、事業用の太陽光発電施設を設置する事業者に対し、市町村や地域の理解を得ながら適正に設置、管理することを目的として、県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインを施行しております。

内容は、事業者に対して施工に当たって配慮すべき事項等を示し、自主的な取組を求めるものであります。出力50キロワット以上の太陽光発電施設の場合は、設置を計画している市町村へ事業概要書を提出の上、事前協議を義務づけております。出力10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電施設の場合は、事前協議は義務づけられておりませんが、当ガイドラインを参考に事業を実施することとなっております。

町では引き続き、太陽光発電施設を設置する事業者に対し、県ガイドラインの遵守を徹底するよう指導していく考えであります。

6点目の、太陽光発電設備の設置に対し、阿見町の自然や景観をどのように守っていくかについてであります。

阿見町第6次総合計画では、地球環境の保全として、再生可能エネルギーの導入促進に言及

しておりますが、一方では、自然環境の保全や景観形成にも言及しております。双方の施策を両立させていくためには、バランス感覚を持ったまちづくりが重要であると考えます。今後とも、自然や景観をはじめ、生活環境、防災等、様々な項目のチェック機能を持つ県ガイドラインの運用により、事業者に対して自然や景観を守る配慮を求めていく考えであります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、御答弁いただきましたので、再質問のほうをさせていただきます。

実際に御答弁でもありましたけれども、これから基本方針を決めて1,000か所とか、600か所とかと言われている施設を特定し、それぞれの関係市町村、または関係する都道府県に対して調整を行っていくというのがあります。かなり時間を要すると思えますけれども、この運用までの、おおよそのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

現在国におきまして、基本方針案と必要な政令等の検討が行われている状況でございます。内閣府のスケジュール案では、令和4年6月に法律の一部が施行され、土地等利用状況審議会の設置、基本方針の閣議決定、政令等が公布されるということでございます。令和4年9月1日に法律が全面施行されますので、それに対して注視区域、それから特別注視区域の公示が行われるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 9月1日で実際に稼働していくということですので、秋口まで時間がありますけれども、その中で準備をしていかなければならない。町民の皆さんが、こういう法律ができて、こういう状況になっていくんだということを知らなければならぬということもありますので、長いようで短い期間であるというふうに思っています。

そこで、私は3か所ぐらいの自衛隊基地だと思っておりましたけれども、5か所あるということでもございました。どちらにしても、どこの施設がその対象となるかというのが分からない状況の中ではありますけれども、5か所対象となった場合に、この法律で規制される範囲としては、周辺1キロ以内にあるものが対象となりますので、この1キロ以内にある町内の空き家、空き地については、どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

平成27年度の空き家調査のほかに、地域住民からの情報提供により、空き家や管理されていない空き地については把握しております。そして表にしてまとめてはございますが、図面上、地図上に落としての表現は行っておりませんでしたので、今言われた重要施設から1キロメートルの範囲の数についてはカウントすることがすぐにはできない状態でありますので、数についてはこの場でお答えできないということで、御了解願いたいと思います。

しかしながら、令和4年9月には、注視区域及び特別注視区域のいわゆる区域指定が施行予定とのことでありますので、そのときに速やかに対応できますように、図面上、地図上にプロットしておく等の作業を行っておきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。準備のほうも進めていただいているようでございます。

この法律の立てつけがかなり厳しい内容になっておりまして、御答弁にもありましたけれども、罰則規定が盛り込まれています。2年以下の懲役——禁錮ではなくて懲役刑、200万以下の罰金刑ということで、合わせて併科もできるということで、通常の規制よりかなり厳しい形になっています。

これを町民の方が、こういうことを知らずに売買をしてしまったということも当然考えられますので、土地所有者等の方への適切な助言とか周知については、どのようにされていくのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

法律が施行されますと、先ほど来からありましたように注視区域、それから特別注視区域ということが設定されることとなります。国の調査権が及ぶなど一定の規制がかかり、それに従わなかった場合は、議員御指摘のように、例えば特別注視区域内においては、届出違反等に対しては6か月以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられるというようなものでございます。したがって、区域指定が行われた際には、土地利用者等が利用規制の内容はもちろんのことですが、こうした罰則があるということも十分理解しておく必要があるというふうに考えてございます。

町としましても、区長会並びに地域住民の皆様に対して説明を行うとともに、広報あみ、町ホームページ、また関係地域への回覧等を定期的に行い、また不動産事業者等にも制度周知を図っていくということが今後必要になってくるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） そうしますと、例えばそういう形で各町民の方、また関係される方に御案内が行くということで、通常の部分よりも周知を上げていただいているというふうに理解しました。

自由にできる私的な経済を法律で規制するわけですがけれども、本来の目的は不正取引の部分何とか規制したい、抑制したいということになりますので、先ほど私、茨城県での水源地域の条例についても御案内しましたが、阿見町も当然入っているということで、それと併せて、この法律が不正土地取引の抑止力になるのか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

県知事が指定する水源地域内の民有地について、所有権等移転等に関わる契約をしようとするものは、茨城県水源地域保全条例に基づき、事前に県知事に届出なければならないとなっております。届出先は阿見町の場合、県南農林事務所林業振興課になりますので、届出された情報につきましては、町とも共有しており、不正取引の抑止力の1つになっております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 続きまして、この法律の運用が開始されますと、町では外国籍による阿見町の不動産の実態としては把握できてないよということなんですけれども、この運用を開始されると不動産購入の実態が可能になるのかどうか。

この法律の中で、関係する自治体の長は、政府、国の求めに応じてその情報を上げなきゃならない。逆に国もその情報に基づいて関係する自治体の長に情報を流すということで、双方の部分でやり取りがあります。このことによって、今までは不動産購入の実態が分からなかったけれども、把握が可能になるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

区域指定が行われた場合には、国が土地利用者等の氏名または名称、住所、その他政令で定めるものの提供を求めることができるというふうに規定されてございます。具体的な手続がまだ残念ながら示されておりませんので、町はこうした照会を通して、指定区域内における国の規制等に関する動きを共有することになることが考えられます。しかし、それ以外の動きにつきましては、把握を求められるものではないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 個人情報絡みもありまして、この法律についても極力個人情報に注意をして、最小限なものにするということが言われておりますので、把握できることとできないこと、そのすみ分け、境界が大事になってくると思います。

続いて、国はいわゆる土地利用規制法の指定区域の調査をする場合に、今、公室長が言われましたけども、その中で関係する市町村として準備をしていくこと、来年の9月1日に向けて、具体的に何かもう、こういうことを準備することがあるんだという明確になっているものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

基本方針、政令がまだ明らかになっておりませんので、具体的に申し上げることはできませんけれども、制度が開始されますと、氏名、名称、住所、その他政令で定めるものの提供が国より求められることとなりますので、法案要綱において、この法律の規定による措置を実施するに当たりまして、個人情報の保護に十分に配慮した必要最小限のものとしなければならないとされてございますので、法令の遵守運用の明確を図るために、町側のほうとしても例規整備が必要であるというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 何度も御案内しますが、県内も自衛隊施設といえば、本町と古河、百里基地の小美玉、それから勝田等、いろいろあると思います。その辺は樋口議員のほうがすごく詳しいとは思いますが。そういうところと連携する組織機関というのがあるのかどうか。ない場合は、今後大事なことですので連携をどのように進めるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

本町は、御指摘のとおり自衛隊施設というのが立地されておりますので、その施設とその機関そのものと連携することはもちろんでございますけれども、自衛隊が所在する自治体で構成する全国基地協議会及び防衛施設が所在します自治体とその周辺の自治体で構成する防衛施設周辺整備全国協議会というものに加入してございます。まだ、これらの協議会のほうからは具体的な動きを示されておられませんけれども、協議会は基地等をめぐる問題点の対応につきまして、構成市町相互から様々な要望を受けていただきまして、国に対して要望活動等を行っていただいておりますので、こうした動きも注視しながら、町として必要な体制を整備してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今度は、太陽光のほうの再質問に移らせていただきます。

御答弁では、483か所、10キロ以上50キロ未満の太陽光発電があります。46か所の50キロ以上の高圧発電所がありますということになっておりますけれども、地域別にはどのような感じになっているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

それでは、町内の4地域に分けてお答えしたいと思います。

10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電施設は、阿見地区では149か所、朝日地区で219か所、君原地区で82か所、舟島地区で33か所となります。

次に、50キロワット以上の太陽光発電施設なんですけれども、こちらは阿見地区で6か所、朝日地区で12か所、君原地区で24か所、舟島地区で4か所となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

あと、土砂災害の警戒区域内に設置されている施設はないということでもございましたけれども、一応ホームページを見ると、土砂災害地域に許可を得て建築できるというようなところもあつたんですけれども、今はないということなんですけれども、今後も設置できないような規制はできるのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい、お答えいたします。

現在の法令では、太陽光発電施設は建築物ではないことから規制がないというような状態になっております。また、県のガイドラインでは、土砂災害警戒区域は抑制区域となっておりますが、強制力のある規制を伴うものではございません。そのため、県ガイドラインに反した内容の太陽光発電施設の事業概要書が提出されたときには、県ガイドラインに沿って設置するよう、町から事業者に対してお願いをすることになります。

また、県内では17の市町村で条例等を制定しておりますが、いずれも事業者の努力義務を課すものでありまして、実行力のある罰則規定がないというような状況でありますので、例えば設置できないように規制することは難しいのではないかと考えております。

しかしながら、市町村独自でも何かしらの制限を課さなければ、無秩序に設置されてしまう可能性もございますので、先行市町村の条例等を参考に、制定について検討してまいりたいと

考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 1問目，最後の質問になります。

今の御答弁の中で，つくるほうと環境というところで，双方の施策があるので，両立するにはバランス感覚を持ったまちづくりが必要であるという形になっていて，つくるほうについては，県のガイドラインを遵守していきます。

その中で，環境に配慮した部分，阿見町は環境ガイドラインがありませんが，独自の環境ガイドラインを策定する考えはありますか。

○議長（久保谷充君） 町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君） はい，お答えいたします。

町では，県のガイドラインに基づいて，設置に当たっての指導を行っておりますが，国の環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインは，全編にわたり環境への配慮について示されたものでありますので，県ガイドラインのほかに，この環境ガイドラインも参考にして指導に当たっていきたいと考えております。

また，両方のガイドラインにより環境配慮の指導は十分に満たせると思いますので，町独自の環境ガイドラインを作成するまでは必要ないのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 以上で1問目の質問は終わります。

○議長（久保谷充君） それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（久保谷充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは，2問目の質問をさせていただきます。

2問目につきましては，カンショ栽培による農業振興についてということでお伺いをいたします。

大井川知事も，茨城県のカンショについてはブランド化をするということで，着々とブランド化に向けて県内進んでいるところでございます。NHKもこの前，行方市農協さん——JA

行方の組合長さんが出まして、昨年の海外に対する売りが一昨年と比べて300倍になったという形で放送がされていまして。着々とですね……。その理由につきましては、マレーシアとカナダの2つの国の輸出が伸びたという形になっておりまして、単価もかなり高い単価で売れているということを放送されておりました。

そこで、茨城県はカンショ（サツマイモ）の一大産地で、鹿児島県に次いで全国第2の収穫量を持っております。今御案内したとおり、大井川知事も茨城ブランドとして国内のみならず海外への輸出も視野に入れたブランド育成を展開しています。

阿見町においても、作付面積が増えておりますけれども、その振興策について質問をいたします。

1つ、町はカンショ栽培について、どのような取組をしていらっしゃいますか。

2、カンショ栽培農家に対し、今後どのような支援策を実施するのですか。

3、冬場の農作物としてのカンショ栽培、この担い手不足解消のための対策と今後の農業振興についてはどのようにお考えですか。

以上3点よろしくお願いたします。

○議長（久保谷充君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） カンショ栽培による農業振興についての質問にお答えいたします。

1点目の、町はカンショ栽培についてどのような取組をしているのかについてであります。

現在、町では、県が強力に作付を支援する茨城県かんしょトップランナー産地拡大事業と連携し、カンショの産地育成に取り組んでおります。

カンショの産地育成や担い手の発掘育成に関する町の取組としては、事業に関する制度説明をはじめ、先進地視察や栽培講習会開催のほか、農業改良普及センターによる巡回指導を行うことにより、新たな生産者の確保と安定生産・品質向上に努めております。

また、地域の意向を踏まえた土地利用の方向性について話し合う「人・農地プランの実質化」に取り組んだ結果、掛馬地区において耕作放棄地を含めた約2.7ヘクタールの農地の集約と再生が図られ、そこに新たな農業法人が参入し、カンショの生産が行われております。

このような取組により、カンショの栽培面積は、令和2年度に約2.7ヘクタール拡大し、令和3年度にはさらに、約12.3ヘクタール拡大しており、生産者数も増加の傾向となっております。

2点目の、カンショ栽培農家に対し、今後どのような支援策を実施するのかについてであります。

町では、カンショの生産を拡大した認定農業者・集落営農・認定新規就農者に対して、苗代の一部助成することで、生産初期段階における負担の軽減を図っております。また、カンショ

は、多くの面積を活用し、生産性の向上を図る土地利用型作物であり、機械化による作業の効率化と安定生産、さらには収穫後の計画的な出荷に向けた施設整備等が重要であります。機械化・施設整備による大規模農業経営を目指す担い手に対しましては、県単事業等支援策への誘導を図ることで、カンショの生産拡大につなげてまいります。

町としては、担い手や地域の実情を的確に把握し、有効な支援策への誘導を図るとともに、県農業改良普及センター等とも連携し、病害虫対策や生産技術の向上に関する取組を積極的に行うことにより、町におけるカンショの産地化を推進してまいります。

3点目の、冬場の農作物としてのカンショ栽培、この担い手不足解消のための対策と今後の農業振興策についてであります。

カンショは、おおむね5月に定植し10月に収穫する作物であり、冬季に露地で収穫できる作物については、先ほどの柴原議員の御質問でもお答えしたとおり限られております。

現在、町内で新規就農されている方々の営農類型を見ますと、指導を受ける先進農家の作柄を参考に、阿見の風土や気候に合った農産物を選定している傾向が見られます。今後とも、県農業改良普及センターやJ A、町内先進農家、大学等と連携を図る中で担い手発掘・定着・育成に向け前向きに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

答弁にもございましたけれども、茨城県のトップランナー産地拡大事業、これはきめ細かなといいますか、3つの部分で助成が組まれておりまして、10アール当たり1万5,000円の間管理事業による対策の農地に対して補助があるとか、あと荒廃地の部分での補助が10アール当たり上限10万円。それから抜根等の部分の費用があれば、10アール当たり15万という形で、県のほうも力を入れていただいております。

また、そういった中で、トップランナー産地拡大事業の次年度以降の見通しを、まず伺いたいのと、それからこの産地がひたちなか市から東海村、銚田、行方、大洗も含めて太平洋側にあるわけですけれども、特にこの産地と言われているところの部分、例えば東海村ですと、このトップランナープラス、パワーアップ事業という形で、追加の独自の対策をやられております。

次年度以降のトップランナーの見通しと、町独自の策について、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えさせていただきます。

茨城県かんしょトップランナー産地拡大事業に関しましては、県に確認したところ次年度以降の継続については不透明であるということです。

次に、阿見町独自策としましては、所得向上を目指す農業経営体への農地集積を図ることを目的に、町内に散在する集团的農地を図面化し、情報提供を行っております。また、農地集積、保全等に関して意欲のある地域に関しては、積極的に人・農地プランの実質化に取り組み、実情に即した担い手の誘導を図り、地域農業の維持、発展を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 茨城トップランナー産地拡大事業が、次年度については不透明ということがありましたけれども、新たな策が講じられることを祈るとともに、部長から御案内があった町独自の施策で、産地化に向かって頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

そこで産地化の規模なんですけれども、先ほど御案内したとおり太平洋側の部分では、銚田市が、これ売上げベースになりますけれども、115億円。2番目、行方市が65億円。非公開の部分もありますけれども、鹿行地区の部分もかなり売上げとしては高いという形になっております。

阿見町の産地化の規模、作付面積はどのぐらい目指されるのか、お伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えさせていただきます。

現在産地化を推進している品目としましては、常陸秋そばが約70ヘクタール、加工用バレイショが約12ヘクタール、カンショが約21ヘクタールとなっております。カンショにつきましては、特に目指すべき目標は設けておりません。

今後、町としましては、面積拡大、安定生産、品質向上に向けて、関連機関との連携を密にしながら推進を図り、生産者の意向を踏まえながら、積極的に支援を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

阿見町は、今御案内のとおり40品目を作る産地になるわけですね。1品に集中して作った農業を指向せずに、多品種少量じゃないですけども、いっぱい大消費地を抱えて、そのニーズに对应していこうというのが、阿見町の農業をやられている方たちの考え方、そしてそういう大消費地に近いという形の中にいるので、阿見町の特異性があるんだと思います。

そこで、特にそのカンショの部分でいけば始まったばかりということがございまして、先

進的にやられている農家さんもあるんですけども、その方たちはある程度の設備があるわけです。新たにやりましょうと、これからやりましょうという形の方たちにとってみたら、カンショの保存施設がないということがあって、作るんだけど、4か月かけて温度管理をしながら市場に出していくと。そういう面で、夏野菜と違って長期的に作っても市場に出せるというメリットのある作物がこのカンショだと。

そうすると、そこに入れておく上物であったり、そういうものがどうしても必要になると。それは特にこれから始めようというような新規就農の方たちには、かなり負担になるということです。そういうのを造ってくれないかというのが、この前の議会報告会の際にも、いろいろいただいた意見の中にありました。

そこで、その保存施設の新設利用の要望ある中で、これをどのような条件があればできるのか、どのような条件が必要なのか、それについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

保存施設の新設や利用に対しての補助金につきましては、茨城県による儲かる産地支援事業がございます。事業の概要につきましては、先ほど柴原議員の質問で回答させていただいておりますが、儲かる産地支援事業の事業主体は、農協、営農集団、農業法人、認定農業者等になりまして、事業内容につきましては、ICTを活用した先端技術の導入支援と、高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械施設整備等の支援になります。

主な補助要件としましては、1、受益農家戸数が3戸以上であること。2、事業費が160万以上であること。3、事業実施後3年後までに、販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めることになっております。補助率につきましては、3分の1以内ということになります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

私は今回、大きな社会変化の中でいろいろ伺ってまいりました。今回新たに出てきた事象の中には、第6次総合計画、6次総の中に若干の記述しか盛り込まれていないことが大きな要因として、町民の生活等にのしかかってくるものがありました。それから町民の皆さんがこれからどうやって阿見町に住んでいこうかという形の中で、その暮らし云々の中でどういうふうな土地のゾーンを、その中にいて生活をしていくのか。そして、その中で生活をしていながら農業をして、その糧として住んでいくという形の中で、魅力のあるまちづくりが大切になってきます。

第7次総合計画の策定も、そろそろ始まっていくのかと思われまので、今日私が御指摘した、伺った中は、ごくごく少ない事象ですけれども、それを次の7次総合計画の策定に活かしていただきながら、共に魅力のあるまちづくりに進んでいきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひしたいということで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君） これで、7番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷充君） 次に日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月11日から12月16日までを休会にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後 1時16分散会

第 5 号

[12 月 17 日]

令和3年第4回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和3年12月17日（第5日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副	町	長	坪田	匡弘	君	
町	長	公室	長	建石	智久	君
総	務	部	長	佐藤	哲朗	君

町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
子ども家庭課長	小澤勝君
児童館長	細沼文恵君
国保年金課長	武井浩君
健康づくり課長	監物輝子君
道路課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	恵美和彦君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和3年第4回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和3年12月17日 午前10時開議

- | | | |
|------|--|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第86号 | 阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第87号 | 阿見町国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第88号 | 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第89号 | 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号） |
| | 議案第90号 | 令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第91号 | 令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第92号 | 令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第93号 | 令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号） |
| | 議案第94号 | 令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第95号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| | 議案第96号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| | 議案第97号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| | 議案第98号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第4 | 議案第100号 | 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第5 | 議案第101号 | 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 請願第4号 | コロナ禍による米価下落の対策を求める請願 |
| 日程第7 | 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について | |

午前10時00分開議

○議長（久保谷充君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第86号 阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第87号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第88号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 初めに、日程第1、議案第86号、阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第87号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第88号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

本案3件については、去る12月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和3年12月13日午後2時に開会し、午後2時50分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ17名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第86号、阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、2つある阿見町学校区児童館と二区児童館の現在の利用者数の割合はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部からは、令和3年度は、一般のほうに590名、小中高生が174名、二区児童館のほうに、育児サークル575名、母親クラブが132名、一般836名、小中学生464名となっています。総計は、学校区児童館が1,414名、二区児童館のほ

うが2,007名となっていますとの答弁がありました。

次に、学校区児童館の利用者を二区児童館で受け入れようということだが、二区児童館での受入れ体制、スペース、人員の問題はどうなっているのかとの質疑があり、執行部からは、育児サークルに関しましては、二区児童館が月曜と水曜日、学校区児童館が火曜と金曜日というふうに曜日を変えて活動しています。母親クラブに関しましては木曜日ということで曜日が重なっていません。

また、人員は、学校区児童館の職員を二区児童館に異動させ対応していきたいと考えています。

また、広さ、面積は、大きなホールの部屋や集会室、また2階には、以前、放課後児童クラブで使用していた図書室、児童クラブ室がありますので、広さ的には心配はしていません。

また、動く児童館ということで、中央公民館の体育館や君原公民館、予科練記念公園など、いろいろなところに出かけていますので、人数、イベントに関しても心配ないと考えていますとの答弁がありました。

また、閉館理由に、法定耐用年数を延ばすための計画的な改修工事が行われずと聞いたが、計画はつくられなかったのかとの質疑があり、執行部からは、小さな修繕工事、使っていて不便があるというところはその都度直していましたが、大改修工事に関しましては、将来的にまだ名前は決まっていますが、児童センター、子どもセンターみたいな施設をつくるというのを全体として考えておりますので、改修工事は行ってこなかったと聞いていますとの答弁がありました。

また、将来、学校区児童館を取り壊して子どもセンターをつくる計画になるのかとの質疑があり、執行部からは、まだ詳しい内容については詰めている状態ですが、児童館をはじめ、町の子育て機能をそこへ全て集約するというので、現在計画を検討し始めたところですよとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第86号、阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第87号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、町内には分娩機関があるが、産科医療補償制度に加入していない医療機関はあるのかとの質疑があり、執行部からは、基本的にはどこも加入しています。全国的に見てもほぼ100%の加入です。ただ、この産科医療補償の対象にならないものとして想定されているものは、例えば海外で出産した場合とか、死産の場合など、そういった場合が産科医療補償制度の対象外となっていますとの答弁がありました。

また、出産育児一時金は自治体によって金額が違うのかとの質疑があり、執行部からは、国の制度に基づいて行っていますので、基本的には一律ですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第87号、阿見町国民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第88号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第86号から議案第88号までの3件についての委員長報告は原案可決であります。

本案3件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第88号までの3件は原案どおり可決することに決しました。

議案第89号	令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第90号	令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第91号	令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第92号	令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第93号	令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第94号	令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、議案第89号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第90号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第91号、令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第92号、令和3年度阿

見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号），議案第93号，令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号），議案第94号，令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号），以上6件を一括議題といたします。

本案については，去る12月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） 命により，総務常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和3年12月13日午前10時に開会し，午前10時18分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ21名，議会事務局から3名の出席をいただきました。なお，傍聴者は2名でした。

議案第89号，令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号），うち総務常任委員会所管事項について，質疑を許しましたところ，総務費の企画費で，ふるさと納税の業務委託料1,520万6,000円は1年分なのか，手数料以外に何かかかるのかとの質疑に対し，この委託料は単年度契約となっています。内容は，ふるさと納税の業務をJA全農に委託しており，その委託料と返礼品の調達費用30%分が含まれています。

当初予算でふるさと納税の歳入が4,000万円と見込んでおりましたが，ポータルサイト等を増やし，返礼品を充実させたことにより，寄附が伸び，プラス3,000万円上振れするだろうという見込みの中で，それに伴い必要な業務委託料を増額したものですとの答弁がありました。

次に，総務費の地域安全対策費，災害対策費200万円の急傾斜地崩壊対策事業負担金の場所と工事内容についての質疑に対し，青宿，鹿島神社の近隣です。工事内容は，県の竜ヶ崎工事事務所で設計をしている段階で，具体的な土留め工事の内容は決まっておられません。今年度は，現地への立入り，地質調査，工事の設計になりますとの答弁がありました。

続いて，事業の補助率という質疑に対し，10分の9が茨城県，10分の1が受益側の市町村負担になり，今年度の県の試算が2,000万円で，その1割に当たる200万円を今年度の負担金として町が納めますとの答弁がありました。

次に，総務費の文書広報費，荒磯部屋連携推進事業で，2月，3月分で44万円ですが，なぜこの時期にスタートしたのかとの質疑に対し，アドバイザーの委託料になります。今年度から既に荒磯部屋や相撲協会と話をさせていただいていますが，来年度に向けて事業を展開していく必要があります，補正で対応させていただくということですとの答弁がありました。

続いて、来年度に向けてどのような取組を考えているのかという質疑に対し、開設前の機運醸成のため、横断幕や懸垂幕、のぼり旗などを来年2月ぐらいから町内各所に設置したいと考えています。町のホームページのトップに荒磯部屋というアイコンをつくり、力士の紹介、勝敗の情報などを掲載し、皆で応援するという機運を醸成するとともに、荒磯親方に阿見大使への就任もお願いしたいと考えています。

また、横断幕などをひたち野うしく駅や荒川沖駅にも設置するため、JRと協議中です。

また、荒磯親方による講演会、部屋を見学するバスツアー、保育所などへ力士に来ていただき相撲教室や相撲大会を開くなどのイベントを企画していきたいとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第89号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第89号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、放課後子ども教室業務委託料213万6,000円について質疑があり、執行部からは、9月の休校期間中、9月12日と9月13日から9月30日までの13日分、7時半から15時半までの教育活動推進員の先生方の特別保育の人員費、その補正となりますとの答弁がありました。

また、次に、障害者訓練等給付事業の扶助費5,634万7,000円についての質疑があり、執行部からは、訓練等給付に関して8つの事業があり、その中で、就労移行支援、就労継続支援B型、それから共同生活援助及びグループホームの利用の伸びがあり、今回増額しましたとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業のバス運行委託料の運行について質疑があり、執行部からは、バスの対象として案内する方は1,300人ほどで、5日間の実施を考えています。1日当たりの運行回数は、回数が多いと10回ぐらい往復するような計画になっていますとの答弁がありました。

また、前回使わなかった方が今回使いたいと申し出られた場合はどうするのかとの質疑があり、執行部からは、今回の御案内通知の対象になっているのは、前回乗車された方を対象としており、前回バスに乗車していない方は対象になりませんとの答弁がありました。

また、何人まで乗車する予想を立てているのかとの質疑があり、執行部からは、今回は2回接種済みの方ですので、間隔を空けてというようなことはさほど心配していません。乗車人数のほうも、乗れる乗車人数に合わせてお乗せすることができるかと思えます。前回、1つの集団に対して1台その場所に迎えに行くような計画とは異なりますとの答弁がありました。

次に、臨時的緊急医療体制強化支援補助金484万5,000円についての質疑があり、執行部からは、町のほうで、1件当たりどういった設定が妥当かということで検証をしてみました。救急搬送1件当たり保険診療点数が9,500円ということで計上しましたとの答弁がありました。

次に、修学旅行キャンセル料等補助金98万8,000円について、今年度契約するときに、キャンセル料がない旅行会社さんとの契約は考えなかったのかとの質疑があり、執行部からは、修学旅行の契約については各学校に任せているので、町のほうから具体的な指示を出していませんと答弁がありました。

また、年度当初、収束の見通しが立っていない状況で、各学校に対してキャンセル料がないような形で話を進めるとか、そういったことは指示は出せなかったのかとの質疑があり、執行部からは、そちらについての検討は町ではしていませんとの答弁がありました。

次に、予科練平和記念館の維持管理費の維持補修工事174万2,000円について質疑があり、執行部からは、予科練の展示映像ルームのモニター3台が故障し、部品がないため修理ができず、交換するため計上しましたとの答弁がありました。

次に、学校施設整備事業、維持補修工事の52万2,000円についての質疑があり、執行部からは、竹来中学校北棟2階女子トイレ換気扇設備更新工事を行うための増額で、換気扇が経年劣化により漏電しているため、交換工事のための増額ですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第90号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、高額医療費4,000万の増額について質疑があり、執行部からは、現在コロナ禍で受診控え等があり、国全体の医療費としては減少傾向ですが、町の令和3年度の見込みは令和2年度より上回るだろうということが想定されていますので、今回補正を計上しましたとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第91号、令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第92号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第92号、令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、産業建設常任委員会委員長平岡博君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） それでは、命により、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和3年12月14日午前10時に開会し、午前11時42分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

まず初めに、議案第89号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、農業振興推進事業の備品修繕料について質疑があり、農産物等の放射能を測定する放射能測定器の部品交換ですとの答弁がありました。

次に、地域公共交通維持確保支援金について質疑があり、昨年度の阿見町新型コロナウイルス感染症対応地域公共交通支援金と同趣旨の制度です。対象は、道路法による旅客自動車運送事業の許可を国から受けて旅客運送事業を行っている事業者で、今年度、新規に貸切りバス事業者も対象としていますとの答弁がありました。

次に、道路橋梁管理費で、廃棄物等処分委託料について質疑があり、道路敷地に不法に投棄された廃棄物等の処分委託料です。今年度は9月末までに、道路敷に不法投棄だけで6件発生しており、当初予算の不足分を増額するものですとの答弁がありました。

次に、都市排水路管理費で、廃棄物等処分委託料について質疑があり、町が管理している水路敷に不法投棄された建築廃棄物が周辺に影響を及ぼすおそれがあるものから計上したものですとの答弁がありました。

次に、道路橋梁維持補修事業、補正額1,250万円の工事場所について質疑がありました。計算センターの交差点から荒川沖方面へ向かっての約230メートルと、三区公会堂前付近から倉

持商店前の交差点までの延長約292メートル，合わせて522メートルですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第89号，令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号），うち産業建設常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第93号，令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第93号，令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第94号，令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第94号，令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号から議案第94号までの6件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって，議案第89号から議案第94号までの6件は，原案どおり可決することに決しました。

議案第95号	損害賠償の額を定めることについて
議案第96号	損害賠償の額を定めることについて
議案第97号	損害賠償の額を定めることについて
議案第98号	損害賠償の額を定めることについて

○議長（久保谷充君） 次に，日程第3，議案第95号，損害賠償の額を定めることについて，議案第96号，損害賠償の額を定めることについて，議案第97号，損害賠償の額を定めることに

ついて、議案第98号、損害賠償の額を定めることについて、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る12月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長樋口達哉君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君） 続きまして、議案第98号、損害賠償の額を定めることについて、質疑を許しましたが、質疑なく、質疑を終了し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第98号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、民生教育常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第95号、損害賠償の額を定めることについてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、保険会社からの入金についての質疑があり、執行部からは、減価償却費のことを考慮すると恐らく半額であろうということで先方の保険会社からお話がありましたとの答弁がありました。

また、相手方の了解は取れているのかとの質疑があり、執行部からは、金額や建物、館の使用方法についても、事前に御説明いたしまして、御了解いただいていると認識していますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、産業建設常任委員会委員長平岡博君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第96号、損害賠償の額を定めることについて御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、事故の状況について質疑があり、現場はほかの場所に比べて50センチほど道路の幅員が狭く、側溝の蓋の上にポールが立てられているところで、車両のタイヤが乗ったか、ポールに車両が接触して蓋がずれ落ちてしまい、ポールが車道側にはみ出したこ

とにより車両が接触してしまったものですとの答弁がありました。

次に、これまでも同じ場所で起きているが改善することは考えていないのかとの質疑があり、強度のある側溝への入替えも検討したいとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第96号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第97号、損害賠償の額を定めることについて、質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第97号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第95号から議案第98号までの4件についての委員長報告は原案可決であります。

本案4件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号から議案第98号までの4件は原案どおり可決することに決しました。

議案第100号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第100号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第100号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に7億7,901万1,000円を追加し、187億6,691万4,000円とするものがあります。

その内容は、第3款民生費の児童福祉総務費で、子育て世帯臨時特別給付金事業を新規計上

するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 先ほどの全協の中でいろいろお話を伺いましたけれども、改めて、議案書のほうを見るんですけども、5万円のとくと、今回10万円ということで、町民の方は喜ぶかと思うんですけども、職員の時間外手当が、これ金額同じなんですけども、かなり大変になるかと思うんですけども、これは10万円になった場合でも大丈夫なわけですか。

○議長（久保谷充君） 子ども家庭課長小澤勝君。

○子ども家庭課長（小澤勝君） はい、お答えいたします。

10万円になったことによって、職員の作業量でございますが、再通知業務のみになりますので時間内でそれは処理できるというところで、大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第100号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第100号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第100号については原案どおり可決することに決しました。

議案第101号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第101号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第101号の阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現在空席となっている教育委員会教育長に立原秀一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

同氏は、阿見町公立学校校長在任中に学校再編検討委員会委員や本郷地区新小学校建設検討委員会委員を歴任され、阿見町立阿見中学校長を退職後、平成30年12月から教育委員会委員に就任されております。この間、阿見町の教育行政に熱心に取り組み、人格・識見ともに優れ、また地域住民からの信頼も厚く、教育委員会教育長として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 全員協議会で立原氏の所信表明を聞き、町長に質問をしましたが、再度質問をいたします。

教育行政は継続性があります。第二小学校の存続と実穀小学校の跡地利活用の具体的対応は、前任者と同じという理解でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 町長にお尋ねします。教育関係者は政治的に中立でなければなりません。今回任命しようとしている立原秀一さんは、どこかの後援会に入っているということはありませんか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

どこかの後援会と申しますと、私は分かりませんが、個人的なそこら辺まで詳しくは私は存じておりません。

○議長（久保谷充君） 16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 失礼しました。千葉繁後援会の会員にはなっておりませんか。

○議長（久保谷充君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、お答えします。

なっていないと思います。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 私は、反対の立場から討論させていただきます。

立原氏は、平成25年6月から平成27年3月まで、阿見町立学校再編検討委員会において、校長会代表者の委員として町立学校再編に携わっておりました。この再編検討委員会にて統廃合の道筋をつけてきたわけです。

その後、平成30年より教育委員となつてから、第二小学校の統廃合問題が再燃した際、統合延期を承認した判断は、今後、教育行政のトップを任せるに当たり、一貫性、継続性、信頼性に疑問を持たざるを得ません。

12月14日の全協内での所信表明の内容を聞いても、再任不同意となつた前教育長の方針を引

き継ぐのではないかと私は感じております。

以上の理由から、この人事案には反対させていただきます。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は、この前の教育長人事のときもそうだったんですけども、今のこの状態の中で教育長が不在ということを非常に困っている、教育委員会のほうとしても、町教育部会としても、思います。

実際、来年の4月からの先生方の異動、今これをしっかりやらないと、阿見町の子供たちにいい先生がなかなか来ない、そういったことを十分に考えられます。

そういったことで、これ以上、教育長の席が不在ということはあり得ないと私は思いますので、賛成いたします。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 教育長に必要なもの、それは政治的な中立性であります。立原氏の所信では、それは触れられませんでした。町長は、当然のことだからとお答えになりましたが、一番大事な要素に触れないで、不易流行を力説しても、人事管理に教育は人なりを掲げるようでは、前任者と変わらないと言わざるを得ません。

よって、頭を変えても中身が同じでは選任の意味がありません。不同意であります。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は、新しく提案された立原教育長の選任に、賛成の立場から討論をいたします。

今、質疑及び反対討論の中で政治的中立性ということの問題にされておりました。これは教育に携わる者は注意しなければならないということですけども、教育委員でも政党に所属することは許されるわけですね。これは国民の権利ですから。しかし、それを過半数以上の政党所属者が占めてはいけないと、こういうふうな法律の建前になっておりまして、そういうことをよくよく御存じで質疑を、あるいは討論をしたのかどうか分かりませんが、間違っていると思います。

さて、今回、提案された立原さんですけども、当初、民間の企業に勤められ、その後、一貫して学校教育現場で、3年間は県庁に出て、児童相談所、こちらに所属するなど、今、阿見町で求められている教育の中で最も重要な経験をしているのではないかと私は思います。識見・人格ともに私たちは高く評価できるものと思ひまして、この選任に同意をいたします。

○議長（久保谷充君） 原案に反対者の発言を許します。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 大体高野議員と一緒になんですが、平成25年から学校再編計画に立原さんは入っていないながら、ずっと長いこと見ているわけです。その方が、教育の一貫性、継続性について否定するような行動、委員の行動をしたということを考え、反対といたします。

○議長（久保谷充君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 2回、前回、今回と2回否決されています。どういう意味で否決しているのかがちょっと理解に苦しんでいるんですけど、実際、教育現場、現場では大変困っています。教育長がないということ。それを理解しないで、ただ単に、どういう理由で反対するんだか、聞いてても分からないような理由で反対していますから、私としては、どうしても教育現場に教育長を置きたい、これを第一に考えますので、この案件には同意します。よろしく。

○議長（久保谷充君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり同意することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

請願第4号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、請願第4号、コロナ禍による米価下落の対策を求める請願についてを議題といたします。

本案については、去る12月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を

求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君） それでは，先ほどに引き続きまして，請願第4号，コロナ禍による米価下落の対策を求める請願について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，ガット・ウルグアイ交渉の中で，ミニマムアクセス米を受け入れるとしているが，これを変えるということでのいいのかとの質疑があり，そういうことです。だぶつければ輸入を抑えるべきだと思っていますとの答弁がありました。

次に，今年の米価はどのくらいかとの質疑があり，60キロ概算金でコシヒカリ1万200円，あきたこまち9,500円，ゆめひたち8,000円です。昨年対比で2,300円から3,000円のマイナスですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論を許したところ，反対の立場から，農業を守るということ，食の安全保障という観点から，直接米の買取りによる米価の安定を図ることではなく，農業者への直接の戸別所得補償の充実への見直しや，持続化補助金の農業版のような農業者への支援をしていただくべきであるとの反対討論がありました。

賛成の立場から，日本が米の生産体制をしっかりと，つまり生産農家を守る，生産体制をしっかりとやっていくことが必要だと思う。ミニマムアクセス米の輸入を需給状況に応じて数量を調整するのは合理的であるとの賛成討論がありました。

その他，討論なく，採決に入り，請願第4号，コロナ禍による米価下落の対策を求める請願については，賛成少数で不採択となりました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げます，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず，反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 次に，原案に賛成者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今の委員長報告，私はびっくりしました。命の糧を生産する農家が食べていけないわけですね。そういう状況にある日本は異常な状況だと思います。自給率も4割を切る中，新型コロナ感染拡大は，お金で何でも買える，輸入できる，そういう幻想を打ち砕きました。

世界的な異常気象，発展途上国の人口爆発，年間8億人もの餓死者が出ているという報告も出ています。その中で，日本は自給率100%の米でさえ，ミニマムアクセスという名目で年間77万トンも輸入をしています。この行為は世界に対する犯罪行為だと言われています。いわゆる作ればできるものを輸入して，米も野菜もですね，で，貧困，食糧が届かない人たちのやつまで買いあさっているわけです。こういうことは許されるものではありません。世界に対する犯罪行為です。国民の財産と生命を守る政府の立場を放棄していると言わざるを得ません。

子ども食堂やフードバンクなど，米を食べたくても食べれない人が，今の豊かな日本という状況の中で実際にあるんです。阿見町にもあります。生産費を大きく割り込む今年度産の米価は1俵，先ほども委員長の報告にありましたように9,000円台と言われています。これでは米の再生産はできず，大きな農家も小さな農家も，米生産は続けられません。

地域の農業を守り，環境保全を進めるためにも，国に対して15万トンの特別枠の買上げで終わらせてはなりません。アメリカやEU並みに農家への直接支援と，困窮者向けの農産物提供を実現するために，阿見町から請願を国会に届けることが必要であります。そのために賛成討論をいたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私も，請願第4号，コロナ禍による米価下落の対策を求める請願について，賛成の立場から討論をいたします。

米価下落の原因は，新型コロナ禍により外食産業の米需要が激減し在庫が積み上がっている上に，今年は豊作となり，さらに余剰感が膨らんでいることが要因として挙げられております。

コロナ禍では，農業に限らず，飲食業，旅行業，観光業など多くの業種で厳しい経営環境に見舞われました。しかし，そうした産業と農業が根本的に異なる面があります。農業は天候に左右され，特に米は年に1度の生産機会しかありません。

現在の日本の農業，地域の農業は，先祖代々の田を休耕田にしたいという理由で，採算度外視でも体力を酷使してコストの高い米を生産するという現状もあります。高齢化や後継者不足で先が見通せないから，機械や設備の大規模投資もできず，おまけに，鹿やイノシシの被害で田は荒らされ，そしていよいよもう駄目だとなって，泣く泣く耕作放棄地になっていく生産者が多いという実情も理解しなければなりません。

1993年，平成5年ですけれども，全国的な米の不作により，平成の米騒動においては，タイなどから米の緊急輸入が行われるなどしたこともあり，自国民に食料の安定供給を維持するというのは，食料安全保障からいっても極めて重要な政策です。与党を構成する公明党は，10月7日，政府に対し，一定期間米を保管して供給量を調整する米穀周年供給，需要拡大支援事業

の拡充などを政府に求め、さらには、中小企業の経営を支える持続化補助金の農業版を創設するよう政策提言をしております。

欧米各国では、農家は準公務員の扱いで、自国向け食料を生産する生産者をしっかり守り、自国の食料安全保障を重視しております。日本以外の諸国は自国の農業補償し、育てる変革をつくり上げています。

請願は、コロナ禍の中での米価下落への対策を求めるもので、まさに農家の厳しい状況に対して、緊急避難的な対策を求めるものであります。請願事項である1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること、2、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食糧支援で活用すること、3、国内消費に必要なない外国産米、ミニマムアクセス米の輸入を中止するか、少なくとも当面、国内産米の需給状況に応じて、輸入数量調整を実施することなど、地域の実情を政府に対して要請しております。

地方議会としては、こうした地域の実情の声を政府に反映するのは当然のことであると考え、賛成討論いたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

18番吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 私は、この請願に対して、不採択の立場から討論いたします。

この請願書の中に、コロナ禍というかつて経験をしたことない危機的な事態の中、農業者の経営と地域経済を守るためというくだりがありました。農業の方々も大変この間、おいでになりまして御説明をいただいたんですが、非常に気の毒だというふうに思っておりますが、農業の方も大変な事態の中で仕事をされていると思います。コロナ禍の中で大変な思いをしているのは、農業だけではなく、医療従事者をはじめ全ての国民が、あらゆる職種、業種、産業に従事されている方々、大変な時代環境の中で我慢と苦痛を強いられております。そこは皆さん御存じのとおりのことと思います。

米価は、需要と供給のバランスの中で決定されるものだと私は思っております。ミニマムアクセス米の輸入量の調整とか国内産米を優先という必要性を訴えておりますが、単に生産性の調整だけでは米価を持続することが難しい時代に入ってきているんだろうというふうに私は思います。

市場原理に任せず、国は米を買い取ることによって米価の安定を図るということは、私は原則反対です。消費者の目線で言いますと、国の税金、ひいては我々の税金を投入して、我々が買う米の価格も上がるという政策は取ってはいけないと考えております。

農業を守る、食の安全保障をという観点から、このような直接米の買取りにより米価の安定

を図るのではなく、農業者の直接的な戸別補償、戸別所得補償の充実への見直し、農業者への支援をしていただくべきだと考えております。

よって、この請願には不採択といたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 私は今回紹介議員ということなんですけども、賛成の立場で討論に参加いたします。

昨年から続くコロナ禍の影響で、どの産業もかなり疲弊しています。それは米をつくっている農家も同じです。コロナ禍で外食産業などの国内需要も減少し、米の過剰在庫が起きています。政府は昨年、国民1人当たり10万円の定額給付金を支給したり、雇用調整助成金などの対策を行っています。これと同様に、農家に対する支援策として、お米を買い入れ、米の需給環境を改善して米価の下落を抑えることが必要だと考えます。

今、全国の各地で大学生や生活困窮者への食料支援活動が行われています。コロナ禍で正規から非正規へと変更を余儀なくされたシングルマザーの方などに一番喜ばれているのがお米の支給です。今ボランティアで行われているこの活動を、政府自身が買い入れたお米で取り組むべきです。

ミニマムアクセスの話が出ましたが、ウルグアイラウンドそのものは、ミニマムアクセス枠の全量の輸入を義務づけておりません。2007年の事例ですが、農水省は77万トン全量を輸入する予定でしたが、米の国際価格が急騰する中、業者が希望する買取り価格では折り合いがつかず、農水省は結局、77万トンのうち約7万トンを残して打ち切りました。これは政府の判断で輸入量を変えられることを、政府自らが明らかにしたものです。政府の行動は、ミニマムアクセス米の輸入が義務ではないことを裏づけています。

今回の請願で、不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先することが必要ですと書かれています。日本は先進国の中で食料自給率が低い国です。そのためにも、不要な米の輸入を抑え、国内産に切り替えることが必要です。それを促進するためにもこの請願は必要不可欠ではないでしょうか。

今回の請願事項を考えますと、政府としては、過剰在庫の米を買い入れ、給付金と同様に生活困窮者に配布することで、米価下落に歯止めがかけられるものです。コロナで困っている人とともに農家を助けることもできます。

最後になりますが、この請願者の県南農民組合の事務所は、農事組合法人大地のめぐみにあります。ここでは、阿見町の学校給食に多くの野菜などを届けており、大変喜ばれています。

皆さんいろいろな考え方はあるでしょうが、農家組合から出されたこの請願に対し、農家の

気持ちを酌み取っていただき、賛同するようお願いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第4号についての委員長報告は不採択であります。

本案を原案どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。この件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣言

○議長（久保谷充君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げます。この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これもちまして、令和3年第4回阿見議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 石 引 大 介

署 名 員 高 野 好 央

参 考 资 料

令和3年第4回定例会 議案付託表

総務常任委員会	<p>議案第89号</p> <p>議案第98号</p>	<p>令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）</p> <p style="padding-left: 2em;">内 総務常任委員会所管事項</p> <p>損害賠償の額を定めることについて</p>
民生教育 常任委員会	<p>議案第86号</p> <p>議案第87号</p> <p>議案第88号</p> <p>議案第89号</p> <p>議案第90号</p> <p>議案第91号</p> <p>議案第92号</p> <p>議案第95号</p>	<p>阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>阿見町国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）</p> <p style="padding-left: 2em;">内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>令和3年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>令和3年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>令和3年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）</p> <p>損害賠償の額を定めることについて</p>
産業建設 常任委員会	<p>議案第89号</p> <p>議案第93号</p> <p>議案第94号</p> <p>議案第96号</p> <p>議案第97号</p> <p>請願第4号</p>	<p>令和3年度阿見町一般会計補正予算（第6号）</p> <p style="padding-left: 2em;">内 産業建設常任委員会所管事項</p> <p>令和3年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）</p> <p>令和3年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）</p> <p>損害賠償の額を定めることについて</p> <p>損害賠償の額を定めることについて</p> <p>コロナ禍による米価下落の対策を求める請願</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和3年10月～令和3年12月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	11月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回定例会会期日程等について ・その他
民生教育 常任委員会	11月19日	町立あさひ 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場におけるICTの活用について
議会改革等調査 研究特別委員会	10月17日	本郷ふれあい センター	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターについて ・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画配信について ・その他
	11月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターについて ・オンライン会議について ・その他
	11月21日	第301会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニターについて ・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画配信について ・その他
予算決算 特別委員会	11月8日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・予算審査に向けて ・その他

議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	10月7日	全員協議会室	・議会だより170号の発行について ・その他
	10月18日	全員協議会室	・議会だより170号の発行について ・その他
	11月22日	全員協議会室	・令和3年度町村議会広報研修会の動画 視聴について ・その他
議 会 報 告 運 営 委 員 会	10月7日	全員協議会室	・第6回議会報告会について ・その他
	10月15日	全員協議会室	・第6回議会報告会について ・その他
	10月21日	全員協議会室	・第6回議会報告会について ・その他
	11月7日	中央公民館	・第6回議会報告会
	11月11日	第1委員会室	・第6回議会報告会の総括について ・その他
全 員 協 議 会	10月19日	全員協議会室	・3組合の統合・複合化について ・第6回議会報告会について（全体リハ ーサル） ・その他
	11月5日	議会議場	・令和4年度3か年実施計画について ・令和4年度町行政施策及び予算要望に 対する回答について

全 員 協 議 会	11月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実穀地区公民館整備事業の財源等について ・ その他
	11月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画について ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・ 阿見町児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について ・ 総合保健福祉会館で活動している福祉団体の物品誤廃棄事案の対応について ・ 新型コロナワクチン接種事業の進捗について ・ 地区公民館の整備状況について ・ その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月20日	全員協議会 ・ 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について ・ 令和2年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・ 令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） ・ 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について ・ 令和2年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計継続費清算報告書について ・ 構成市町村議会等への説明の顛末について ・ 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（素案）について ・ ごみ処理の広域化・斎場事務の複合化について		川畑秀慈 海野 隆
	10月29日	第2回定例会 ・ 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について ・ 令和2年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について	原案同意 原案認定	川畑秀慈 海野 隆

龍ヶ崎地方衛生組合	10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） 令和4年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について 令和2年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計継続費精算報告書について 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	
牛久市・阿見町齋場組合	10月29日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年第2回組合議会定例会の議案説明について 齋場運営状況報告・アンケート調査結果報告について <p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計補正予算（第1号）について 令和2年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計歳入歳出決算認定について 	<p>原案可決</p> <p>原案認定</p>	<p>飯野良治</p> <p>樋口達哉</p> <p>石引大介</p>
稲敷地方広域市町村圏事務組合	11月16日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化について <p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 稲敷地方広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について 令和2年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について 	<p>原案同意</p> <p>原案認定</p>	<p>久保谷実</p> <p>紙井和美</p> <p>永井義一</p>

<p>稲敷地方広域市 町村圏事務組合</p>	<p>11月16日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について ・ 令和3年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号） ・ 令和4年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦金割合について 	<p>原案認定</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	
----------------------------	---------------	---	---	--

請 願 文 書 表

令和3年第4回定例会

整理番号	受年月理日	件名および要旨	住所氏名 提出者名	氏名 紹介議員名	議決結果
4	令和3年11月29日	<p>1. 件名 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願</p> <p>2. 主旨 新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で2020年産米の過大な流通在庫が発生しました。しかし、政府の打ち出した36万トンの上乘せ「減反」をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。</p> <p>コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任をもって市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による緊急買入など特別な隔離対策が絶対に必要です。</p> <p>政府は、「市場隔離と同等の効果を持つ」対策として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の20年産米37万トンの中から15万トンを特別枠として支援するとしています。しかし、仮に15万トンの販売が22年11月以降に先送りされたとしても、古古米として安い主食用米が市場に出回るようになります。</p> <p>同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンを輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先することが必要です。</p> <p>全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。買い入れた米を政府の責任で困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。</p> <p>コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを求めます。</p>	茨城県稲敷郡阿見町小池二二五七―二四 県南農民組合 組合長 渋谷 俊昭	永井 義一	

4		<p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。 2. 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。 3. 国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。 			
---	--	--	--	--	--

令和3年12月16日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 樋口 達哉

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和3年12月13日（月）午前10時00分～午前10時18分
2. 審査委員 樋口 達哉
石引 大介
久保谷 実
柴原 成一
川畑 秀慈
野口 雅弘
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第89号 内 総務常任委員会所管事項
議案第98号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和3年12月16日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 栗原 宜行

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和3年12月13日（月）午後2時00分～午後2時50分
2. 審査委員 栗原 宜行
飯野 良治
紙井 和美
永井 義一
高野 好央
落合 剛
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第86号
議案第87号
議案第88号
議案第89号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第90号
議案第91号
議案第92号
議案第95号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和3年12月16日

阿見町議会議長 久保谷 充 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 平岡 博

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和3年12月14日（火）午前10時00分～午前11時43分
2. 審査委員 平岡 博
吉田 憲市
久保谷 充
難波 千香子
海野 隆
栗田 敏昌
3. 審査結果
 - ・原案通り可決したもの
議案第89号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第93号
議案第94号
議案第96号
議案第97号
 - ・不採択としたもの
請願第4号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り